

(第一類 第十一号)

第百一回国会 通信委員會會議錄第十号

(三二五)

昭和五十九年六月二十日(水曜日)
午前十時十五分開議

出席委員

委員長 志賀 節君

理事 加藤常太郎君

理事 加藤英次郎君

理事 鈴木 強君

理事 竹内 勝彦君

理事 足立 篤郎君

理事 近藤 鉄雄君

理事 左藤 恵君

理事 額賀福志郎君

理事 原 健三郎君

理事 渡辺 紘三君

理事 伊藤 忠治君

理事 松前 仰君

理事 島居 一雄君

理事 中井 治君

出席國務大臣

郵政大臣 奥田 敬和君

出席政府委員

郵政政務次官 関谷 勝嗣君

郵政大臣官房長 奥山 雄村君

郵政省電氣通信 政策局長 小山 森也君

郵政省電波監理 局長 嶋 光一郎君

委員外の出席者

科学技術庁研究 調整局宇宙開発 課長 北村 俊男君

大蔵省主計局主 計官 日高 壮平君

會計検査院事務 総局第五局長 中村 清君

日本電信電話公 社總裁 真藤 恒君

参 考 人
(日本放送協会 会長) 川原 正人君

参 考 人
(日本放送協会 副会長) 田中 武志君

参 考 人
(日本放送協会 技師長・専務理事) 矢橋 幸一君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 坂倉 孝一君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 海林 謙一郎君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 渡辺 伸一君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 川口 幹夫君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 林 乙也君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 梅村 和定君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 堀田 一成君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 斎藤 義郎君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 大澤 弘之君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 宮原 翠君

参 考 人
(日本放送協会 専務理事) 船川 謙司君

通信委員會調査 室長 長崎 寛君

委員の異動

六月二十日

辞任 永江 一仁君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

同日 田中 慶秋君

十三億四千六百万円で、事業収支差金は二百六億九千九百万円となっております。

以上のとおりであります。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○志賀委員長 次に、参考人川原正人君から補足説明を求めます。川原君。

○川原参考人 ただいま議題となっております日本放送協会の昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、財産目録、貸借対照表の当年度末現在の資産総額は、二千二百二十四億二千百万円で、この内訳は、流動資産五百六十六億九千九百万円、固定資産一千五百二億八百万円、特定資産五十二億三千九百万円、繰り延べ勘定二億七千五百万円で、このうち固定資産の内容は、建物五百三十六億四百万円、土地百九十八億二千三百万円、機械三百九十九億三百万円、出資三億円、その他の固定資産三百六十五億七千八百百万円でございます。

当年度末資産総額を前年度末と比較しますと、二百四十億三千万円の増加となっておりますが、これは主として、事業収支剰余金七十四億九千八百万円と、受償料前受け金の増加六十六億六千八百百万円などにより流動資産が百五十八億一千九百万円増加し、また、当年度の建設計画に基づくテレビジョン放送網の建設、放送設備の整備等の実施及び通信・放送衛星機構に対する出資により固定資産が六十二億四千三百万円増加したためでございます。

一方、これに対する負債総額は、八百七十一億四千五百万円で、この内訳は、流動負債三百七十一億五千二百百万円、固定負債四百九十九億九千三百百万円で、このうち固定負債の内容は、放送債券二百六十五億三千万円、長期借入金百十六億一千三百百万円、退職手当引当金百十八億五千万円でございます。

当年度末負債総額を前年度末と比較しますと、三十三億三千百万円の増加となっておりますが、

これは受償料前受け金等の増加により流動負債が七十六億二千九百万円増加し、一方、長期借入金金の減少等により固定負債が四十二億九千八百万円減少したためでございます。

また、資本総額は、一千二百五十二億七千六百万円で、この内訳は、資本七百五十億円、積立金二百九十五億七千七百万円及び当期事業収支差金二百六億九千九百万円でございます。この資本総額は前年度末と比較し、二百六億九千九百万円の増加となっております。

次に、損益計算書により経常事業収支について見ますと、まず受償料等の経常事業収入は、二千七百十四億三千百万円で、前年度と比較し、五百二十三億二千四百百万円の増加となりました。

これは主として、昭和五十五年以降三カ年の経営計画のもとに、やむを得ず昭和五十五年五月から放送受償料月額の改定を行うとともに、極力受信契約の維持増加に努めた結果でございます。

なお、有料受信契約者数は、三十一万件増加し、当年度末には二千八百五十五万件となりました。

次に、経常事業支出は、二千五百九億九百万円で、この内訳は、給与八百六十五億七千六百万円、国内放送費六百六十七億六千万円、国際放送費十六億五千八百百万円、営業費三百七十億九千八百百万円、調査研究費三十一億一千五百百万円、管理費三百四十八億一千百万円、減価償却費百七十一億七千万円、財務費三十七億一千三百万円となっております。

これは前年度と比較し、二百十二億三千七百万円の増加となりましたが、主として、放送番組内容の充実刷新、受信契約の維持増加対策の推進及びこれらの事業遂行に伴う維持運用費等の増加によるものでございます。

以上の結果、経常事業収支差金は二百五億三千万円となり、これに、特別収入六億一千四百百万円を加え、特別支出四億四千五百百万円を差し引いた当期事業収支差金は二百六億九千九百万円となりました。

ました。

このうち、債務の償還に充てた資本支出充当は百三十二億百万円であり、事業収支剰余金は七十四億九千八百万円でございます。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源に充てるものであります。

これをもちまして、協会の昭和五十五年財産目録、貸借対照表及び損益計算書につきましての概要説明を終わらせていただきますが、今後の事業運営に当たりまして、公共放送としての使命と責務を銘記し、一層放送事業の発展に努力してまいり所存でございます。

何とぞよろしく御審議のほどお願いする次第でございます。

○志賀委員長 次に、会計検査院当局から検査結果について説明を求めます。会計検査院中村第五局長。

○中村会計検査院説明員 日本放送協会の昭和五十五年決算につきまして検査いたしました結果を説明いたします。

日本放送協会の昭和五十五年の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、昭和五十六年十一月六日内閣から送付を受けました。その検査を終えて、同年十二月八日内閣に回付いたしました。

同協会の会計につきまして検査いたしました結果、特に違法または不当と認めた事項はございません。

○志賀委員長 これにて説明は終わりました。

○志賀委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤忠治君。

○伊藤忠治委員 私の方からはより二号aの問題について、そのことを中心に質問を申し上げたいと思っております。

まず、質問に入ります前に、より二号aの今回の故障しました事実経過について今日まで種々委員会でも議論がなされてきておりますが、経過に

ついて要約をしまして、まず事実経過について誤りがあれば御指摘をいたして、その上で若干質問を申し上げたいと思っております。

まず、一連の経過でございますが、一月二十三日に宇宙開発事業団が種子島からより二号aを打ち上げまして、三月二十三日にA系統の故障を発見されたと聞いております。この故障の事実は事業団からNHKに三月二十三日の時点で知らされたと思うわけでございます。四月十一日に事業団が故障の事実について公表されました。四月二十一日に事業団から放送衛星機構に引き渡しがございまして、四月二十二日午前時放送衛星機構からNHKに引き渡しがなされております。そして、五月三日R系統が故障しまして、五月十二日にB系統一本で放送が開始されたのでございます。

当初の計画ではA系統で総合テレビ、B系統で教育テレビをやる予定であったわけですが、故障の関係からB系統で総合テレビ一本に絞ってサービスをするというご意向に相なりました。計画どおりいかないということで試験局として申請をなさって、したがって、難視対象地域からは受信料が取れず、このために年間一千二百万の欠損を負うということに相なりましたと聞いております。

続いて五月十四日に、放送衛星対策特別委員会を設置しまして現在故障の原因を究明中だと聞きますが、以上、一連の事実経過について私の知る範囲で申し述べたわけでございますが、このことについて間違いがあれば御指摘をいただきたいと思うのですが、どうでございますか。

○矢橋参考人 今の先生の御指摘の中で、三月二十三日に故障が発生したというふうに御説明がございましたけれども、我々としては、三月二十三日には異常が発生したということをごさいます。故障の可能性があるということを我々が報告を受けたのは四月五日でございます。その後四月十日に2aのA系統が故障と判断するという報

告を宇宙開発事業団の方から通信・放送衛星機構を通じて報告を受けたわけでございます。

○伊藤(忠)委員 そうしますと、これは三月二十三日にA系統の故障らしいということ、事業団の方でそういう状況を入手をされたといひますのは、まだ故障かどうかは確信が持てなかった、こういうことでございませうか。

○矢橋参考人 我々が受けた報告では、三月二十三日時点では、今、先生おっしゃったように、異常があるというとはわかっておりましたけれども、故障の可能性がありという報告を受けたのは四月の五日でございまして、故障だという判断の報告を受けたのは四月の十日でございまして。

○伊藤(忠)委員 故障だと確信するに至ったというのは四月の五日、あるいはそのことについて事実を公表されたというのは四月の十日、こういうふうな答弁だったのですが、ただ、いろんな報道関係の記事を見ても、三月の二十三日には一応そのことがわかってはいたはずだ、そして、ただそれが故障と断定できるかどうかについては、ちょうど三月の二十日から四月の十六日まで最大限の食に入るといふこともございまして、科学的な専門的なことはわかりませんが、科学者の皆さんからすれば、そのあたりの幅を見てこれはどうも故障らしい、そのように判断をした方がよろうという気持ちがある当時のことは非常に動いていたし、A系統がどうも正常に動かないのだということは、この当時としては既にかまされていたと思うのですが、その点はどうかございませうか、突然に起こったのでしょうか。

○大澤参考人 宇宙開発事業団の大澤でございまして。私もBS2の開発を担当しているものでございまして、ただいまのことにつきましてお答えを申し上げます。

三月の二十三日に異常が確認されたといひますのは、中継器というのに電源を下から指令で入れましたところが、二、三ミリの非常に短い時間の間でこれが切れるということがわかりまし

た。今お話がございましたように、三月の二十三日の時点というのは、私どもの言葉で食と言っておりますが、ちょうど地球の影に、つまり太陽の光線が地球の影で衛星が太陽に照らされない、こういう状況が春分、秋分のときに起こります。一番長いのが約七十分間太陽が全然衛星に当たらない、こういうことになりまして、太陽電池が働かないというふうなことで、あるいは衛星が非常に宇宙空間で冷たい環境にございまして。宇宙空間はマイナス百度くらい環境でございまして、太陽の当たらないところは。したがって、衛星が非常に冷えるということがございまして、よくこの食というときにちょっと異常が衛星ではあらわれるものでございまして、私どもはそういう異常が食の問題ではないのかどうかということ、判断をするのにかなり時間を要した、またそのために下から何回も指令を繰り返して、また、この経過がございまして、私どもの内部では、四月の四日にこれはどうも怪しいんだというふうなことの結論に、これは関係技術者との間で皆さん相談をいたしましてそういう結論に達して、五日の日に正式に可能性ありという御連絡を申し上げた次第でございまして。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても非常に重大な問題でございまして、確信がでるという段階でなければ断を下せなかつたとは思いますが、時系列的に見まして、ちょうど三月の二十三日が委員会審議をしておりますし、三月の二十六日もこの委員会がNHKの五十九年度予算案の審議、それに関連をしまして二月の問題も相当議論としては重点的になされたと思うのです。そういう点から考えていきますと、既にこの時点で、どうも衛星の様子が思わしくいっていないというところが、事業団のサイドではそういう検討がなされていた時期だろうと思うのですが、確かにこれが故障が起こったという確信が持てるその時点といひますのは、今お話しがあったとおり、四月の五日ですか、ということになったにしましても、その以前の十日間といひますか、一週

間くらいというのは、食の関係はもちろんございまして、どうも雲行きはうまくいっていないというこの判断があったと思うのです。

だから、その点について委員会では相当議論を真剣にやっているにもかかわらず、この場で一言半句もその報告がなかったと思うのですが、むしろ当局側がああいう議論をお聞きになっていて、一方飛んでいる星の状況はこうなんだということが中間報告といひますか、状況報告という形でもなされてしかるべきではないかと思うのですが、その点の考えについてはどうであつたのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。

○川原参考人 三月末の段階では私も全くその情報は聞いておりませんでした。あるいは事業団の担当のところが、そのような現象が起きていることは御承知であつたようではございすけれども、ただいま事業団の理事長のお話のように、まさに食の関係でそういうことも起こり得るという一つの想定もあつて、いろいろそれを慎重に見守つていたという段階だったようではございす。私どもが聞きましてのは、四月の五日になりました、どうもおかしなことは故障と思われるというふうな報告を伺つたわけでございます。

○伊藤(忠)委員 水かけ論になりますから、私たちが直接携わっていない者がいつ故障としてこれが確信が持てるという状況は、私たち自身として判断できませんから、固執する気はございせんけれども、やはり新聞報道などでも、既に委員会でも予算審議が行われているその時点では、事業団側としてはどうも様子がおかしいということにはわかつていたのではないかと、これが活字になってあらわれている事実、皆さん御承知のとおりでございまして、したがって、我々委員会審議に参加している者からするならば、むしろ、そのことが委員会の議論にどういう影響を及ぼすかどうかは別にしまして、やはりNHKの当局側であるいはとりわけ事業団としては、こういう状況でございすよというこの報告があつてもしかるべきだと思ひます。今ここでいつわかつたの

か、いつ確信持ったのかということとは水かけ論になりますから、これ以上私触れせんけれども、その点については極めて残念だと思つております。

本来、ゆり二号の問題については、難視解消ということを通じて飛ぶというところ、多額の費用をかけて空に飛ばすということになれば、それは視聴者全体の負担で賄わなければならぬという計画であつたと思ひます。ところが、私自身のことを申し上げれば、しかし、二十一世紀に向けてニューメディアの開発は当然必要だろう。だからその点は全体で理解をしようならば、今回の予算についても、受信料値上げを含めてひとつ積極的な姿勢で対応していこうという心が非常に働いていたと思ひます。そういう立場で委員会審議に参加しているだけに、一方ではどうも雲行きが怪しいということがわかつていれば、なぜそのことが親切に言われなかつたということは極めて残念でございまして。

次に移ります。原因究明の現状と見通しについてでございますが、宇宙開発委員会では、五月十四日に放送衛星対策の特別委員会を設置されました、現在原因究明に当たつておられると思ひますが、今後の見通しはどうなのかについて事業団の方から、わかれば説明をいただきたいと思ひます。

○北村説明員 科学技術庁の宇宙開発課長の北村と申します。

今回のゆり二号aにつきまして皆さん大変御心配をおかけいたしましたわけですが、先ほど御質問のございました件につきまして、宇宙開発委員会五月十四日に設置いたしました放送衛星対策特別委員会におきまして速やかな原因の究明及び今後の対策の検討を踏まえまして、今後の放送衛星二号aの復旧、それから来年夏打ち上げ予定の放送衛星二号bに対する適切な改修を宇宙開発事業団に講じさせまして、放送衛星二号aの計画を的確に進めてまいりたいと思ひ存じてお

ります。それから、BS3を含む今後の宇宙開発計画につきましても、このような原因究明が先決でございまして、この原因の究明に徹底的な努力を果たしまして、これに沿った対策を講じまして、放送二号の計画の進捗状況を十分に踏まえた上で、放送衛星三号につきましてもこうしたことの遺漏はないように万全の努力を尽くしたいというふうに考えておる次第でございまして。

○伊藤忠委員 抽象的なお答えなんです、こういうことなんです。結局、原因究明をされては場所というのアメリカなんです。日本ではやってないですね。どこでどういう方が参加してどのよう原因究明をやられているのか。もちろん日本側からは、開発事業団の科学者の皆さんとかあるいは東芝のそういうプロジェクトの皆さんとかというは現地で参加をされていると思うのですが、そういう方は実際今回の中継器ですか、一番問題になっているトランスポンダーなんかは直接タッチができるようなことになっているのかどうか、そういう点も含めてひとつ聞かせてください。

○大澤参考人 ただいま政府の方での対策委員会のお話でございましたが、原因自体の究明につきましても、私も事業団が原因究明の責任を持っておりますので、その実施の状況について御説明を申し上げます。

今お話にございましたように、原因の究明はこれを製作いたしましたアメリカのGE社の工場におきまして、現在、同じような中継器もございまして、それを試験する設備もございまして、地上でのいろいろな実験、空に起こっている現象を模擬してやってみよう、こういうことで詰めてまいりますので、したがって、GE社の工場で行っておるわけでございます。

そこで、私もいたしましては、この事態が大変重大であるというこの認識をいたしまして、先般、理事をGE社に派遣いたしました。現在、どういふ状況で進めておるかというこの調査をいたさせました。GE社の最高幹部にも強く申

し入れを行いまして、GE社といたしまして、これは自分の方の大変重大な問題であるから全力を挙げて原因究明に努力をするという言葉をもらっております。また、ただいまお話でございまして、主に主契約者であります東芝につきましても私も強くこれを申し入れ、また東芝の役員もGE社に赴いて同様のこともいたしております。

なお、現地におきましては東芝の技術員、それから事業団の技術員が駐在をいたしておりまして、向こうの原因究明の状況を逐次調査しておるという状況でございまして。

GE社におきましては、ただいまお話でございましたが、中継器は、私も進行波管と呼んでおりますが、一種の真空管のようなものと、これを駆動するための電源系の設備というのから成り立っております。この進行波管というのフラン

スのトムソン社がつくったものでございまして。一方、電源系につきましましてはGEが作成をいたしました。もちろんその中に一部日本の部品も入っております。中継器系というのはいくつか意味でかなりの国際商品になっておるわけでございまして、この進行波管がなかなか難しいものでございまして、あるいは進行波管に原因があるのかもしれないというところでトムソン社の技術者もGEの工場に集まりまして、皆さんで、日本、米国、フランスの各技術者が集まって、そこで原因究明の詰りをいたしました。その結果を一応の中間報告

といえます。状態は日本に持ってまいりまして、それで私も、それから機構、NHK等々の専門の技術者が集まりまして、GE、トムソン社が行いました原因追求の状況を聴取いたしておるということもございまして。その結果を先ほどございしましたように宇宙開発委員会の対策特別委員会に逐次御報告を申し上げながら現在原因究明を進めておる、こういうことでございまして。

○伊藤忠委員 詳しく伺いたしたわけですが、いづれにしても、直接その原因究明にタッチするといふ形にはどうもなり得ていないように思われる。結局はそれはGEなりトムソンなり

そういうところが中心にやっているわけで、あとはこういうことでございましてよというデータももらっているというところと検討する。だから現地にいかれていまして事業団の関係者の皆さんや東芝の皆さんにしても、中心に座ってやるというよりもアウトサイドというように格好で、今回の原因究明にはそういう形以上のものはとれないというのが実態ではないか、お聞きした範囲ではそのように感じるので、そういう意味においてもやはり技術の国際化というのですか、そういうものをひとつと高めていく、日本製でやれたならそういうことにはならぬだろうし、非常に不便をかこておると思うのですが、そういう事態も引き起こさずにやっていくと思うのですが、この点については今後の開発計画にも絡むと思っております。

いづれにしても原因究明の現状というのはそういうことだということを聞きましたし、これがなかなかすっきりと、ここが悪いからこういふふうにするばいいんだという今日時点究明がなされていなくて、このように判断をさせていただいてよろしくございまして。

○大澤参考人 原因につきましましては非常にたくさん原因を絞り込みましてだんだん詰めてまいっていきいわけでございまして、現在七つ、八つぐらいの原因がA系統に絞られては絞込みがきておる、中間報告の段階ではそういう状況にきておりますが、この七つ、八つの原因を特定するということなどはまだまだまいってございまして。またR系統につきましましては三種の原因のところまで考えられておるのでございますけれども、これもまだまだ特定をする状況には至っておりません。私もまたいたしましては、なおこれから諸般の調査検討を進めてできるだけ特定の原因に絞り込みたいものというふうなことで努力をしております次第でございまして。

なお、原因のいかんによりましては私も一部回復の可能性につきましてもまだ希望を捨てておるわけではございません。○伊藤忠委員 いづれにしても相当時間がかか

るといふことで、必ず究明ができるという保証はございせん、そういう点では非常に残念だと思っております。

そのことと関連をしまして、今後の放送衛星の開発計画について今も科技庁の課長の方から一定の見解がございましたけれども、結局、ゆり一号の実験打ち上げが、五十二年でしか行われまして、そのときもたしかこれは一年半ぐらいの寿命で故障を起しているというふうには私は理解をしております。そのときに使われた中継器はヒューズ製を使っていたと思うのですが、この点に非常に問題があったという判断もあつたので、ゆり二号の場合にはGE、トムソン社の製品を使ったということで、今回は実用化の打ち上げということになったわけですね。

しかし、技術開発というのは非常にリスクの多いものではございまして、今回の場合には実用化ではなくて実用化計画だったわけですね、そのことは、もし故障でも起こして失敗をすれば、当然観望者に直接実害が出るというのを考えますと、一連の開発計画を見たときに無理があつたのではないかと、このように思えてならぬわけですね。

このことの議論は分かれるにしても、私たちの立場から見ますと、実験用の打ち上げ、その運用、これでかなり確信が持てるということの上に立って実用化が図られたいのが、こういうリスクの大きい開発については特にそうなんだろうと思うのですが、その点から見まして、実験用で打ち上げたのがそういう故障があつて満足に飛ばなかったというその上に立って、ほとんど同じような格好で打ち上げられていくことを考えますと、今回の実用化計画には無理があつたのではないかと、このように考えられてならぬわけですね。

その判断はともかくとしまして、今後開発が予定されておりますBS2b、これは六十年度の秋、BS3は五十九年度から既に着手をされておるわけですので、これらについても当然見直していただいて、非常に経費が多くなる問題でございまして、万全の体制だといふ一応の確信の上

に立つてこれからの開発は進めていくべきだ、このように考えますので、その点について開発事業団あるいは科技厅の見解がございましたら、明確にひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○北村説明員 先般ございましたBSEの事故については、御存じのとおり一チャンネルの方が一年有余、残り二チャンネルについては三年寿命のところが二年一、二カ月といったところで、事故の特徴としては、初期段階と後段階がございますが、後期的に発生している事故でございます。これについては五カ月を要する慎重なる事故対策特別委員会検討、究明いたしました。これは主に高圧回路のポテンシャルと申しますか、絶縁を起すところに脆弱な部分があるという結論を見出しまして、これにつきましては万全手当てをいたしまして、その成果を反映してBSE2aの開発に移行したわけでございます。

御存じのとおり、BSEにつきましては実験でございましたので、打ち上げは一個でございますが、今回のBSE2については、BSE2aと2bというところで、それぞれ二チャンネル放送するところを予備を一個つける、2bについても二チャンネルのところを一個つける、合計六チャンネルをつけるということで、その二個をもってプロジェクトということで、実用上の万全を期するという手当てを講じたところでございます。

それから、BSEの事故の解明については十分事業団において技術的な手当てがなされておるといった上で進めたわけでございまして、今回2aのふぐあいについては全く始動の、初期段階に起こったおるといふことで、BSEの後期的に起こったものとは全く別の現象ということを我々は伺っております。

現在、ただいま大澤理事長の方から説明がございましたように、ふぐあいの原因究明については、GE、トムソン社それから東芝、宇宙開発事業団、一致連携いたしました究極的な原因究明作業を続けておるところでございます。これについても相当な絞り込みのところまで来ておるとい

うことで、我々はステップ・バイ・ステップというところで、この成果を踏まえながら、この対策は2bには十分講じられねばならないと思っております。それを踏まえて、さらにBSE3の開発に臨みたいと考えておる次第でございます。

○伊藤(忠)委員 簡単にやつて下さい、時間が。そういうことを聞いているのじゃなくて、今回こういう故障問題がありまして、予定どおりこれからの開発計画はやつていくのですか、それとも見直すのですかというのを聞いているのですから、その点をはっきりしてください。

○北村説明員 我々は、あくまでもその原因究明及びその対策が先決でございます。それが2bにいかにか反映されるか、それが一番大事なことだということ。我々今、全努力をそこに集中しておるところでございます。

○伊藤(忠)委員 時間がありせんからちょっとやりとりができません。原因究明がされて、これが故障した原因なんだからこのところを直せばもう完全にこれからやつていけるということですが、現在既に設計で建設の作業を進められておりますが、来年の秋の、bの方ですか、これも予定どおりやつていくということなんでしょうか。もう既に五十九年度から3の設計段階というのですか、これは計画が着手されておるのですけれども、それも変更なしにずっと進めていくというのですか。その点を聞いておるのです。

○北村説明員 宇宙開発委員会いたしましたしまして、まずBSE2aの原因究明を尽くしまして、これに必要な対策を踏まえてBSE2bに十分な手当てを行う、そういうこともあって、できれば来年の夏季には打ち上げに臨みたいという希望を持っております。

○伊藤(忠)委員 いずれにしても開発計画は不変だということですね。そのようにやつていくという強気のあれなんです。実際の話、これは主観の違いなんですけれども、我々としては、そのように無理をしてやつていくというよりも、現在の故障の原因究明には当然時間がかかる、これだといふものがなかなか出にくいだろう、複雑ないろいろな問題を内包するだろうということになれば、来年の秋に向けてbは予定どおりやつていくということとをここであなたが頑張って言うことはなからう。それは、その結果に基づいて慎重に検討するというのが当然の態度じゃないかと思うのです。それね、与える影響を考えれば、その点はどうなんですか。

○北村説明員 ただいま申し上げましたように2aの原因究明が一番大事なことだと思っております。そして、それで発見されます必要な対策を踏まえて2bの打ち上げを行う、これが私どもの考え方でございます。

○伊藤(忠)委員 とにかく今回の故障の問題について総括ができれば次の方針が出ないわけですから、そういう立場で言われたというふうに理解をします。確認をしておきたいと思うのです。

そのことと関連をしまして、私は保険制度の問題について、これは関係者といふよりも郵政大臣を含めてぜひとも検討いただきたいと思うのです。

つまり、現在の保険制度でございますと、打ち上げ保険と寿命保険の二本立てなんです。日本の場合には、ところが、これは聞くところによりまして、諸外国では、進んだアメリカあたりでは既にそういう保険の歴史、トータル的に保険を掛けたいという歴史を持っている、このようにお聞きをされているわけです。今回の場合も、だれに責任があるのかということも前回の委員会でも詳しく議論がございました。聞いていまして、だれも責任がないのです。結局回り回ってNHKが財政負担で年間一千二百万円かぶりまして、それの対策をどうするかということにどうも帰結していきなうかと思うのです。それはどうもおかしいじゃないかと思うのです。打ち上げて九十日間故障がなければ打ち上げ保険は、それで払われる、

あるいは今回の場合でも無事に打ち上がったのだから、瑕疵がなかったのだから、事業団とかあるいは東芝サイドには責任はない。それなら衛星機構ですか、衛星機構は賠償問題についてNHKとの間でどういう関係になるのだろうか。これは新聞でも報道していますけれども、たしかもって渡すのに午後十二時と午前零時ですか、それぐらいの時間のタッチの差で引き渡されたということであれば、実際これは責任の所在なんか存在しないわけですね。そういうふうに見ていきますと、結局どういふ場合であつてもこのリスクの補償をするには保険しかないと思ふのです。そうしますと、現在は、今回の場合には寿命保険の問題がうまくいかなくてこれは保険がかからなかったわけですから、しかしそれでは実験用の衛星の場合だったらそれで済むでしょうが、実用衛星の場合です。これがもし故障を起して損害をこうむるということになったら必ずこれはサービスなり経営の問題にかかわるケースが多いと思うのです。そういう開発計画というのはこれからずっと続くと思ふのです。そういうことを考えますと、これは日本全体の問題というのです。宇宙開発、衛星開発に伴う保険制度というのを抜本的に検討していただいて、言うならばどういふケースでも対応できるようにするという対策というのをひとつ検討をいただかないと、今回と同じようなケースが出てきたら、私は打ち上げていただきたというように頼んだNHKが正直に言って助からぬと思ふのです。NHKがそれ以外に口を挟む余地がないのですから、結局そのことによって財政負担で苦しむのはNHKということになったのでは、もう危ないから、リスクが非常に高いから、それだったらおれのところは、例えば科技厅や開発事業団や郵政省の方から指導いただき、いつの時期にはこういう宇宙開発で打ち上げようというふうな迫られても、おれのところは危険が多いからもうやめておこうということになつたら、日本の宇宙開発技術そのものにも影響を及ぼすのではなからうか、私はこのようにも考える

わけです。そういうふうな考えますときに、ひとつこの保険制度の抜本的な改善策をお願いしたい、このように思われるわけですが、NHKの会長もお見えでございますし、郵政大臣も御出席でございますので、ひとつその点についての御見解を賜りたい、かように思います。

○川原 参考人 御指摘のとおり実用衛星というのは、私も受信者、視聴者の方からちやうどいした受信料を使って、しかも多額の受信料を使って実用に供する衛星でございますので、これはあくまで信頼度というものを第一に考えてまいりたい。かつまた、万が一ということももちろんあるわけでございますので、それにつきましても今までも随分宇宙開発は、これは国の施策で実施されるということ、その方面と折衝も続けてきて、今もゆり二号は折衝の結果のいろいろな約束でもって打ち上げておるわけでございます。現実にはまだこういう事故が生じた、これは事実でございます。そういうことの上に立ちまして今後の問題については私もいろいろなことを考えていかなければいけないと思っております。今の保険の制度の問題も含めまして、ユーズーとしてのNHKの立場、実用衛星を運用するNHKの立場として、意見は率直に開発担当の政府側とも御相談申し上げていろいろいい方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

○奥田 国務大臣 先ほどから先生の御質疑の中で答弁の機会を待っておったわけですが、一つこれは非常に重要な御指摘がございました。それは先般三月二十三日、このゆり二号の事故らしい報告が事業団からNHKにあった、もちろんNHKにあるということは郵政省にも連絡があったということのような御指摘でございましたけれども、これだけにはつきりしておきたいのは、決してそんな責任問題の云々のことを回避する意味で言うのではありません。事実確認の意味で申し上げるのですけれども、先ほど申しましたように、NHK、そして事業団からのそういった正式報告は、私は鮮明に記憶しておるのですけれども、非常にショックでございましたから、四月五日の夕刻ごろであったと思います。なぜそれだけ鮮明に覚えておるかということになりますと、この三月のちやうど二十三日から月末にかけて、この委員会審議の中でNHKの予算審議を先生方に、本当に真摯な審議を通じての値上げ問題をお願いしておる段階でございました。したがって私は、もちろん後で一部の報道にもございましたけれども、あたかもそういった中継器故障の事実を隠して審議に臨んだというように誤解されることは、本当にお互いに政治家としても全く責任と名誉にかかわる問題でございます。

そういう事実でございます。そしてもしそういうことであつたとすれば、権威のある委員会の審議を冒瀆した結果にもなります。私自身も、そういう形でまるで事業団なりあるいはNHKなりに仮にその事実が隠されておつたということになると、まことにビエロの役割を演じておつたということにもなります。ですから、その点に關しての事実確認と究明に關しては徹底的に私の方でもさせました。そしてその結果がそういう事実であつたというので、まあ技術者の間では二十三日ごろに何か異常事態の一つの原因兆候があらわれたという事実はあつたのかもしれませんが、しかしそれが私たちの手元に正式に事故らしいという形で届いたのはその時点、四月五日時点であり、その後、詳細に検討して、十日に、これは国民の前にはつきり公表すべき性質のものであるという形で公表させていただいたことも事実でございます。それだけは事実確認として先にぜひお答えしたかったわけでございます。

なお、まことに残念な結果ですけれども、こういう事態になりました。しかし、先生の御指摘のとおり、まず原因究明だと思ひます。今後の実用衛星のBS2bあるいはBS3の段階に至る過程においても、拙速は絶対避けなければならぬと思つております。これはあくまでも国民の本当に血税でございますし、しかもNHKとして視聴者の、広く国民の御負担を仰いでおる、そういう形

に立つても、まず原因究明が中途半端な形で2bの段階に移るということは、これはもう断じてや

つてはならないことだと思つております。もちろんこういった科学技術の難し分野の問題でございますから、世界に初めての実用衛星というところで、我々の期待も大きかつたわけでございます。しかしそれだけにこの結果はまことに残念なわけでございますが、しかしこれによつてまた宇宙開発の計画、総力を挙げて自主技術の開発というものはいささかもベースを落としてはいかぬ問題だと思ひます。むしろこういった貴重な犠牲を払つたあの上立つて自主開発の技術路線の推進、そして今後ともこういっただけコストの安い形で実用化時代にできるだけ先導的な役割を果たしていかなければならぬということ、基本的には変わつていないところでござい

ます。ただ後段に保険の問題にも触れましたけれども、確かに私は、やはり親方日の丸的な感覚だなどという感じを持ちます。私は打ち上げる人、あなたに使う人ということとどちらかに、これは本当は打ち上げも使うのも一体的になつていかなければならぬ形がどこかで切れてしまふ、責任体制の明確化と言へばそうですけれども、これは使うNHKもユーズーの立場としてたまたまものではありません。ですから、そういった意味において連帯的な責任の意識の上に立つて、今後の衛星に對する保険の問題あたりは、先生の御指摘のとおり本当にお互いに万全を期して、国益、国家損失にもあるいは監視者である国民全般にもかかわる問題に對して、損害の補償制度というものの對しては、真剣に両者の疎通を図るような形で取り組まなければならぬと思ひます。

そういうわけで、この結果は遺憾なことでございますが、これを大きな反省の原点として技術究明、さらにコストの安い形の中での技術の安全度の高い衛星によつて新しいメディアの時代を築いてほしいというのが率直な気持ちでございます。○伊藤(忠)委員 終わります。

○志賀委員長 これにて伊藤君の質疑は終了いたしました。

次に、阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 協会の皆さん、お忙しい中大変御苦勞まででございます。

実は、協会に對する質問に入る前に、事が通信行政全般にかかわる問題ですから大臣に一言お伺いしておきたいのですが、けさの毎日新聞の報道に郵政省の幹部の異動が出ておりましたが、あれは真実ですか。

○奥田 国務大臣 これは非常に大事な問題でございます。

先生御存じのとおり、七月一日をもって政令改正をお願いいたしておる、手続も終わつております。そういった形で、一日から現在の有線、無線の体系の電氣通信政策局と今までの電波監理局、これを三局体制に新しく組織がえするという形でございます。これに伴う人事異動を考慮いたしておりましたけれども、御指摘になつたけさのそういった形の人事の内容は、一部においては当たつておるところもありませんが、大きく狂つております。また、事実そういった意味合いにおきまして、今ここで私が報道の真偽を定かにするというわけにはまいりませんが、間違つたとは断定しませんけれども、それに近いニュースであるというぐあいに見えてまいりました。

○阿部(未)委員 実は私が伺ひしましたのは、重要法案が山積しておりますので、非常に長い期間にわたる会期の延長までやつてこの重要法案の処理をしたいという政府全体のお考えがある中で、その重要法案を抱える郵政省の幹部の皆さんがこの時期に異動されるということが果たして妥当なのだろうかどうだろうか、同時に政府が本気になつて重要法案の処理を考えておるのだろうか若干疑問になつたからであります。大臣の今の御答弁で納得ができました。次に、質問に移らせてもらいます。NHKの会長さんに伺ひますが、NHKは近く組織の改編というのか改革を行う、官庁で言うな

らば機構改革になると思うのですが、その目的と大綱だけちょっとお知らせ願えませんか。

○川原参考人 組織の改正を検討していることはそのとおりでございますが、部内手続として、この重要な改革は経営委員会の慣例として議決、審議をいただかなければならぬことになっております。それがまだ済んでおりませんので詳しく触れることは避けさせていただきますと思うので

私が今考えております基本的な考えとしましては、今、御審議いただいている放送衛星もそうでございますけれども、あるいはCATVとか、このところ非常に新しい放送通信関係の技術革新が急速な勢いで展開しているし、それが事業としても非常に大きく急速に動いてきています。NHKももちろんそれと無関係であり得ませんし、そういった外部の状況の変化、それからもう一つ、番組の方にきましても非常に国際的な視野の番組もどんどんつくっていかねばならないというような観点の中で、今までの組織のままでは適応がしにくい部分が出てきている。特に全体的な経営施策として一番そういう外界の変化に即刻対応して、協会全般の経営施策を的確にしかも迅速に決めていかなければならないその部分が従来ちょっと不十分ではなかったか、そういう総合政策企画といえますか企画力といえますか、そういうところを重点的に充実してまいりたい。

それから、組織全体としては新しいそういう時代に対応して、これはほとんど外が動いておりますし、私どもの放送事業はこれまで日進月歩の中にございまして、これまた機動的な対応をし、非常に強い組織といえますか強固な組織をつくって、あわせてその能率的な事業経営に役立てるようにならねばならないと考へまして、今そのような考え方で、形の上ではもっとコンパクトといえますが簡明な組織に全体を変えてまいりたいということで作業を詰めてやっておりますのでござい

○阿部(未)委員 今、会長おっしゃいましたよう

に、仄聞するところですけれども、かなりコンパクトにということになりますと、ポスト等についても相当減っていくだろう、そういうことが想定をされますので、そうなればそこに働いておる皆さんもいろいろまた御意見もあらうと思ひます。したがって、組織の改革に当たって組合との間にいたずらな摩擦が起ることのないように十分配慮をしていただきまして、話し合いの上で円満にかつスムーズに進行されますように期待しておりますが、よろしくごさいましようか。

○川原参考人 組織の問題につきましては私どもは組合の意見を諮問するというところで労働協約もできておりますし、既にその手続を開始しまして、私自身も先日約三時間近く幹部とお話し合いを率直にいたしました。これは率直にお話をする場がございまして、ある程度、そのまま部外に流れてはお互い困るような話まで率直にしなから、できるだけ意見を聞いて反映させたいと考えております。

○阿部(未)委員 よくわかりました。それでは次にお伺いしたいのですが、せっかく会長を中心に協会が組織の改革なり運営に努力なさっておる中でございまして、残念ながら先般三重県の津の放送局でございまして、元職員による部内告発、何かNHKの営業運営等に著しい不正があるような報道がなされておりました。真相は明らかになつたんでしうか、わかりましたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○林参考人 ただいま御指摘のございました三重県の津の放送局におきまして受信料契約収納業務につきましても報道でございまして、新聞に取り上げられました概要といたしましては、実は本年五月に解約といひますか委託契約が終りました委託集金人の方から、実在の滞納契約者を受信契約者のリストから削除しておる、あるいは外務職員が取り次いだ受信契約の手数料を委託集金人の取り扱いとして支払つておるといふような話の指摘があつたことを新聞で報道されておるとい

ように思つておるわけでございまして。

私どもの方も、そういった報道もございまして調査もいたしておるところでございまして、これについては細部なお調査をして、事実についても確認をしていかなければならない点等もまだ残つておりますので、最終的な結論を得ておるわけではございません。滞納の件につきましては、津の局におきまして約四十五万程度の全体の契約の中、やはり滞納契約者というものが相当ございまして、これにつきましては、外務職員が主に三重県全県下を分担しまして訪問し、あるいは文書等による滞納解決に当たつておるわけでございまして。そういった過程の中で、再々訪問いたしまして居所といひますか、そこに現実に住んでおられるのかどうかということもはつきりいたしません。また、長年そういった面接も不可能だといふような状況の中で、いわば居住が確認できないというような判断のもとに、転居先不明というように形で滞納契約者のリストから削除したというケースが言われておるわけでございまして。

言われております数字は、大体ぐくずかといひますか、私どももいたしましては、現在報告を受けておりますのは七件というように考えておるわけでございまして。外務職員による滞納対策については、債権の確保とそれから収納につなげるような努力をいたす中で努力をいたしておるわけでございまして、そういった確認の中で、現に居住しておる者があつたかといふことが、問題ではなからうかといふふうに思つております。この点につきましては、私どももいたしましては、居住が改めて確認され、受信の事実があるというようなどあれば、これらの契約者につきましましては、今までの債権も含めて今後引き続き請求していくというふうな事務処理をとるわけでございまして、その点についての調査と確認を進めておるところでございまして。

それからいふ一点は、外務職員が取り次いだ契約について委託集金人の方の事務費として支払つたという点でございまして、これにつきましては

は、職場におきましますところのいわば契約の実績を上げ、その後の収納につなげるという、そういった配慮が当然必要なわけでございまして、現在委託集金人と外務職員がそれぞれに取り次ぎの確保、増加ということに努めておるわけでございまして、けれども、職場の心理といたしましては、委託集金人としては、自分が取り次いだものを外務職員が取り次いでいけば先回りされたといひますか、そういうふうな心理もないわけではございませんし、また、外務職員は委託集金人を指導監督する中で業績を上げていくというふうな、当然そういったことがあるわけでございまして。

そういった中で、外務職員が、自分が取り次いだものでも自分が世話していかなければならない委託の人の業績に回してやるよというふうな形で委託の業績に上げたといふことで、業績に上げれば当然支給すべき二百円の事務費を支払うということになるわけでございまして。この点につきましては、事務費を二重に払つたといふことは全くございまして、外務職員の業績を委託者に回してやつたといふことでございまして。それを新聞のあれでは手数料水増しといふふうなことで報道されておるわけでございまして。現場におきまして管理者のいわば業務運営上の配慮の中で私はそれなりに理解できる点が多々あるといふふうに考えはしますけれども、また事務処理上問題もあるといふことも当然でございまして、この点については、昨年の十一月に既にそういった措置は取りやめておるわけでございまして。なおそういった報道のある中で、私どもは事務処理のはっきりした責任とその後の収納につなげる措置といふものを今後とも工夫し、改善してまいりたいといふふうに考えておる次第であります。

○阿部(未)委員 大変努力されておるようでございますし、答弁もなかなかお上手でございまして、小さな問題ですけれども、事はNHKの信用にかかわる問題、受信者の受けとめ方によつてはこれは大変な問題だと思ひます。今、理事の御答弁の中で、もし実在する人間が帳簿から削られ

ておつたとするならば、それが判明すれば過去にさかのぼってその債権を行使するのは当然だ。私はそういうことを伺っておるのではない。それは当然のことだろうと思うのです。問題はそういう事実があったのかどうか、その調査ができておるのかおらないのか、それをお伺いしたかったわけです。

○林参事 答えたいします。

その点については極力調査を急いでおりますけれども、なお現在調査を進めておる段階でございます。

○阿部未委員 これ以上言いませんが、七件くらいだとおっしゃっています。そして三重県の津道の送局の局内問題です。この問題が新聞に報道をされてから今日までの時間の経過を考えますと、わずか七件が事実あったかないかわからず、これは私は率直に言っちゃっていただけない。しかし余り大きい問題じゃありません。それから、これ以上追及しませんが、その辺にもやはり経営の姿勢というのがあるような感じがしますので、会長も十分注意をしてもらいたいと思います。

その次に移ります。六十年年度の予算のシリーズがほぼつづつ決まるようでございますけれども、もう経過は申し上げませんが、かねてから私が主張してまいりましたいわゆる放送法三十三条による国の負担、これについては今までずっと予算の段階で郵政省、NHKそして大蔵の間で問題を残してきた経過があります。これは大体人件費に似たようなもので、国際放送というのは政府から出る金が少ないから放送を少なくするというわけにはまいらない内容なんです。国の負担分はこの中で何%ということを決めておいてもらいたい、鋭意その折衝を急いでもらいたいということは前の委員会ではなく、三年か四年くらい前から私はずっと言い続けておるのですが、このし予算の要求に当たってNHKはその問題どうお考えですか。

○渡辺参事 答えたいします。

先生には何度も同じことを申し上げて恐縮でございますけれども、国際放送は私どもの自主放送と命令による放送とございます。これを一体として放送するように命令書をいたしまして改めて見直しても、放送事項とそれから放送内容はNHKの自主放送と一体としてやれ、しかも命令された放送はこの金額の中でやれと書いてございませうが現状でございます。そういったしまして、全体でNHKでかかっております経費の中で、比率で申しますと二〇%くらいのもので国際放送交付金ということになっておるわけでございます。私どもとしては、交付金がふえることはもとより期待するところでございまして、実情等につきましましては郵政事務当局に申し上げながら、この辺のところの改善を実は期待しているというのがたまたまのところの実情でございます。

○阿部(未)委員 郵政省どうですか。

○郵政参事 たいだいま先生御指摘の点につきましては、私どももいたしまして、今後の国際放送の充実の観点から一つの検討課題であるというふうに考えているところでございますけれども、先生御案内のように、国際放送全体の中の命令放送のあり方、たまたまNHKの渡辺専務理事の方からもお話がございましたという問題、あるいはこれも御案内の国の財政事情と一体の問題がございまして、具体的にどう決めるのかということも私どもも大変悩んでいるわけでございまして、大変難しい問題というところであります。検討課題ということで取り組みはいたしておるということでも御理解を賜りたいと思っております。

○阿部(未)委員 これは私がきょう初めて申し上げるのならばこんなにくどく言うつもりはないのですけれども、今あなたの方の御説明によれば、法の解釈を逆におおると思うのです。国はNHKに国際放送を命令することができ、その費用は国が負担しなければならぬ、こうなっておるのです。ただ、予算上決められた場合にはその範囲

内やらなければなりません。だから、予算が先にあるのではなく、命令したらそれに対する予算を組まなければならない。しかし、財政上どうにも予算が組めない場合には、その範囲でやらざるを得ないということになるだろうと私は思うのです。あなたの方の解釈でいけば、たとえ一千万でも国が補助すれば、これでNHKの本来放送とあわせてやりなさいと言われれば、一千万でもやらなければならぬ、こういう理屈になるのですが、そういうことが常識的に成り立つかどうかです。ならば当然、国の命令分は何%にしようかという、そういう約束がなければ極めておかしい話になります。NHKの運営それ自体が僕はおかしなところがあるのです。

今、国際放送に四十億かかっておるか五十億かかっておるかわかりませんが、その中で国の負担してくる分がわからなくて、どうして国際放送の計画が成り立つのですか。それならことし、仮に昭和六十年年度の予算、国の費用負担はマナスシリーズで一千万にしますと言われたら、NHKはそれでやるわけですか、どうなんですか。

○郵政参事 私どももいたしまして、国際放送は大変重要であるということは重々承知をいたしております。同時に、国際放送の国からの交付金の増額につきましても、私どももいたしましての最大限の努力をこれまで傾けてきたつもりでございます。先生からごらんになってどうかという、あるいはお考えおありかもしれませんけれども、私どももいたしましては現在の財政事情の中での最大限の努力をさせていただきました。またこれからのような努力をするつもりでございますが、いざにいたしまして、先ほど申しましたような、一体としてということでNHKに放送の実施を依頼しているという状況であるわけでございます。

○阿部(未)委員 その状況はわかるのです。一体となって国際放送をやれという状況はわかるけれども、大体NHKの国際放送の計画を立てるに

当たって国の命令分でのくらの費用の負担があるのかはわからなくて国際放送の計画が立つというのが私にはわからないのです。そうでしょう。昭和五十九年のNHKの放送計画はでき上がっておる。恐らくあなたの方の頭の中には去年ぐらいい来るだろうというような感覚で立てておると思うのですけれども、しかし、僕は先般来政府の姿勢をただして、今は亡き大蔵大臣が要するものは出しますとおっしゃった。先般の委員会でも質問したら、大蔵省は、それは要するものは出すと大蔵大臣の前に約束したことは守りますと、こう言っておるのです。そう大蔵省が言っておるのにこの話がかねというのは、郵政省、NHKに全くやる気がないのだ。そんな気持ちだから放送衛星まで役に立たなくしてしまふ、いわゆる金のむだ遣いをしてしまふ、こういうことになるのじゃないか。もっとしっかりとやらなければ、受信料を納めておられる受信者の立場に立ったらたまたまです、それは。もっと真剣に考えてもらえませんか。大臣どうですか、これは。

○奥田国務大臣 五十九年度の予算折衝でも、最後まで大蔵大臣との間でもつれ込んだのがこの国際放送の問題でございました。経緯は省略いたしますとして、国の財政状態ということも理由にされまして、しかし、二人の間で話し合いは物別れということ、これは三役のマトリに一人というところになったわけでございます。そこで、何かやといういろいろな議論の末で、今年度に関しては二億五千万円交付増額という形で、御存じのとおり十二億五千万円の交付になりました。

先生の御指摘のとおり、総経費として四十六億近い経費を要する中で十二億五千万円でございますから、その比率に關しては、命令放送をする政府としてこれで十分かという、じくじたるものを感じております。確かに命令放送と自主放送の明確な形で負担割合も決めていくべしという御議論には全く同感でございます。しかし、今日の状態からいって、六十年年度の予算に關しては与野党の先生の御支援もいただきながら一層の交付

増額に努めてまいりたい。国際放送の重要性は今さら指摘するまでもないわけで、経済大国日本というポジションにありながら、情報その他のPRにおいては全く、むしろ情報小国とも極言してもいいくらいの状態ということとはまことに残念でありますから、これの改善に全力を挙げてまいりたいと思っております。

○阿部 未 委員 我々受信者の立場からすれば、これは本来、国に泣きついて何ぼ出してくだいという性格のものではないのです。ですから、幾ら国が負担するのが妥当なのかということを、こちらで何多負担するのが妥当かということを、三

〇%でもいいでしょうし、あるいは現行二〇%でもいいですよ、国際放送の中で国がこれだけ負担をしますという割合をちゃんとしておかなければNHKの国際放送の計画は成り立たないというのが私は真実だと思うのです。ただたまたま、うまくいことどんぶり勘定にやっておるから、少なければNHKの持ち出しが多くなる、これでは計画ができないわけですから、このパーセンテージだけははつきりするように折衝をしておいてもらいたいと思います。これはこれ以上申し上げても今すぐできることではないでしょうから、大臣、鋭意ひとつ努力をしてください。

その次にお伺いいたしますが、この前の予算のときに十分議論ができなかったのですけれども、協会の受信規約というのがございますね。この協会の受信規約について、これは一つには世帯を単位とした契約、もう一つは事業所を単位とした契約、こういう内容になっておるようでございますけれども、世帯というものの定義と、それから住居というものの定義、これをもう一遍聞かしてく

○林参考人 お答え申し上げます。
世帯の定義でございますが、これは生計と住居をとともにするものをもちまして世帯というふうにいたしておりますで、これは国勢調査の調査例案にも共通しておる、大体、日本の世帯という場合に共通した定めということと理解しておるわけで

いふに及ばぬ。

○阿部(未)委員 これは一つは世帯であり、一つは住居に、この場合分かれるわけですね。

そこでお伺いしたいのですが、世帯は同一でも住居が別ならば、これは別に受信機があれば、もらいますよ、こういう理屈になっておるのです。が、今、非常に核家族時代ですけれども、お隣に隠居所ができると住居は別になるわけです。それでテレビもそれぞれ置いてある。世帯は一緒ですよ。世帯は一緒だが、住居は隠居所に別におる。テレビもそれぞれある。この場合はどういふふうになりますか。

○林参考人 世帯契約におきます契約の単位でございませうけれども、生計と住居をともにする、両者をともにする場合には一契約でございませうけれども、同じ住居でありまして生計を異にするものものについては別契約でございませう、また、同一生計でございまして住居を異にする場合には別契約ということにいたしておるところでございませう。

○阿部(未)委員　理屈はそうなると私も解釈しておるのですが、実際に契約がそうなっておるのでしょうか、契約の実態がそうなっておるかどうか、これを聞きたいのです。

○林参考人　お答え申し上げます。

これはごく一部の例外を除きまして、と申しますのは、例えば病院に入院された方が病院で暮らしになるテレビの契約などの場合には世帯及び牛居の延長といたしまして一つの契約で契約をいただくというような例外はございますけれども、おおむねただいまの私の説明のように契約をいたがいておるといふことでございます。

○阿部(末)委員 そんな契約ができればNHKが

受信料の契約の捕捉に苦勞はしないのですよ。家の中へ入っていった、あなたのところのお父さんにと子供さんは生計を別にしておりますか一緒にしておりますか、そんなことを聞いて歩けるものじゃないでしょう。あなたのおっしゃるのは詭弁です。

まずその家の中に住んでおれば一世帯と見るの

が常識で、生計が別ですが一緒に住みますか、これを聞く、その次におじいちゃん、おばあちゃんの隠居所は別にあるのですか一緒に住みますのですか、これを聞く、規約にはそうなっておるけれども、実際問題として契約に当たってそういうことができないうのでしよう、それは本当にやっておりますか。

○林参考人 お答え申し上げます。
ただいま私が申しましたのは、同一住居であり
まして世帯を異にする場合、一つの代表的な例
は例えばAさんの世帯とBさんの世帯というふう
に全く世帯が違つた場合のことを想定しながら申し

上げたわけでございます。例えばは二代目世帯と
いうものにつきましては、やはりただいま先生か
らお話のございましたように生計及び住居を同一
にするものというふうに考えながら契約せざるを得ないという実態がございます。

○阿部(米)委員　今あなたは生計及び住居と言っ
たですね。さっきは住居も生計も一緒になければ

この規約は、生計が別ならだめですよ、住居が別ならだめです、生計が別ならだめです、住居が別ならだめです、生計が別ならだめです、こうおっしゃったのです。

この規約は、生計が別ならだめですよ、住居が別ならだめですよ、生計が別ならだめですよ、そうやっておるのです。ただ、今、例外としておっしゃったようです。

一つ世帯の延長がありますね、自家用自動車などの場合には世帯の延長だ、こういうふうな解釈さうなされておるのです。しかし実際問題としてはそうなっていないということを私はまず申し上げたいののです。

非常におもしろい例を申し上げますが、病院の場合は世帯の延長だという解釈になるわけです。

ね。私は受信料を払いたくないから言うのではないです、解釈上聞くのですよ。我々はちやうど病人と同じようなのですよ、国会があるときには東京に来ておる、国会が終われば自分の世帯に帰っていくのです。そうすると、病氣しておる間は病院に行っておつて病氣が治れば自分の世帯に帰るのと同じですよ。病院に入つておる人からは受

信料を取らないが、我々から受信料を取るといふ

○林参考人 大要お答えにくい御質問で、実はい

ささか戸惑つておるわけでございますけれども、結局は、受信規約は法律の委任を受けて定めておるわけでございますし、郵政大臣の認可をいただくわけでございますけれども、その中で社会の生活及び視聴の実態というものと即応するような形で一定の割り切りをせざるを得ない、私どもは一応整理ができておるというふうに考へてはおりますけれども、ただいまの先生の御指摘は、では厳密に言つてどうかというようなことじゃなからう

かといふふうに変えておるところでございいます。

○阿部 未^ミ委員 もう一つあるのですよ。

一つの家の中に事業所と呼はるるものがある場合、例えば床屋さんなどの場合は世帯の延長とみなして茶の間に一つ、それから床屋さんのお店の方に一つあってもこれは大体実際の運用として一契約でいいはずです。しかしこの規約でいくと、

たまに、そのお店を隣に出しておる、お店が別棟になつておる、この場合は別々に契約をしなければならぬということになるのです。そういう理屈になるでしょう。そうすると、同じ床屋を営業しておる人が、自分の家の中でお店にテレビをつけておる

ると、これはもう受信料を払わなければならぬ、契約をしなければならぬ、こういう理屈になってくるわけですが、もう今日のように多様化といえますか生活様式も非常に変わってきた社会で、今なおこの放送受信規約というものが通用するのだろうか、見直しをしてみなければならぬ時期に来ておるのである。

はなかるうか、そのことを聞きたかったのです。

○林参考人　お答え申し上げます。

基本的にはただいま申しましたように社会におきます生活の実態、視聴の実態に即応するように受信規約というものを整備していかなければならぬという御指摘については全くそのように考えております。

今回の受信料改定に当たりまして、体系上も規約上におきましても私どももいろいろ検討させていただいたところでございます。一つには世帯においても複数台数制をとったかどうかというように先生の御指摘ではなからうかというように考えております。この点につきましても、視聴の実態が個人別化といえますかパーソナル化しておるか、あるいは選択視聴の方向に行っておるかという点も考えました場合に、確かにそのようなことを反映していかなければならぬというように、な視聴の実態というものを今後の受信料体系の中で反映していかなければならぬというように、ふりかへておるわけでございますけれども、ただし同一世帯の中におきまして直ちに複数台数制をとり得るかどうかということにつきましては、やはり受信機設置の確認というものが大きな壁路になっておるわけでございます。その手だてがないままに複数台数制をとるということになりますと、逆に受信料につきましても負担の不公平感というものを助長しかねないという点もあらうかというようにも考えまして、結局それは今後の衛星放送あるいは高品位テレビ放送というように一つの放送メディアの利用との絡みの中で考えていく必要があるのではなからうか。

過去におきましてラジオとテレビの時代あるいはカラーテレビと白黒テレビの時代というふうな形がございまして、ラジオとテレビの場合には別契約ということになっておりました。それからカラーと白黒の場合にはどちらかということになつておるわけでございますが、(阿部(未)委員) いやいや、カラーと白黒の場合はカラーですよと呼ぶ) ええ、そうなんです、カラーと白黒と二台設置しておられる方があったとしても、世帯についてはカラー契約でいただくという形になっておったわけでございますが、そういったような別契約にするのかあるいは総合契約による付加料金なり何なりにするかというようにも含めまして、今後ともたまたま先生が申されましたようなことも十分考えながら検討してまいりたいという

ように考えておるところでございます。

○阿部(未)委員 非常に頭がよくて、私が言おうと思つていたことを先に言ってくれましたが、大体私の一番最後の主張はそこだったのです。この受信規約を改正するに当たつて、お金のある人は二台も三台も持つておるわけですから、したがつて一台目は当たり前前の料金、二台目は半分でもいいから負担してもらふようなことの方が契約の趣旨からいって公平なのではなからうか。一台持つておる人も三台持つておる人も一つの世帯なら同じ受信料で見ることができるといふことが果たしていいのかどうか。捕捉についてはやりにくい点があると思ひます。思ひますけれども、そこを踏み出してみなければどうしようもないのではないかと。その前段として今まで言つてきたわけですが、けれども、よくわかつていただいておりますから、検討課題としてお願いをしておきたいと思ひます。

もう一つ、家用自動車の場合には世帯の延長ですが、あそこを書いてあるように「営業用以外」という言葉を使つてあるから、逆に言えば営業用の自動車等については当然契約をしなければなりません。この件数は今のくりにあります。○林参考人 ただいま御指摘がございましたように、営業用の場合にはそれぞれの設置場所ごとに契約をいただかなければならぬということ、タクシー等の場合には新たに契約をいただかなければならぬということになっております。現在、タクシーテレビにつきましては契約の状況は、全国で約九百件程度ではなからうかと考えております。

どの程度タクシーに普及しておるかということになりますと、やはり三千台から四千台に近いぐらいのところまでいっているのかというふうな考えられておまして、その点からいたしますと、確かに大きな問題点であると私も自覚いたしております。それで、関係の向きにいろいろ折衝いたしまして、やつとここまでこぎつけたというのが実際のところでございますけれども、これ

も、契約という形をとつておる以上、相手の方に納得と御理解をいただかなければ、結局いろいろ手だてを尽くしても、なかなか契約の成立に至らないというふうな状況でございます。社会的な実態と制度のギャップの一つの問題点であらうかと思つておりますが、現在のところは、現在の契約に沿つた形で極力進めてまいりたい。今後の問題といたしましては、先ほど来申し上げておりますような社会的な実態に沿うような契約体系等を工夫する中でいろいろ考えてまいりたいと考えておるところでございます。

○阿部(未)委員 会長、これはバスの場合も同じですが、タクシー、バス、今、新しいバスはほとんどテレビがついています。それは三千台や四千台なんという数じゃないと私は思つておるのです。恐らく何十万という単位だろうと思ふのです。けれども、それはほとんど契約ができていない。わずかに八百しかできていない。ところが、八百の契約をなさつた方の良心を踏みにじるような結果になつておるのですよ、ほかの人は契約しないわけですから。そうすると、タクシーのテレビだつてバスのテレビだつて、契約する方がばからしい、こういうことになつてくる。そのことがNHKの受信料に対する不信感にもつながつてくるおそれがある。これも実は受信規約を変えてもらわなければならぬ一つの理由だと私は思ふので

す。大変長くなりましたが、最後に一つお伺ひしたいのですけれども、契約収納費というのがございまして、決算の中でも予算の中でも、これは年々ふえ続けておるようでございますけれども、減つた年が最近でございますか。

○林参考人 お答え申し上げます。現在の受信料制度をめぐる社会環境の中で、やはりどうしても経費につきましては増加せざるを得ない状況にあり、過去におきましても、増加いたしてまいっております。

○阿部(未)委員 この受信料収納の中の大きいのは、委託の集金さんに払ふ金とか、こういうのが入つておるはずですが、せっかく振替口座というのですか、口座振替で奨励して、五〇%前後の口座振替ができてきた。口座で振りかえてくださる方々については、本来払ふ受信料を割引をして差し上げておるわけでしょう。その割引は一体どのくらい額になるのか、わかりますか。これはかなり大きいはずですよ。

○林参考人 三カ年で五百万の口座料金への移行を予定いたしましたわけでございますし、また、五十九年度におきましては、二百五十万の口座料金への移行を予定いたしましたわけでございます。その中で、これは三カ年の累積になつておりますので、ちよつとお許しいただきたいのでございますけれども、三カ年の口座料金の累積減収額を約三百四十億と見込んでおります。これに對しまして、集金受託者の減員、三カ年で約百三十名、それから現在、特別営業対策員というふうな形で、全国に配置いたしております嘱託の職員でございますけれども、それを削減するなどの中で、十分この減収を上回るだけの節減効果を得るようになつておるわけでございます。

ちなみに五十九年度について申し上げますと、それらをあわせた業務の効率化による節減が、契約収納費の上で十六億でございます。契約の増加等によるやむを得ざる経費の増加に對しまして、十六億の経費の節減はいたしておるということでございます。

○阿部(未)委員 大変苦勞されておるのは、よく理解が出来ます。ただ、今、頭数で何ぼと一つ出ましたね、委託集金の方の頭数が何ぼ減つたと。しかし、委託集金のための経費というものは、余り大きく減つていないのです。これは申し上げていかどうかわかりませんが、この辺もうちよつと、三カ年で三百五十億という減収になつておるわけでしょう、口座にかえたために。三百五十億という三カ年の減収になつた割には、効率の方で増収に、何といひますか、逆に経費の節減になつていないということは、私は言えると思ふのです。この辺はもう少しメスが入られるのではな

いかと思うのですが、あれば……。

○林参考人 直接にお答えできるかどうかわかりませんが、五十九年度におきます受信契約収納関係の経費の内容につきまして、若干、御説明させていただきます。五十九年度の契約収納経費は、予算総枠で三百五十九億に上っております。五十八年度の三百三十億に對して二十六億の増加になっておりまして、その限りにおきましては七・七%の増加になっておるわけでございますけれども、その増加の内訳を見ますと、今回の料金改定に関する、例えばあいさつ状の発送とかあるいは全納精算のための経費というふうなことで、今年度特にそのために必要なお金が十四億ということがございます。

それからもう一つ、現在、営業関係の事務を処理する処理機械が設置後十五年たっておりまして、それは更改しなければならぬということがございまして、その経費が約五億でございます。それらのものを除きますと、増加額は大体六億八千万でございます。五十八年度に比しますと、その増加率は二・一%ということになっておるわけでございます。その二・一%の中におきまして、契約の増加等に伴う当然の経費の増加に對して、ただいま申しました十六億の節減というもののうち、そういったものを果たし得ておるということでございます。そこらあたりをひとつ御理解いただければというふうに考えるわけであります。

○阿部参考人 私が申し上げたのは、せっかく口座振替を奨励していても、そして口座振替をするために、受信料の収入は落ちる、それだけどこかでメリットがなければならぬはずだ。その辺にも少しメスを入れる余裕はないかどうかという提言ですから、そう受けとめてもらいまして、質問を終わりたいと思います。

○志賀委員長 これにて阿部君の質疑は終了いたしました。

次に、鳥居一雄君。
○鳥居委員 引き続きまして、BS2aに関する

故障について伺ってまいりたいと思います。

五月の十四日に故障対策委員会が設置された、その後、故障原因についての中間報告がなされた。伺いました。中間報告の内容について御報告願いたいと思います。

○北村説明員 お答え申し上げます。

放送衛星対策委員会につきましては現在スタートいたしておりますが、現在まだ審議中でございまして、中間報告はまだ出ておりません。

○鳥居委員 それではNASDAの理事長に伺いたいと思いますが、A系統において推定七カ所、特定はまだできないけれどもという御発言がありました。並びにR系統については三原因と推定される。この内容について伺いたいと思います。

○大澤参考人 お答えを申し上げます。

何カ所、何カ所と申し上げましたには、多少まとめた方によりまして数が幾つにもなったりするというところでございまして、例えば電源系の回路の部品の故障というふうなことが考えられるわけでございまして、どの部品というふうなことを数を挙げていきますとかなり数が増えるという、そういうまとめをいたしますと幾つにもなっていくわけでございまして、私ども大きく申し上げますと、先ほど申し上げましたが進行波管の方の故障、それから電源系の回路で、電源系の回路の部品の故障、それから電源系の回路にこの進行波管の保護をするための保護回路というのがついておりますがその保護回路の故障、これもまた部品あるいは設定位置の問題といったような幾つかの原因が考えられますものを、一応七つないしは八つというふうに申し上げた次第でございます。

○鳥居委員 R系統についてはどうですか。

○大澤参考人 失礼いたしました。ただいま申し上げましたのはA系統でございます。

R系統につきましても進行波管の故障、ただし起こっております現象はA系統の場合とR系統の場合とは違っております。それから、これを駆動いたします電源回路の部品の故障、保護回路の故障というふうなことで三つ申し上げたわけでござ

います。

○鳥居委員 それでは、R系統の故障については、「先般来異状を生じているA系統の現象とは異なり、通常の指令による再起動は可能だが、送信管内部の電流が異常に大きくなるなどの原因が起きている。電波の連続発射ができない状況にある。」つまりA系統とはダウンの性格が違う、まだ生きています。A系統はこういう表現なんですけれども、現在どんな状況なんですか。その可能性。

○大澤参考人 A系統の故障は二ないし三ミリ秒電波が流れまして、そしてトリップすると私ども言っておりますが、切れるというのがA系統の進行波管で起こっております現象でございます。

R系統の方につきましてはある時間電波が流れ、電流がだんだん増加することによりまして保護回路が働いてトリップをする、こういうことで現象が違うというふうに申し上げておるわけでございまして。回復の可能性を含めまして、これらR系統の方がかなり長い時間流れておるから回復の可能性が高いんだというふうには必ずしも言えないと思っております。これは原因がまだ完全に突きとめられておりませんので、今のところは明確なものは申し上げられません。

○鳥居委員 それで二月の十五日に、打ち上げました星が静止軌道衛星として静止軌道に乗ったわけですね。それで静止軌道に上動かないうように見える状況に二月の十五日なりまして、最大食と言われる三月二十日を経て、三月二十三日にA系統の故障が起きた。この間の初期機能試験といいますが、初期機能確認といいますが、NASDAとしてどんなことをやっていたのか、その故障原因がどのあたりにあるんじゃないか、こう見られるのですが、この点についてはどういふように受けとめていらっしゃるのか。

○船川参考人 ただいま先生からお話しございましたように二月十五日に静止したわけでございまして、初期機能確認というのを二月三日から三月三十日までの計画でやっております。二月三日といいますがまだ静止していませんけれども、

テレメトリ・コマンド系の特性確認というのは移動中でもできますので、二月三日から二十日にかけてはSバンド・テレメトリ・コマンド系の特性の確認をしております。

それから二月二十一日から二十四日にかけてはモノパルスRFセンサーと称しまして、これも引き渡し前にふぐあひになった、電波によって姿勢を保とうとするセンサーでございますが、それを含まず姿勢制御センサーの特性確認をいたしております。

それから二月二十七日から三月二日にかけては放送電波と同じ周波数のテレメトリ・コマンドがございましてその特性確認をしております。それから三月五日以降中継器の特性確認試験ということで順次中継器に電源を投入していったわけでございまして、この間三月二十三日にA系統に異常があるという現象が見出されたわけでございまして。三月十九日から三月二十三日まで電源系の発生電力の確認をしております。

大体初期機能確認の作業は以上の経過でやってございます。

○鳥居委員 それでこのA系統の故障が三月二十三日ふぐあひが発生して四月二十一日、契約における九十日目というところの機構の方が受け取る。それで機構が受け取ったのが四月二十一日の夜零時、NHKが受け取ったのが翌日四月二十二日の午前零時、同じ時刻を二十一日という表現と二十二日という表現であたかも違うように見えるのですけれども、それはどういうことなんですか。

○鴨政府委員 宇宙開発事業団が打ち上げをいたしました後、先ほどお話の出でおります初期機能確認ということが行われるわけでございますが、その確認の後、宇宙開発事業団が通信・放送衛星機構へ引き渡しを行いまして、そして通信・放送衛星機構はこの衛星を速やかに利用者であるNHKに引き渡すということになっているわけでございまして。今回の場合、契約の文言上でそうなっておりますわけではございませんけれども、こうした引

き渡しは新聞に報じられましたように、事実上同時刻に行われたというものでございます。

○鳥居委員　つまり通信・放送衛星機構の役割とこのことを考えてみなければならぬと思うのです。三つあると実は指摘されているわけですよ。

その第一は、エンドユーザーであるNHKの実用放送衛星を、まず打ち上げに關して、打ち上げを引き受け、そしてNASDAにそれを契約によりまして打ち上げの委託をする。それから第二番目は、本来の機構の業務であります、打ち上げられた静止軌道に乗った衛星の制御、運用。それから第三番目は、その星を利用して他方面に運用の便宜を図る。

この第一番目の、本来機構自体が行わない仕事を、NHKとNASDAの真ん中に入りまして、トシネルになって機構が打ち上げを引き受けている、これが今回、実は大きな問題になっているんじゃないかと思うのです。

先ほど大臣のお話の中にもございました。どうも親方日の丸の嫌いがあるように見える。この三者の關係性をじつと見てみると、何かお互いにかばい合っているのか、隠し合っているのか、責任が非常に不明確。六百十億からの経費を使い、NHK分としては三百六十六億も使っているが、無傷で上がったのかというと、今日では3チャンネルの放送ができない。NHKのいわゆる総合と3チャンネル、片肺飛行である、こう言われている。しかもききがある、トランスポンダーがダウンしてしまっている、そういう状況の中でNHKがなぜそれを受け取るのだろうか、こんなように実は思っています。

それで、まず実験用、ここで故障がありました。今回は実用と銘打っているわけですが、NHK会長、実験用と実用の違いをどういうふうに受けとめていらっしゃるんですか。

○川原参考人　実験用というのは、あくまでこれは開発の過程でございまして、実用のためにいろいろなテストをしてみる。そして、それを十分に

検討の材料として実用衛星においては完璧な形で打ち上げていただく、そういうものと思っております。特に実用衛星というのは、実際に放送番組を全国の視聴者のために放送するわけでございますし、また、それであるからこそ、受信料の相当多額のものを投入して実用に供するというところでございまして、連続した作業ではございまいしょうけれども、質的には全く異なるものではないかと考えております。

○鳥居委員　受け取るに当たりまして、きずのある衛星であることを承知して受け取る。これは一般の会社では考えられないことです。三百六十六億から経費をかけた上で、しかも先ほどのお話のように、国民の受信料収入によって宇宙開発の一翼を担おうということ。断じて失敗は許されない、しかも実用だということなんですから。そういう失敗が許されないという中にありまして、三系統のうち一系統ダウン、しかも二系統目が後にダウンしてしまふ、そういうのをよく引き受けられると思うのです。この九十日目、引き受けるときに、引き受けに当たった条件というのはどんなことがあったのですか。その後、残るB系統だったリスクの上からいったら大変なものだったと私は思うのです。どういふ確認をなさったのか、伺いたいです。

○渡辺参考人　お答えいたします。打ち上げが成功いたしました四月二十二日に受け取るわけでございますが、そのときはこのようなことをやってお受け取ったわけでございます。つまり、宇宙開発事業団から、通信・放送衛星機構を通じて、この衛星がどういふ状況で打ち上がったのかという機能確認の報告をもらうことに定めてございます。そのときに報告がございましたのは、一系統は確かに故障でございまいけれども、その他の状況については、つまり、カラーテレビジョン二チャンネルの運用は可能であるというところの確認をしていただいております。しかも、一チャンネルの故障につきましましては、宇宙開発事業団において責任を持ってこれを

措置をするという確認を取り交わしているわけでございます。

こういう状況の中で、少なくとも当初予定しましたカラーテレビジョン二チャンネルというのは一応できる、こうなりますと、衛星の打ち上げを待ち望んでおられる方々に早く放送を送りたいという状況で、その放送は一応送れる、しかも、一チャンネルの故障については責任を持ってこれを措置をするという確認を取りつけているのであれば、私どもとしては、この衛星は引き取って早く放送の実施に移すべきであるという判断をしたわけでございます。

○鳥居委員　このカラーテレビ二チャンネルの確認というのを、NHK自身の手でなぜ確認しないのです。打ち上げについて受託した方にその確認をさせている、しかも、その確認がこの段階ではほごになっているわけですか。A系統の後B系統のトラブルが起きているわけですか。これに対してNHKとしてはどういふ損害賠償を要求できるのですか。NHKみずから確認をしなかったというのはどういふことなんでしょうか。

○渡辺参考人　今申し上げました報告書には、報告書の詳細な資料が添付してございます。それをみずからNHKの手で見て吟味をして、今言ったような結論に達したわけでございますので、NHKとしても、その確認は十分であるという確認を得た話でございます。

○鳥居委員　そうすると、事業団の確認の資料に基づいてNHK自身が確認したけれども、その確認が甘かったということになりますか。

○矢橋参考人　今、御説明したように、宇宙開発事業団の方から、残った二つの系統につきまして、これは十分技術的に間違いないということ。我々は報告を聞いて、それから、今申し上げましたような条件を総合的に判断して衛星を引き継ぐということにしたわけでございます。

○鳥居委員　いずれにしても、瑕疵が出てきた場合にはNHK自身がしよい込まなければならぬわけですね。現に三つの系統のうちの二つが使わ

れない、こういう現実の前に、NHKが引き受けたこと自体やはり世論の批判があるわけでしょう。R系統については生きる可能性がある、こういうことになっていきますけれども、その可能性といたって今定かではないわけですよ。

A系統の最初の故障の段階で寿命保険について保険契約が離航を始めた。しかも、今現在、最後に残るB系統についての寿命保険が全くない、保険のカバーがない状況です。寿命保険についてこれまで契約締結のためにどういふ努力をしたのか、経過について伺いたいと思うのです。

○渡辺参考人　お答えいたします。

保険につきましては打ち上げ保険と寿命保険と二つございまして、打ち上げ保険の方は国とNHKが共同で宇宙開発事業団から契約をしていただいたわけでございます。寿命保険はNHKが受けてからの話でございますが、これは国の方では寿命保険をお掛けにならないということでございます。NHKが独自に保険会社と折衝を開始するわけでございます。二十二日に受け取ることを予想いたしましたので、私どもとしては四月の初めにもう既に保険業者と交渉いたしました。ある程度の条件は固まったわけでございます。しかし、その保険が発効するには、すべて打ち上げが正常な段階であるという条件が一つ入っております。それは私どもも承知の上で保険の契約を進めておいたわけでございますが、十一日A系統のふぐあいが発表されるに至りまして、保険会社は条件が進むということで、新しい条件による設定を考えたからしばらく待つてくれというわけでございます。私どもとしては一日も早くと思って保険会社に交渉したわけですが、基本のところは、故障の原因がわからないと今から保険しなければならぬ料率や何かを決められないということでございます。いまして、再三やっておりますうちにもう一系統がぐあいが悪くなったというので、今はとにかく故障の原因究明が急がれている、その処理を見ながら保険を掛けていないという状況になっているわ

でございます。

○鳥居委員 もうちょっと突っ込んで聞きたいのです。保険を掛けたい側の主張と損保会社の立場があると思うのです。それで、A系統のダウンによって条件を変えよう、料率を改めよう、かなりのしよい込みになるけれども、保険料そのものの負担はこういうふうになるが、ともかく保険でカバーすることが大事だという事だと思ふのです。その辺の事情についてはどうですか。全く無保険でこれからはいくのですか。

○渡辺参考人 まず、一日も早く保険を掛けたいという気持ちでございます。

今、どういう条件にしても新しい条件に適用した保険が可能ではないかというお話だと思いますが、私もそのようにして交渉を急いでいるわけですが、御存じのとおりかなり大きな保険額でございますので、日本国における十九社の保険会社ではしよい切れない。したがって、世界的な規模でいろいろ再保険を考えているわけでございます。保険会社としては世界に要員を派遣して調査をするという条件が入っているようでございますので、それらを考えまして、今、故障の原因を究明したらそれに基づいて世界の意見をあわせて提示をしたいということで今日まで延びているわけでございますが、私もどうしてもどんな条件にしろ早く保険を掛けたいという気持ちであることは間違いありません。

○鳥居委員 それで、今回の一連の経過を眺めてみまして、契約関係がどうも不可解なんです。事業団と機構との間の基本協定のあらましをひとつ御説明いただきたいのです。

○宮原参考人 お答えいたします。

この放送衛星の打ち上げは宇宙事業団と衛星機構のいわば共同プロジェクトでございます。発足当初にその共同プロジェクトの基本的な事項について取り決めが行われております。

この内容を、幾つかございますが、主な点だけ御説明申し上げますと、共同事業の目的というのがまずあります。それから、業務の範囲でございます。

まず、事業団としてはこの衛星の設計から始まりまして開発、打ち上げ、それから初期の段階の追跡管制、それから機能確認を担当する。それから、ゆるる定常の段階に入りましてからの追跡管制、それからユーザ側、この場合NHKでございますが、ユーザ側が利用できるようにその衛星を運用するという業務を担当する、大体こういうのが業務分担になっております。

それから、費用の分担でございますが、この衛星の場合に必要な経費は機構六〇%、事業団が四〇%の比率で負担するというようなことが定められております。

それから、所有権がいつの時点で移転するか。これは事業団から機構の方に引き渡すときに所有権を向こうに移転する、六割負担分の所有権を移転する、そういうようなことが定められております。

それから、責任問題ですが、これにつきましても、開発いたしましたから、衛星がで上がったまましてそれを事業団が引き受けることまでの、事業団が機構に対して負っております責任はどういうものか。損害が起きた場合には、過失責任、事業団の責に帰すべき事由がある場合にはこれを補償する、そういうような規定が入っております。

それから、打ち上げて後、定常段階ずつと進行いたしますが、その間については、機構と事業団とお互いに相手に故意があつて損害が生じたというような場合には損害賠償に際する、というような規定がございます。

そのあと、ほかに幾つかございますが、開発運用過程で得た情報などは業務に必要な範囲でお互いに公開、提供し合うというようにござい

ます。主なところは大体そのようなことではないかと存じております。

○鳥居委員 NHKと機構、これは事実上事業団から引き受けるのですけれども、引き受けに当たって無傷のものは現に当たり前、これは決ま

いることなんですけれども、契約ではこの程度の傷だったら引き受けはやむを得ないのだ、こんなことになっていきますか。NHKに聞きましょうか。

○渡辺参考人 先ほどお答えしましたように、機能の確認という行為がこの契約の中に要点としてあるわけでございますが、その機能確認が、申し上げましたように報告書をもとにして確認をいたしまして、NHK側としてその確認されたものが放送という事象において当面支障がないという判断をすることによってこれを引き受けたわけでございます。機能の確認という行為がこれを引き受けさせるかどうかという判断の要諦になるわけでございます。私もどうしてもしましてはこれは引き受けていいという判断をしたということでございます。

○鳥居委員 機能の確認という点で、引き受けてもいいという一方で判断をし、一方ではその甘い判断が原因で、甘い状況が原因で保険のカバーもできないという状況にあるわけですね。これは一体どういうことかというのが国民感情じゃないでしょうかね。どうでしょうか。率直に言つて、大臣、いかがでしょうか。

○奥田国務大臣 国を挙げての実用衛星開発というところで総力を挙げてやってまいりました結果がこういふ結果になってきた。さりとて、エンドユーザーであるNHKとしてはきずものの衛星と言つたら悪いですが、そういう当初の目的を果たすことができなかった衛星を引き受けてきた、引き受けさせられたという結果になったわけ

です。その間においていろいろ双方の言い分もあると思いますが、常識的に考えれば大きくはこれは政府が計画した開発計画でもござい。したがって、一方的にこの星を受け取ったNHK側だけに大きな負担をこのまましよわせていくことはいかがかという気持ちもいたします。また、今後この実用衛星という初の段階で少しお互いに冷静さを欠いていたのかもしれないけれども、これをやはり二チャンネル系統大丈夫だという形で

引き受けた時点においても、一チャンネルがダウンしているという事情からいって、これは引き受ける時点において相互の性能の確認、どういう形でやるのか知りませんが、それにNHK側も多少慎重を欠いた嫌いがなかったらどうかという気もいたします。

いずれにしても、こういった問題というのは、実験段階ではなくて実用段階で起きてきたということも含めて、今後やはり自主開発技術の路線を進めるに当たつても、本当に反省の上に立つて原因究明に努めていただきたい、二度とこのような不明朗という言葉は当たりませんけれども、こういうお互いに納得できないような形で、納得できないというか、何かそういった一方に相手に対する技術信用まで疑うような不満を持ち続けていくという形も大変残念なことでありまして、この面は、今、先生が丁寧に御指摘なされた点をまた双方でよく話し合つていきたいと思つております。

○鳥居委員 さらにNHKの長期ビジョン審議会の調査報告が五十七年一月出まして、その中で指摘しておりますけれども、「国の宇宙開発政策は既にH-Iロケットの開発計画を有しているが、NHKとしては、衛星本体は国産によるにしても、大型化するロケットはその打ち上げ経費、実績などを考え、国際市場で調達することについても検討すべきである。」こういう指摘がされてます。つまり打ち上げについては官営ではない、すか、官営宇宙開発というそういう時代ではない、もう既にアメリカでもそうです。民営宇宙開発の段階を迎えて、ロケットについても経費の安いものを、競争原理の上からいって打ち上げ経費を考へる、こういう調査報告だと思ふのです。これをどういうふうなNHK受けとめていらっしゃるのでしょうか。これからBS2b、BS3も上がると、そういう計画の中でどういうふうなこれを具体化、実現していくのでしょうか。

○川原参考人 確かにビジョン審議会からはそのような答申をちょうだいしております。私も

事業としましては、あくまでそれはいろいろなコストはこれらもう安いにこしたことはないわけでごさいますので、将来の問題としては、将来当然私は衛星というものはいろんな意味で活用していかなきゃならぬものだと思います。その打ち上げのコストについては、そういう審議会の答申も含めていろいろ考えてまいりたいと思えますけれども、ただ、今こういう宇宙開発につきましては、やはり国の施策という中で大きな仕事が行われておりますので、それをまた無視して私どもが勝手にそういうことを考えるわけにもまいりませんので、これはやはり国のそういう大きな宇宙開発施策の中で、私どもの意のあるところも十分にお話して、慎重に検討してまいりたい。

それから、先ほど先生御指摘のありました四月二十一日段階において正直言って、私ども本当に悩みました。悩みましたけれども、これも今までの長いそういう宇宙開発、放送衛星開発の過程の中で、現実には二チャンネルの放送は可能である、かつまた、それは十分使用に耐えるという開発責任に当たった方々のお話、またそういう報告書等を私ども検討していただいて、現実にはその時点で二チャンネル完全に作動もしておりますし、やはり採算をもとにした保険会社と、私どもが衛星開発に当たりまして、そして二チャンネル現実には何とか早く放送したいという私どもの使命との間で非常に考えたのでございますけれども、現実にはあの時点で二チャンネル十分に働いているという中では、これは放送に十分使えるということでお引き受けしたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、実際にこういう形でその後本当にその日にちもたないうちに、さらに一チャンネルがふぐあいにいったというこういう現実はあるわけでございます。

これを今後の2bからさらにBS3号、4号という過程の中では十分にやはり反省をいたしました、関係の方面と慎重にそこは打ち合わせて、この経験をむだにしないように、そしてまた、私どもとしては視聴者の方々に大きな損害を与えない

ように慎重な配慮をしてまいりたいというふうにごさえております。

○鳥居委員 ここに一つの計算があるのですけれども、スペースシャトル、宇宙トラックスなんて言われていまして、単純にデルタロケットと計算しまして、デルタロケット一基、これは使い捨てですけども、打ち上げ経費が二千五百萬ドルかかる、日本円にして約六十億。そうしますと、トン当たり二十六億円という計算です。シャトルの一回の飛行、これは打ち上げ経費ですけれども、約三千五百萬ドル、日本円にして約八十四億、これはトン当たり直すと二億八千万円、十分の一だというわけですね。これは百回も飛べるものと使い捨てとの違いということ、もう単純に見てもこれが言える。そういうどちらにしようかなという選択ができるような道というのはフリーハンドで、NHKとしてはやはり受信料で支えられている公共放送なんですから、もっと明確な意思表示をすべきだと思っております。

と同時に、宇宙開発委員会の事務局さん、きょう来ていますから、国としての方針はあるだろうと思えます。しかし、そろばん勘定も一方にはあるということ、これを明確にひとつ御検討いただきたいと思うのです。この点について……

○北村委員 答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のとおりでございますが、私ども宇宙開発担当の省庁といたしましては、我が国の宇宙開発活動の自主性を確保していくというためには、我が国の衛星は我が国のロケットで打ち上げるとの基本路線ということが現在堅持されております。ただし、一方、衛星の需要の大型化に対応いたしまして、我が国のロケットの打ち上げ能力を早急に向上させる必要もあるわけでございます。安易に外国のロケットに頼りまして衛星の打ち上げを行うということにつきましては、ロケットの自主開発の芽を摘むおそれがあるものと私ども考えております。特に、このような通信放送とか将来我が国の知識集約化、ニューメディア、資源のない日本が情報をもつて世界に生きて

いく、こういう中で放送衛星、こうした特に日本の文化の情報、離島、日本の端々までに情報の高度化を図る、こういう重要な手段を持つインフラストラクチャーとなるのがこのロケットの打ち上げ能力でございます。それから通信衛星につきましても、我が国が思うときに思った位置に思う計画によつて打ち上げていく、こういうことは私どもはぜひ維持していきたいと思つておるわけでございます。

現在、H-Iロケット、来年度テストフライト、現在開発は順調に進んでおります。それからH-IIロケットにつきましては、現在までのところ静止軌道まで打ち上げのときは、最近のところ、定時に打ち上げて定時に軌道に乗せるということ、相当技術も円熟化の状況に入っております。それから昨年、五十九年度の予算から、さらに静止衛星で二トンクラスの力をもつ大型ロケットの開発という研究開発も認められておりまして、今後我が国の自主自在性のある衛星打ち上げ能力の確保を目指して、私ども今後とも邁進してまいりたいと思つております。

それから、先ほど先生御指摘のございました外国の打ち上げ価格のことについて、我々も決してこの辺考えておらないわけではございませんが、例えばスペースシャトルにつきまして見ても、現在、現在の打ち上げ価格は、新聞でも航空関係の雑誌でも出ておりますが、政策価格といたしてを言われております。これはアメリカがデルタロケットのお客様をシャトルで引き取るため、そういうあれが出ております。それから、最近新聞でも出ておりますが、アメリカのメーカーがアリアンスペース、ヨーロッパで開発しました衛星ロケット、これも政策コストだということ、ダンピング、そういうような提訴関係も言っておるということで、すべてが国際政策的に考えられておるわけでございます。

私ども申し上げておりますのは、プロジェクト開発、研究開発からすべてを要した費用を申し上げておまして、政策価格ということは申し上げてお

りません。

それからもう一つ、最近シャトルにおける失敗が相次いでおります。最近もインテルサット、デルタロケット、アトラス・セントールを打ち上げましたが、これもロケット段階の失敗ということ、消えております。海外では相次いで失敗が出てきております。私ども、打ち上げにつきましては、現在静止軌道には定時発射ということをやっております。この辺の違いを先生も御高察賜つて御理解賜りたいと思つておりますし、我々もコストを無視しないような宇宙開発を今後進めていきたいと考えておる次第でございます。

○鳥居委員 宇宙へ行くのに鉄道の列車でなければだめだという時代じゃないと思うのです。国の政策は政策としてやはり検討すべきだという道は残しておくべきだと思うのです。

以上で終わります。

○志賀委員長 これにて鳥居君の質疑は終了いたしました。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十一分休憩

午後一時三十分開議

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。西村章三君。

○西村委員 きょうはNHKの決算という重要な案件でございますが、これと関連をいたしました。私どもはきょうから同僚委員からそれぞれ尋ねがありまして二号放送衛星の問題について若干の尋ねをさせていただきたいと思つて、残念なことにより二号は故障いたしました当初の二チャンネルが今一チャンネル、こういうことでございますが、まず最初に、今、稼働しておりますいわゆるB系統、このB系統の一チャンネルについては今後大丈夫という見通しを持っておられるかどうか。事業団の方から、最近いろいろ

な情報もたらされるわけでございますので、この際この辺について明らかにしておいていただきたいと思います。

〔委員長退席、畑委員長代理着席〕

○大澤参考人 お答えいたします。

A系統が悪くなり、R系統が悪くなりまして、今度はB系統が悪くなるのではないかと御心配がございまして、A系統の故障といいますが、ふぐあいの内容とR系統の起こっております現象の内容が少し違うものでございまして、私ども、重ねて起こっておりますので、私ども、連続をしてB系統がAないしはRのような故障を起こすということは、開発の過程でいろいろ試験をしてきた結果からはいないものというふうに考えております。

ただ、私もそういうふうに思っておりますのでございまして、R系統がああいう状態になりましたときも、開発の試験の過程では故障を起こすというふうなことはないと考えていたものが起こったわけでございまして、これを立証せよということとは御承知のようになかなか難しいこととでございますので、私どもの現在の確信というふうなことで申し上げるしかなく、こう考えております。

○西村委員 これも稼働しておりますのはあとこの一チャンネルだけでございまして、我々は今これに大きな期待をつながなければならぬわけでございまして。

こういう事故が起こりましてから、またのうわさでは次のまたB系統も故障するのではないかと、こういう懸念もうわさをされておる、こういう状況でございまして、あえて私はお尋ねをさせていたいただいたこととでございます。現時点では間違いがない、順調に稼働する、こう理解をしてよろしゅうございまして。

○大澤参考人 五月の十二日の放送開始以来B系統は順調に動いておりますし、私も承知しておりますが、NHKさんの方でもこの運用に関しましては非常に慎重に扱っていらつしやるという

うことを承っておりますので、B系統の放送は続けられるものと考えております。

○西村委員 午前中にも他の同僚委員からいろいろな角度から質問が出ました。若干おさらいをするつもりでお聞きをいたしたいわけでございまして、NHKがいわゆる放送機構から引き渡されまして四月二十二日午前零時の時点でA系統の故障、さらにこれはもう一つ何か衛星の姿勢制御に重要なモノパルスセンサーですか、これが正常に働かないということも若干その時点でわかつておったということとございまして、このA系統の故障を承知で受け取ったということは、けさほどからの渡辺専務理事のお話でも一応確認がされたわけでございまして、この辺は間違いございませんか。

○矢橋参考人 通信衛星機構から我々が放送衛星を引き継ぐに当たりました、A系統に故障が生じておりますけれども、残った二チャンネルの、二系統ですが、放送については心配要らない、大丈夫であるという報告をデータとして受け取っておりますし、我々としてはそれを全幅に信頼しておりますから、そいう意味で間違いはないということと受けたわけでございまして。

○西村委員 その時点で一チャンネル故障があるけれども、二チャンネルの使用は可能だ、こういう機能の確認のもとにこれを引き受け、遂行されたということとでございます。

機能が二チャンネル分動くということの確認、使えるというNHKの確認は、これはそれなりに理解ができるわけでありますが、問題はその確認にまた瑕疵があつて、二チャンネル使用が不可能だということが、ある意味ではまたこれも理解ができるという一面もあったと思うのであります。その場合は、この責任はNHKの側にあるのかあるいは事業団の側にあるのか、その辺は一体どう考えられましたか。

○矢橋参考人 お答えします。午前中にも説明したと思っておりますけれども、我々としては、先ほど申し上げましたように残った二

系統が確実である、大丈夫だという報告を受けました。そういうデータも受け取っておりますが、同時に残りまして、いわゆる故障を起こしましたA系統につきましても、これは宇宙開発事業団の責任において原因究明を行って速やかに回復措置をとるという確認をとった上で引き取ったものでございます。

○西村委員 予測の問題ですから、いずれに責任があるかなかなか不明なところが多いわけでございまして、いずれにいたしましてもこの衛星の打ち上げには御案内のとおり非常に巨額の経費が付き込まれておるわけでございまして、直接的な負担だけでもNHKで三百六十六億円、またそれに付随する地上のパラボラアンテナその他を合わせますとおよそ四百億円の受信料が付き込まれております。こういったNHKの自己負担に見合う設計や製作、打ち上げ業務をいわれる通信・放送衛星機構に委託されておるわけであります。

ところが六月十二日の新聞によりますと、NHKと通信・放送衛星機構、また通信・放送衛星機構と宇宙開発事業団のおの間の相互の協定や契約の内容は一切公表しない、こう報道いたしておるわけであります。これは重要かつ巨額の投資をするからには当然協定や契約は取り交わされておるものだと思いますし、またこれは当然公表しなければならぬものであると思うのですが、この点についてNHKはどう考えておられますか。

○矢橋参考人 お答えいたします。

NHKと通信・放送衛星機構の両者の間の協定でございまして、その性格上すべてを広く一般に公表するということはいかかかと存じますけれども、もちろん協定の内容につきましても十分説明はさせていただきますと思っております。

○西村委員 一般に広く公表できないという理由は何ですか。

○矢橋参考人 公表できないというふうにお答えしましたが、公表できる性格のものではないということとでございます。

○西村委員 それはおかしい論弁でございまして、公表できない性格のものだということは公表できないということと同じじゃないですか。どう違うのですか。

○川原参考人 私ども仕事をするのに、いろいろな事業者間でいろいろな約束をしたり契約をしたり協定もいたします。外国の放送機関ともいたしますけれども、通常、一般的にはそういう企業と企業との協定等はそのまま公表はしてないのが普通でございまして、今まで公表ということとは考えておりませんでした。しかし、別に内容が極秘とか何とかということではないので、十分にこういう場でも御説明は申し上げたいと思っております。

○西村委員 この新聞報道によりますと、それらがあたかも臭い物にふた式で隠れいをしておるような印象を与えておるということから私どもは申し上げておるわけでございまして、これだけの大きな事業をやるのに、当然のことながら協定や契約というものはあるはずでありますし、またそれが一般に公表されなければこれまたいろいろな疑惑を招くということにもなりますので、私はこの委員会委員長の責任でその資料を提出してもらいたい、このことを約束してもらいたいと思うのですが、委員長どうでしょう。

○畑委員長代理 ただいまの西村君の発言につきましては善処方を委員長として対応してまいります。

○西村委員 開発事業団と通信・放送衛星機構の間では、いわゆる協定の中で打ち上げ後の故障については故意によるもの以外は責任を問わない、そういう旨の協定があるとこれまた新聞で報道されておるのですが、これは本当でございまして、事業団と機構と両方から答えてください。

○宮原参考人 事業団と機構の間にもこのプロジェクトに關しまして基本協定がございまして、その中に、事業団が衛星をメーカーから引き受けた後、打ち上げまして静止位置に静止させてこれをお渡しして定常段階に移りますが、その間におきましてもし損害が発生した場合に、機構が宇宙事

業団にそれを請求するのは、宇宙事業団に故意があった場合にこれを限るというふうな規定が入ってございます。

○斎藤参考人 ただいま事業団からお話し申し上げたとおりでございます。

○西村委員 そうすると、重ねてお尋ねをいたしますが、故意によるもの以外は責任を問わない、こういう規定が存在する。そうすると故意以外のものは一切責任が問われないという理解をしていいのですか。

○宮原参考人 そういう契約内容になっております。

○西村委員 問題はこれなんです、この場合のいわゆる故意というものは、これは一体どういうものを想定しておられるのか、これも両方から答えよう。

○宮原参考人 故意というのは、本場に常識的に申し上げて恐縮でございますけれども、そういうためにする何かの意思を持って衛星に支障を起す、そういうことを行いますのが故意による支障でございますけれども、こういうことは本場にあり得ないこととございまして、私どもとしてそういうことが発生し得る余地は全くないと考えておりますが、ただ故意はどういうものを具体的に言うかと申しますと、このことに關しましては両者で協議をするということはまだございまして、万が一発生した場合は、何が故意だったかというふうなことは協議することになっておりますけれども、現時点におきまして何々が故意であるという特定はまだいたしておりません。

○斎藤参考人 故意についてでございますけれども、これは一般の民法上の故意と法律的には同じ解釈になろうかと思ひます。ただし具体的な例はどうかと言われますと、ほとんど考えられないようなこととございまして、具体的な例を挙げると、こうおっしゃられるとちよつと困るわけでございまして、ただこれは事業団と我が方との関係の契約だけではないに、アメリカあたりにおきまして大体我々が調べているところでは同じ

ような、故意による場合でなければ責任を持たないというふうなのが通例のように考えております。

○西村委員 今いみじくもそれぞれの立場から故意による故意というものはあり得ないだろう、こういう御発言でございました。ということは、こういう事業に果たして故意というものがあるんだらうか、故意による故障というものがあるんだらうか、ということとは、当然考えられないこととございまして、すると一切の責任はお互いにとり合ひつけないという点にも通ずるわけでござい

ます。特に、宇宙での事故の場合は原因の究明は極めて困難でありますし、ましてそれが故意かどうか、故障という点になりますと、これは決定的に困難であります。その点について協定は何か配慮しておらない。今、外国の例を引いて、こういうのが通例だからこうやっていっているんだと、こういうこととございまして、郵政省はこれでいいのですか。故意以外のものは一切責任を問わない、しかもその故意というものはあり得ないとおっしゃっているのです、これはどうなんですか。

○郵政参考人 ただいまの協定につきましては、両当事者間の問題といたしましてございまして、私も、私もその大要は承知をいたしてるところでございますが、宇宙というこれからの開発という課題をも含めた問題といたしまして、ただいま両当事者からお話のあったようなことになってい

るものというふうな理解をいたしております。○西村委員 これは理解をしておるということだけでは済まされない問題でございまして、今後の問題としてぜひ検討していただきたいと思うのであります。そういう配慮というものは全くないというのであれば、機構は委託する事業団への責任の免除を初めから約束したのと同じだ、こういう理解もできるわけですか。実際にはそういうことになつておるのですか、どうなんですか。実際にはそういうことで委託をしておるという理解をしておるのでしょうか。

○宮原参考人 私どもは機構から打ち上げ、その後の管制、機能確認等についての作業の受託を受けてまして、この受託を受けた作業に關しましては全力を挙げて取り組むということで、基本協定の精神にのっとりてこの仕事に携わっております。

○西村委員 いわゆる故意によるものしか責任はとらない、こういうことになっておるのでしょうか。初めから事故というものはあり得ないとなつたは、おっしゃつておるわけですか。そうしますと、機構の方は事業団へ委託をする時点でどう既に初めから免責事項になつておる、責任免除だ、こういう理解で事業を委託をしておる、このことの確認を私は求めておるのですが、そのとおりでしょうか。

○宮原参考人 私ども、機構から受託を受けて仕事をやっておりますが、全責任を持ってこの仕事に当たつておるといふこととございまして、契約上、協定上は故意に限って責任を追及されるというふうに書いてはございまして、そのほかのことに關しましては全責任を持ってこれに当たつておるといふお答えを申し上げます。

○西村委員 機構の方はどうですか。○斎藤参考人 先ほども申し上げましたように、故意につきましてはその事例はどうかということと言われますと、必ずしもそれは明確じゃござい

ませんけれども、例を挙げて申し上げますと、例えば衛星の中にわざと衛星を壊すために何らかの装置を施したかというふうな事例がもしあるとすれば……○西村委員 全く私の質問をしておることに答えておらない、聞いておらないということですよ。そういうことじゃない。初めから免責をした上で事業団に委託をしておるのかどうかということの確認を求めておるわけだ。どうなんですか。

○斎藤参考人 決してそうではございませんで、故意の場合に限っては責任を追及するという建前になつておるわけでございます。

○西村委員 ところが今あなた自身は、故意とい

うものは実際的には考えられない、こうおっしゃつておるのです。ということは、もう初めからすべて、一〇〇%免責だということでの委託だ、この理解をしてよろしいかという確認をしておるのです。イエスかノーかのどちらですか。

○斎藤参考人 現実の問題として故意による衛星の破壊とかいうようなことが現実にはあるのか、考えられるのかといふと、現実には考えられないと思ひます。ただし法令上の問題としては、契約上の問題としては故意は免責ではござい

ません。○西村委員 法令じゃないのです。實際的に故意というものが考えられないならそれは一〇〇%の免責ではないか、こう申し上げておるのです。それについてイエスかノーかといふことをお答えをいただきたい、こういうことです。

○斎藤参考人 過失がある場合には責任を問うというふうな契約条項がございまして、これが現実にはないのかといふのかといふ御質問かと思ひますけれども、現実の問題としては故意による衛星の破壊とかあるいはいろいろなトラブルというふうな事例は考えられませんが、法令上の問題で、例えば契約上そういうものがないんだからに等しいではないかと言われますと、そうではない。やはり故意があつた場合には弁償の責任を請求せざるを得ないということだろうと思ひま

す。○西村委員 理事長もわかつておられることですから、私もこれ以上申し上げませんが、要は故意によるものがないということであれば、これはもう一〇〇%の免責だ、こう申し上げておきます。なぜこれを申し上げるのかといふと、今回の場合も、けさほど同僚委員からも御質問がござい

ました、事業団から衛星機構を経由してNHKに衛星が引き渡された過程で衛星機構が保有していた期間は時間的にゼロであります。すなわち、事業団から機構へ引き渡されたのが四月二十一日午後十二時、そして機構からNHKへ引き渡されたのが四月二十二日午前零時。四月二十一日の午

後十二時と四月二十二日の午前零時とどう違うのですか。これは日付の表示は異なりますが、まさしく同じ時刻です。これでは衛星機構の存在意義というものは一体どこにあるのですか。NHKは委託を通信機構の方にされたはずでございましょう。この存在意義というものは一体どこにあるのですか。衛星機構は打ち上げに関する業務のほとんどを事業団に再委託しているところですが、そうであれば衛星機構の存在意義というものはこれまたどこにあるのか、私は重ねてお尋ねをしたいと思うのです。どうでございましょうか。

○斎藤参考人 機構が事業団から引き渡しを受けたのが二十一日の午後十二時、それからまたNHKに引き渡したのも同じ時刻でございします。したがって、そのところの二十二日午前零時というのは、恐らく契約上では二十一日の午後十二時になっておるはずでございします。いずれにしまして同時刻でございします。

それから、機構は何をしておるかということでございますが、ユーザー側が一方所あるとは限りません。例えばCSの場合には七カ所、セーザーがあるわけでございします。そのセーザーの要望を取りまとめて、それで仕様を決定し、それから事業団に打ち上げをお願いするという事柄が我が方の仕事になっておるわけでございします。したがって、衛星機構は何をしておるかと言われますと、そういう仕事の一つと、それから管制の仕事と二十四時間行っているわけでございします。

○西村委員 それはそれなりに大臣の認可法人として存在意義は幾らでも言えるのでしようけれども、事この事態、今度のケースを考えてみた場合に、果たして通信・放送衛星機構というものの実体はどこにあったのだろうか、我々には不思議でならないわけでございします。

しかし、時間が限られておりますから次へ進みますが、先ほど来申し上げておりますように、衛星機構は事業団に責任を問えない、衛星機構自体にも責任がないということになりますと、NHKは損害の補てんは一体どこから受けようとする

のか。これでは当初からNHKが事故の場合の責任をすべて負っておる、こう申し上げても過言でないのですが、どうでございましょうか。

○矢橋参考人 我々と通信・放送衛星機構との間の契約の中で、やはり損害のてん補の問題につきましても、機構の責任に帰すべき事由によって損害を与えた場合には、機構がNHKに損害賠償の責任を果たす、しかし、事業団の責に帰すべき事由による損害につきましては、事業団に求償し得る範囲というふうになっております。それで、それによりましてもし求償し得ない損害をてん補するために、機構は国の施策の実現を関係機関に働きかけるという項目がございします。したがって、また一方故意によるということもございしますけれども、そのほかに重大な過失によって損害を与えた場合には、これは協議するようになっておりますから、我々としては今、原因の究明を行っておりますけれども、その原因の究明の結果いかにによりましては損害賠償をするという考え方を持っております。

○西村委員 この通信・放送衛星機構とNHKとの協定の賠償条項には、いわゆる機構に責任のある場合は全額ということとでございしますね。今、御答弁のとおりです。しかし、先ほど指摘をいたしておりましたように、この日付からいたしまして、機構に責任のある場合というのはこれは時間的には全然発生をしておらないわけですか。これは全く機構はまさにトンネルでございまして、事業団からNHKへそのまま移ったということになりますから、機構に責任の発生する余地がないということが言えます。また同時に、事前の、何というのですか、これは認知といえますか、事前の同意を得ているからこれは問題はないのだ、発注者NHKの事前の同意を得ているから問題はな

いのだ、こういうことで逃げられてしましますと、どこにも賠償責任を求めようがないということになるわけですか。これでよろしいのですか。○矢橋参考人 ただいま御説明申し上げましたこと以外に、今、御指摘の機構の責任による障害と

いうものにつきましては、例えば機構の方で衛星の姿勢制御その他の日常運用をやっておりますけれども、そこでもし仮にミスオペレーションのようなことがあった場合には、これは機構の損害ということになるかと思ひます。

○西村委員 時間が既になくなつてしまつたようでございますが、奥田大臣、ちよつと一つ私は最後にお願ひをしておきたいのですが、通信・放送衛星機構、これは郵政大臣の認可法人でございします。役員は選任から監督権、いろいろな権力は郵政大臣の持つておられる範囲の中にあるわけでございします。それだけに単なるトンネル機構であつてはならぬと思ひます。し、大臣はもつと厳重に監督もし、督励もし、報告もさせるといふことをしていただきたい。これは特にお願いをいたしておきたいわけであり

ます。最後に、巨額のこうした受信料を使い、鳴り物入りで宣伝をされまして、難視聴の解消あるいは新しい衛星放送に大きな期待を寄せる人々に失望を与えた責任というものはこれは極めて大きいとはつきり申し上げておきます。しかも、宇宙開発の技術が未完成の今日、相当の失敗の危険が伴うのはもとより明らかであります。それだけに衛星の製作、打ち上げ、運用に当たっては、失敗を避けた場合の責任、リスクの分担を事前に明確に定めておくことが当然の責務ではないか、こう私は考えるわけであります。未来技術あるいは新しい宇宙の技術の開発のことですから、今すぐに確定さすということとは極めて難しいかもしれせんけれども、当然のことながらこれはリスクが伴うという上立つてその分担責任というものは事前に明らかにすべきだ、こう思うのですが、この現状の不明確なリスクの分担について大臣として改善をする意思があるのかないのか、この辺について最後の質問をいたしたいと思ひます。

○奥田国務大臣 今、御指摘の点については、監督指導すべき立場にある担当大臣として、大変厳しく反省もし、責任も感じておる次第でござい

ます。先ほどの御質疑の経緯を見ておりまして、先ほどの表現が適切であつたかどうか別として、何か責任のあいまいな、ずるい契約を、お互いに一〇〇%免責に近いような契約を結んでおるな、これも私の責任でございします。民間ではとてもこんなことは考えられることじゃない形を、同じどんぶりの中といひますか、そういった形の中で、この貴重な技術、宇宙開発というものが今後ともこういったあいまいな責任所在のままで推移されていくということはとても許されないうことでございしますし、また私としても、今回のこういった経緯を通じて本心に強く反省をいたしておるところでございします。もちろん、今、御指摘になつたような形の中で人事、機構を含めて責任ある指導のもとで善処してまいりたいと思つております。

○西村委員 終わります。

○畑委員長代理 これにて西村君の質疑は終了いたしました。

次に、松前仰君。

○松前委員 私も「ゆり」問題についてお伺いしたいと思ひます。

私も開発に多少タッチしていた関係上大変な責任を感じておりますので、この問題については徹底的にやはりきちつとした結論を出していただかないと国民を大変裏切ることになりますので、どうかこれからの質疑について真剣にお答えいただきたいと思ひます。午前中から同僚議員から質問がなされておまして、その辺につきまして私も若干御質問を申し上げたいと思つてございします。ちよつと疑問に思ひました点を二、三質問させていただきます。

まず、三月二十二日でしたか、通信委員会の前日ですか、その時点においてNHKではわからなかつたというような話もありましたけれども、今トランスポンダーのオン・オフはどこでやっておりますのでしようか。

○矢橋参考人 送信のための電波を出すためのオン・オフは、NHKでやっております。

○松前委員 NHKでやっておられるのか、機構でやっておられるのか、どちらでしょう。

○矢橋参考人 運用に入りましますとほとんど電波の入りが、切りは行いませんけれども、電波の運用上は、切りはNHKがやっております。

○松前委員 そうしますと、この三月の故障の起こった時点もNHKが入り、切りしていったというように思いますか。

○矢橋参考人 今、御指摘の期間につきまして、宇宙開発事業団の責任管理下にございますので、我々としてはその委託を受けて電源を入り、切りしていったこととございます。

○松前委員 そうしますと、その時点ではNHKの方は既にこれはトランスポンダーを入れてもすぐ落ちるということとはもう十分わかっていたはずであるわけですか。

そうすると、先ほど会長の方からお話がありましたけれども、四月の五日でしたか、その辺の時点まではわからなかったということになると、NHKの中で情報といえますか、そういうことは当然通信委員会に出ている経営の幹部に知らせていかなければいけないという状況にあるはずなので、その辺が私は非常に不可解に思うのですが、それはどうしてだったのでしょうか。

○矢橋参考人 三月二十三日の時点ですけれども、A系統だけではなしにいろいろな性能確認試験をやっております。その中で、電源を入れて電波がとまるという状況は異常ではありますけれども、我々としては宇宙開発事業団の行う性能確認試験の同じ場所にいるということ、電源の入りが、切りは確かに我々がやっておりましたので、そういった現象があるというとはわかりましたけれども、これが即事故であるかということにつきましては、現場の責任者のレベルでは知っていたと思えますけれども、我々の方へはまだ報告が来ていませんでした。

○松前委員 こういう非常に大きなプロジェクトで非常に大きなお金を使っておる、そして国費も使っておるわけですから、そういう問題が出た場合

合には現場の担当者がしっかりと報告されて、しかも通信委員会をやっておるときでございませうから、本間に素直にNHKの予算の議論ができるように、謙虚にできるようにしていただかなければならぬと思います。この問題は、突っ込んで昔の話をございませうからこれ以上はやりませんけれども、とにかくもうちょっと厳しい姿勢をNHKの中で持っていたいただきたいと思います。

それからもう一点、同僚議員の方から質問がありました原因究明の現在の調査状況というものは、GEの工場の方でやっております、それで地上で現象を模擬しておるというお話がございました。先ほどのお話ですと、東芝の役員を派遣されているとか宇宙開発事業団の理事の方ですが行かれて調査をしていくというお話がありました。

どうもよくわからないのですが、宇宙開発事業団それからメーカー、その専門家という方は現在の調査についてどれだけのタッチをしておるか。先ほどの話ですと外から監督しているというように形のごようございませうけれども、やはりこういう問題は本当に専門家、日本の専門家、それで責任を持ってやるべきところの人がその調査に具体的に参加していくということは必要なんですけれども、今そういう状況で進められておるのでしょうか。

○船川参考人 お答えいたします。

事業団ではこのふぐあいの問題が起りまして社内には検討体制を設けて現象の解明、原因の究明、機能の回復等の検討に今、全力を挙げて具体的に取り組んでいくところでございます。先ほど御説明いたしましたように、製作者がGEでございますので、GE側での作業というのが当然でございますが、こちらには事業団の理事あるいは東芝の役員等を派遣し、それからまた事業団の職員も常駐させまして、鋭意そういう作業に参加させております。また東芝がGE、東芝側の作業状況を一週間に一回ずつ事業団で報告させまして、事業団におきまして東芝の専門家、それから事業団の

専門家の密接な会議、技術的な検討をずっと行っております。これにつきましてはまた進行波管が御承知のとおりトムソンの球でございますので、トムソンからのデータも入手いたしましたし事業団の方で検討しております。NHKのこういう進行波管の専門家もお願いいたしましたし事業団の方に来ていただきました。各方面の専門家が協力していろいろ解明に当たっているところでございます。

○松前委員 今のお話ですと、現地の方での結果を東京へ定期的に持ってきて、東京の方で専門家がそのデータの評価なり原因の究明をやっておるというお話でございましたけれども、アメリカと日本というような海を隔てた遠い距離で定期的というところで、大変靴の裏からかいてるような状況で、本当のところそれがそれでわかるかどうか、私非常に疑問に思うわけでありまして。現在日本の方でやられているというのはメーカーの方から資料を持ってくるのでしょうか、どのくらいの間隔でやられておるのですか。

○船川参考人 現在一週間に一度ずつ定期的に会合して検討しております。

○松前委員 先ほど同僚議員の方からお話がありましたように、今、東京の方でそういう解析を向こうのデータを持ってきてやるということになってもやはり非常に不便であるし、まだるっこしいわけでありまして、本当のところはそれでわかるかどうか、非常に疑問であります。これは事業団の方で技術的責任があると思われるならば、もっともっとたくさん技術者を派遣してでも向こうの現地で実際にさわってやる体制をとっていかなければならぬだろう、そう思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○船川参考人 先生の御指摘もとてもでございますが、ただいま現地の方に事業団の職員を常駐させて、実際に作業に参加させておまして、その報告を逐一受けております。必要に応じて、こちらからまたそういう専門家を派遣することを考えております。

○松前委員 さくら二号の場合には、現在トランスポンダーはどうなんでしょうか。さくら二号の状況……

○船川参考人 さくら二号につきましては、現在のところ、トランスポンダーを含めて衛星、全く正常でございます。

○松前委員 あればトランスポンダーは日本でつくられたものですか。

○船川参考人 「さくら」のトランスポンダーは日本製でございます。

○松前委員 この辺にやはり一つの問題があるうかと思うので、さくら二号については、私の聞いているところでは、国産で、非常にがっちりとした試験をやった、しかも、多くの技術者がそれに参加して、じかにタッチして開発をやった、ですから、日本の非常に信頼性の高い技術がそこに生きていた。ところが、放送衛星の場合においては、GEでこれが開発された。しかも、海を隔てた向こうですから、出張旅費その他もあつたと思えますけれども、トランスポンダーについての技術者の数が少なかった。そういう点が今度のこのふぐあいの問題に非常に関連しているのじゃないだろうか。その数だけの問題ではないけれども、そういう点、そういう点が大きな差があるのではないだろうかと思えます。

そういう意味で、先ほど同僚議員から話がありましたとおり、国産化という方向ですね、ミッション機器については、やはりどうしても我が国でもって、日本の高い信頼性をそこに織り込むような方向でやっていかなければならぬと私は思うのですが、郵政大臣、いかがお考えでしょうか。

○奥田國務大臣 全くそう思います。特に、技術の面において權威のある先生の御質疑は、私のような素人でも、何か核心を突いてやっております形が、何か少し理解できるわけでございませう。確かに、今回の事故を通じて感じたことは、本間に重要な中核部と申しますか、衛星の心臓部に当たるような機能を果たすべきところの技術が、みんな外国の借り物であるという形の中で、しか

も、そういった形から、技術追求あるいは原因究明あるいは責任の所在等々に至るまで、何かひとつ割り切れぬ感じが持たれるということも全く同感でございます。

〔畑委員長代理退席、委員長着席〕

そういった意味合いにおいては、まさにこういった貴重な、しかも大きな犠牲の上に立った事故を今後に生かすためには何かということになれば、これは我々が最も安全で信頼でき得る自主技術、そういった形の開発に努力しなければいかぬ、本当に性根を据えてその方向で努力せなければいかぬということを感じておる次第でございます。

○松前委員 話をまた別の方へ持っていましてもらいたいと思いますが、先ほど、原因追及の段階で、現時点では七つか八つぐらい、Aチャンネルで原因が絞られておるといふ話がございます。それから、Rチャンネルは三つの原因に絞られておるといふようなお話がございましたけれども、この六月十二日の朝日新聞によると「問題の中継器の送信管は」、こういうふうに出ておられますけれども、送信管というぐあいにもうはっきりわかったのでしょうか。

○船川参考人 ふぐあいの原因につきましては、目下、鋭意究明中でございます。先ほどお話がございましたように、幾つかの要因に大分絞つてまいつたのでございますが、その要因の中には、やはり依然として球の問題と回路の問題と両方入っております。まだ球であるとか回路であるとか一つに絞ることまではできておりません。

○松前委員 そうすると、そういうように七つ、八つの原因に絞り込んだ、三つの原因、大体そこまではいくであろうと私も思うのでありますけれども、しかしこれから先、一つの原因に絞るときに、これが非常に問題があると思うのです。例えば、いついつまでにこの問題をはっきりさせい、こういうような命令が下ると、これはもう何が何でもでっち上げでも、その一つの原因に

持つていくという可能性だってある。なぜかという、衛星は宇宙にありますから、全然見ることができないのでありまして、推定ですから、何を言つたつてわかりやしない、どんな原因を言つたつて、それは本当に聞かえるということではありません。

ですから、これから後の作業というものは、一つの原因に絞るといふことについて、本当にそれがつらりと確定できればいいですけれども、できない場合の方が多いいではないか。そうすると、原因追及が第一でありますけれども、その後の対策、先ほど同僚議員の質問で、原因追及でわかつて、そしてそのところだけを直すとしてOKだ、次のBS2bを打ち上げる、こういう形になると、これはまた同じような——同じいになりますか、また故障が起こるといふようなことになりかねない、私はそう思うのであります。ですから、原因追及については徹底的にやつて、今の原因はきつと追及をしていただく。それと同時に、次の対策、その後ですね、それも多少考えていただきたいというふうに思うわけであります。が、次についてはお答えできないかもしれないけれども、ちょっとその辺、何かありましたら、お答えいただきたいと思ひます。

○船川参考人 先生のお話にございましたように、これから先、一つに絞つていくというのは非常に難しい作業であるというところは、関係者重々心得ておるわけでございますが、宇宙開発委員会の方にもこの方の専門家は大部分集まっていたかまして、その先生方の御意見も聞きながら、なるべく早い機会にもう少し数を絞つて、できるならば我々としては、原因究明をもう少しはつきりさせた上で、この次の対策に進みたいというふうに考えている次第でございます。

○松前委員 けさほどの議論のとおり、とにかく原因追及が第一、それから対策を考えるというところでありますから、その方向で進んでいただきたいわけですが、ちょっと参考までに聞いていただきたいのですけれども、恐らく原因追及がき

ちつと決まって、これだと、こういうように公表されたとしても、私はそれについて信用できないのです。ですから、その次のBS2bを打ち上げるといふ前に、2bのトランスポンダー、送信機が地上にあるのですから、それを使って徹底的な試験をやらねばだと思ひます。恐らくやつた段階で同じ故障は出てこないでしょう。ほかのものが出てくる。要するに、同じロットで大量生産して、そこは欠陥が必ず決まっているという、そういう代物ではないのですから、手づくりのものでしたら、ほかに必ず故障が出てくる。ですから、今のBS2bのトランスポンダーを徹底的に試験して宇宙へ上げるぐらゐの考え方を、次の時点ではとつていただきたいと思ひますが、その辺、いかがお考えでしょうか。

○大澤参考人 大変詳しい先生のお話でございます。私どもも今、先生がおっしゃられましたようなことを考えております。原因究明が第一でございますが、また2bというものにつきましましては、今お話のようなこともあるものでございまして、2bのトランスポンダーにつきましましては別途に熱真空試験といったようなこともしていかねばならぬのではないかと今思ひます。現在検討をいたしております。

○松前委員 そういふようなものをやるとすれば大変お金がかかるわけでありまして、結局はその責任問題、先ほど同僚議員の方からお話があったように責任という問題、どこからお金を出すか、こういう問題が絡んでくるわけでございまして、この辺については先ほど郵政大臣の方からお話ありましたように、どうか責任というものはつきり明確になるような方向で考えていただきたいと思ひます。

そこでもう一つ、先ほどに関連しまして新聞の中身の「契約の内容」とか書いてあるところがあるのですけれども、ここに協定契約の内容が明らかにされておられないので、新聞でちょっと申しわけありませんけれども、東芝と宇宙開発事業団の間での責任ですね。東芝が責任を負う期間は

「衛星の納入一年後、または打ち上げまでの、どちらか早い期日」こういうふうになっておるようでございますけれども、衛星の納入一年後というのはどういふことなんでしょうか。これは宇宙に上がつて一年後という意味でしょうか。どういふ意味か、教えてください。

○宮原参考人 事業団とメーカーの東芝との契約は請負契約という形をとっておりますので、その契約の中での瑕疵担保責任の条項にかかわつてくるわけでありますけれども、瑕疵担保責任は民法の規定もありまして、引き渡しを受けたときから一年間無過失の責任を負うというのが通常でございます。私ども、契約の中にはそういう精神から、東芝から機械を、衛星を引き渡しを受けた時点から一年間というふうに考えております。ただ、この場合衛星を一年以内に打ち上げる結果になっておりますものから、一年もしくは打ち上げ、いずれか早い方の期間ということの契約規定になっております。

○松前委員 そうすると、これはどちらか早い期日、こういうことは要するに打ち上げつてしまえば全部東芝は責任を負わぬ、こういう形になるわけですね。

○宮原参考人 打ち上がった後、全くその責任が追及できないということではありませんが、その後におきましてもその瑕疵が東芝側の故意もしくは重大な過失による場合がありました場合には、瑕疵が明らかになった日から一年間は責任を追及するといふような規定になっております。

○松前委員 故意という話がまた出てまいりましたけれども、故意というのはさっきの議論で大体わかつたとおりで、ほとんどそういうことはいない。アメリカのまねをして故意という言葉を入れたんでしようけれども、アメリカの場合には軍事衛星が多いから、キラー衛星だとか知らぬけれども、衛星を撃ち落とす、落とされるとか、レーザをばつと照射されるとか、そんなことで故意的なものがあるということをお頭に置いておるのでしょうか、それをまるでまねしてやつて

きて、我が国に適用したってなかなか適用できるものじゃないのですから。故意というのはいない、こんなものは関係ない、そういうことになれば、打ち上がった後は東芝の責任はない。こういう話になるわけですね。そこで、私は非常に疑問になる。こんなものをどうして事業団との間に交わしたのか。なぜかといったら、衛星は五年寿命ですね。五年寿命で、五年先に、あれはたしか〇・七で、残存確率——二チャンネル生き残るの

は。〇・七生き残らなければならぬ、そういう衛星なんです。このところで切ってしまうという事になれば、東芝GEは打ち上がった後、後ちょっと働けばいい衛星をつくらばいい、悪く言えば、そういうことではないと思うけれども、悪く言えばそういうことだということになり得る。悪いメーカーにだまされればそういうことになり得る。こういう感じはするのです。この辺はちょっと非常におかしいと思うけれども、その辺どうですか。

○宮原参考人 先ほど申し上げていただきましたが、打ち上がった後、故意だけではなくて重大な過失によるものでありまして責任は一年間は追及するという規定にはなっていない。ただ、高い宇宙のことでありますので、確かに相手に重大な過失があったことを事業団側が立証しなければなりません。そこはなかなか時間とかかり難しさがあるというところは私も認識はいたしております。しかしながら日本における有数のメーカーでありますし、これだけのメーカーが誠心誠意やってくれることを我々は期待しております。そこは一つの信頼関係というものかと思っております。

○松前委員 信頼関係でもってすべて物事を処理すると、このようにNHKが最後に保険金が掛けられないという格好になってしまうのです。これはアメリカがやっておりますので、大もとの企業が。アメリカは違ひでしょう。そんなこと全然やらぬでしょう。きちっとやるでしょう、アメリカの方は。ところが、我が国のならわしをアメリカのメーカーが絡んでおるところに適用したとい

うところに非常に大きな問題があるのではないだろうか。そんな感じもするのです。

ですからこの辺の議論は余りやろうとは思っておりませんけれども、先ほどの、打ち上げた後東芝の責任は全然ない。故意とか、先ほどもう一つ何ですか、ありましたけれども、そういう原因によつて衛星がおかしくなったという事はほとんど考えられないですから、そうすると打ち上がったしまえばメーカーの方はすべて責任なし、こういう形になる。

そうならばそういうことがないように契約方式とかそういうもので処理できないか。例えば私はアメリカあたりでやっていると聞いたのは、名前ははっきりしていませんけれども、インセンティブコントラクトというのですか、ある段階までいってそこで評価して、こまごまうまいったならばお金を払うというやり方があるというふうに聞いておりますけれども、そういうものはとれないでしようか。

○宮原参考人 私どももたゞいま、アメリカの航空宇宙局NASAの契約方式はどういうものであるか、せつかく勉強しております。ところで、余り詳しい御説明はできないのでございますが、先生御指摘のインセンティブ方式というのは、聞くところによりますと、最初の契約時に、衛星を打ち上げる際の性能の達成、目標コストに抑えたか、それから納入期間が目標の期間を守り得たか、いろいろな点から作業結果を評価いたしましてある一定の報奨金制度だと私考えておりますが、全部成功した場合にはまるまる与える。一部何か失敗した、故障が起きた場合にはそれを順次減額していくというこの方式であるというふうに私聞いております。我が国の場合もこういう方式が採用できるか否か、今、事業団の中にも作業グループをつくりまして、検討を始めておるところでございますけれども、我が国の場合インセンティブプロズという契約方式はちょっと私勉強不足かもしれないけれども、ほかにまだ例を余り聞いておりませんし、我が国の取引慣行、従来の宇宙事

業団の契約のやり方、こういうことに照らしてみてもなむものかどうか、その点もあわせてお尋ねします。積極的に検討してまいりたいと考えております。

○松前委員 なじむとかなじまぬということもあるのかと思ひますけれども、これほどまでにユーザーの方が困るような状態、こういうような放送衛星みたいな多額の金を要するものは事故が起ると困るわけですね。次のBS3においても民間が何か打ち上げるみたいなことを言っておりますけれども、そういう段階においても恐らく非常に困つてくるだろうと思ひます。だから、ぜひともそれを十分検討して、そういうようなやり方があるようにしてもらいたいと思ひます。これはもう私の聞くところによると、随分前から事業団の方で検討しているはずですよ。いまだにそれが何も解決されないで、こんなような非常に抜け道の多いものがつくられて進んでいくというのは大変残念だと思ひますので、ぜひとも真剣にその辺取り組んでいただきたい。将来のニューメディアといひますか、この放送の発展ということを考えていたいて、よろしく願ひしたいと思ひます。

そこで、今度の放送衛星の失敗は、いろいろと契約上の責任とかそういう問題があるわけでありまして、それは外側の議論になってくるわけで、それは大きなところの話でございますけれども、結局はやはり技術の問題ではなかったらうか、こう思ひます。

一つ事業団にお伺ひしたいのですけれども、今度の放送衛星のトランスポンダー、これは十分な開発試験の期間があったのでしょうか。その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○船川参考人 たゞいま御質問のトランスポンダーの件でございますが、このBS2の計画が固まりつつありますが、昭和五十五年のころでございますが、そのころには御承知のとおり、日本でもただこれだけの高出力のKバンドの進行波管というものが国産できる見込みが立ってなかったものでございまして、したがひまして、フランスのトム

ソンの進行波管を使いまして、それからまた、放送衛星本体としましては、BSの方で三軸につきまして実績を示しましたGEにシステムの製造を依頼したわけでございます。トムソンの球を初めて開発いたしましたので、開発段階でいろいろ開発に伴う問題は出てきましたけれども、それらはすべて開発段階で解決いたしました。ほぼ予定どおりGEの方に引き渡されました。GEの方でトランスポンダーとしてのテストに入つたということでございます。若干その開発に伴います問題のために案ではなかったというふうな感じはいたしますけれども、しかし、これが非常に苦しいために今度のような問題が起つたというふうな、そういう原因にはなっていないと考えております。

○松前委員 なかなか細かいところまでお話しただけなことは思うのでありますけれども、今のお話、ちょっと何とんでも大変な苦勞があったように思われます。それはそれとして、非常に期限を切られてしりをひばられてやるといふことになれば、どこかにミスが出るといふこともあるわけでありまして。

もう一つ私が問題意識を持っておりますのは、今、通常の試験をずっと衛星に關してやってくるわけですが、それと試験が無事通過すれば信頼性、設計どおりにいく、要するに初期不良がなくならないというところで事業団が今のやり方をやっております。しかし私は、そこで言いたいのは、「ひまわり」だつて故障したじゃないか、「さくら」だつて一号は故障したじゃないか、放送衛星は二つ故障したじゃないか、全部だめになったというわけじゃありませんけれども、そうすると、新しいミッション機器については試験が足りないんじゃないか。これはどこのを手本にしてやっておりますのか。

○船川参考人 たゞいま先生から御指摘のありましたように、「ひまわり」で雲画像を撮りますVHSRと称するところが、これはひまわりの二号でございますが、予定より早く故障を起しま

して大衆国民の皆様に御迷惑をかけているわけでございます。こういうミッジョン機器の開発につきましては、事業団としましては、なるべく実績のあるものを採用して余り御迷惑をかけないということふうなことでやっておるわけでございますが、この放送衛星の場合につきましては、先ほどから話が出ていますように、前のBSEの実績というものを考えまして、十分これで技術的にやっていたいけるというふうに考えたわけでございます。

ただ、こういう衛星の信頼性という問題につきましては非常に難しい問題がございまして、事業団では、信頼性の管理の手順を定めまして、そういうことをメーカーの方に、こういう基準でやるということを示しまして、メーカーの方からその信頼性管理の計画を出させまして詳細に監督しているわけでございますが、残念ながら中には、ミッジョン機器といいますが、どうしてもつくる数がそう多くないというふうなことがございまして、雲画像のVSSRでも今度の中継器の場合でも、電子部品のように非常にたくさんのものでございまして、信頼性保証というのとはなかなか難しいわけでございます。しかし、開発の段階におきましては、十分技術的にできるだけの過去の実績、それから過去のデータ等を検討いたしまして、我々としては確信が持てる段階で打ち上げているというふうに考えています。

○松前委員 確信を持てる段階で打ち上げたというところで、NHKに引き渡すときに、大丈夫だ、こういう話をされたんだと思うのですけれども、そこがやはり間違っているのです。結局、今も実績でわかったわけですか。これこそ実績です、これだけ故障が起っておるのですから。

だから、これは考え直さなければいけないですよ。宇宙開発事業団の信頼性というものについて、信頼性管理、この問題は考え直してもらわなければ困ります。これはもう幾らやっても同じことが続くばかりですね。ですから、将来宇宙開発事業団でどこかの衛星を上げてやろうという

きに本当に自信を持ってやれるように、今大々的に見直す必要がある。恐らくこれはアメリカのNASAの基準をそのまま持ってきただけにすぎない、独自性が全くない、我が国の科学技術の高い信頼性というものがそこに反映されていないと私は思いますので、ぜひ事業団としてこれから信頼性確保の問題については十分御検討をいただきたいと思うわけでございます。

もう一つ質問させていただきますが、事業団の今度のBSの開発体制。これは、事業団はたしか横割りの組織である。いろいろな技術がありますけれども、それぞれについて専門家がいてどの衛星でも面倒を見るというようなシステムになっているはずですが、BSの場合はそういう形になっておりませんでしたでしょうか。

○船山参考人 まず初めの問題にお答えいたしますが、事業団の信頼性管理につきましては、事業団発当初、まだ実績がございませんでしたので、NASAのやり方を導入いたしました。それを基準にして事業団の規則をつくっていったわけでございますが、現在、事業団で実績が積み重なってくるに従いまして、だんだんそれをNASDA独特のものにしていきたいということで努力を重ねております。

それから後の問題につきましては、BS2の製造の監督におきましても、事業団の各専門分野の人を集めましてそういう監督業務に従事させております。〔時間、時間〕と呼ぶ者あり

○松前委員 時間という話がございまして、これでもうやめますけれども、そういう技術的な問題が結局はこの責任問題というところで大きく報道されたりしております。ですから、製作の一番の大もととはやはり宇宙開発事業団でありますから、どうかそのところで我が国の宇宙開発技術というものをしっかりした信頼性高いものにするようにこれからも頑張ってもらいたい。それが宇宙開発の発展にもつながるし、また通信、放送の将来の発展にもつながるわけですから、どうかそ

の辺よろしくお願い申し上げたいと思います。これで終わります。どうもありがとうございます。

○志賀委員長 これにて松前君の質疑は終了いたしました。

次に、佐藤祐弘君。

○佐藤祐弘委員 ゆり二号の問題です。今までの答弁を聞いておまして、まだやはりすっきりしない点が幾つかございまして、お尋ねをしたい。一つは事故発生時の対応の問題です。この前、五月九日の委員会でも私ここで、NHK予算審議のさなかに、三月二十三日に重大な事故が発生して、いたにもかかわらず報告されなかった、これは当委員会をおおりにするものであるし、責任を持った審議ができないということをお願い申し上げました。きょういろいろ御答弁もありました。そしてまた、大臣が、決して事態を隠してやっていたわけではなく、これは政治家の責任として、また名譽の問題にもかかわる大事な問題だということに思っていました。この点は私は非常に大事だと思っております。

それでお尋ねしたいのは、三月二十三日に異常を発見された時点で事業団はどういう対応をされたのか、どこどこに報告をされたのかということをお聞きしたい。

○大澤参考人 お答えをいたします。

三月二十三日に異常が起ったということにつきましては、私もが事業団の中でこの話を聞きまして、その報告の中身では、先ほど御説明を申し上げたのでございまして、三月の春分のころはいわゆる衛星が食に入る時点でございまして、衛星の温度が非常に低いのでこういう異常が起ったのではないかと、これから検討を進めていかなければならないというふうなことであればございまして、そして、私もその検討の結果、四月四日になりましてどうもこれはふぐあいの可能性があるという判断をいたしまして、四月五日関係官庁に御報告を申し上げたところでございます。

○佐藤祐弘委員 二十三日に異常が発見されて、事業団の幹部のところへ届くのにも五日間かかる、こういうのは事業団の仕事のスタイルとして通常そうやっておるのでしょうか。

○大澤参考人 異常異常と申しますと大変なあれなんですけれども、実はトランスポンダーに指令を下から発しまして電波を入れて電波が切れるというふうなことにございまして、この球の性質上時々あることでございまして、そういう現象が起っていったということで、異常といいますが、このトランスポンダーに指令を出したときにすぐ切れるということが起ったという、そのことが三月二十三日だった、それまで連日動かしおったのだけれども、二十三日にそういう現象が生じた、こういうことでございまして。そのころはいわゆる初期の確認試験をやっておる段階でございまして、試験のスケジュールに従っていろいろなことをやっておったということでございまして、その異常の気づき方につきましては、今この時点で考えますと大変な事象であつたわけでございますけれども、その時点の現場の事象ではうまく入らなかったな、こういうことが三月二十三日最初に起ったということでございまして。

○佐藤祐弘委員 そうしますと、また新たに疑問も出てくるのですが、ともかくそういう事象が発生しても郵政省などに報告されるのは四月五日だったですね。会長さんも四月五日、十二日間を要したということ。どうもこれは私には腑に落ちないのです。大変な事象ですから関係者は異常性の重大さに気づいていたら私は思います。気づかぬようではちょっと困るのだと思うのです。私NHKの放送衛星のあの操作する部屋を拝見に行きましたが、二つのモニターテレビがありましてずっと映っているわけですね。異常もすぐにあそこにも出てくるわけですね。しかも、NHK、事業団、機構は技術者が絶えず連絡をとりながら作業を進めておられるわけですから、一体どういふことだということで大騒ぎになったのだらうとは思っております。ならなければうそだと思っております。

ね。どうもその点で、最初この問題が衆議院の通信委員会あるいは参議院の通信委員会に取り上げられたときと御答弁が違つてきているように思ひます。参議院の通信委員会では、理事長が今度交代されたわけですが、山内理事長がはつきりと「これは三月二十三日でございますけれども、これはすぐに監督官庁の方に御報告は申し上げてございます。」というような答弁をなさつたわけですが、これに対して大臣が非常に憤慨して言つておられたということもお聞きしておりますが、この答弁は事実じやなかったと訂正をされるのでしょうか。それと同時に、十二日間も故障確認まで要する、あるいは故障を確認するまでは報告しない、事業団はそういう方針なのかどうか。

○大澤参考人 前理事長がすぐにとりふうにお答えになりましたのは、ただいま私が申しましたように、私どもの中でこういうことが起こつていくというのが望んでございまして、四月四日に故障の可能性ありと判断をしてすぐに関係官庁の方に御報告をしたというふうに私は了解をいたしております。

○佐藤(祐)委員 それから、十二日間。後段の質問にお答えください。

○大澤参考人 異常がありまして、私も内部で三月二十七日に、そういうことが起こつたということから、これはいづゆるふぐあいであるということになりますとそれはもう大変なことでございますので、十分に検討した上でこれは報告なり公表なりをしなければなりません。したががいまして、申し上げましたように、このときが食の期間でございまして、非常にそういう現象が起こり得るときにあつたものでございまして、その点の検討を十分した上で事故の可能性ありという報告をしなければならぬということに日を要したということでございます。

○佐藤(祐)委員 食に罪ありというような感じの答弁ですが、R系統の事故発生の場合には対応は違つておりましたですね。それは食でなかつたからですか。

○大澤参考人 R系統は五月三日に起こつておりまして、食は三月二十日を最大食といひますか、ピークにいたしまして四月十三日までが食で、食明けになっております。

○佐藤(祐)委員 質問の趣旨は、R系統の場合は事故の報告などについてA系統のときのような対応ではなかつたですね。それはどういふ違いから来ているのですか、十二日間も要してないでしょ。

○大澤参考人 最初に申し上げましたように、三月の二十三日は食の期間中でございまして、食の影響かどうかということの時間をかけてテストをしたということでございます。

○佐藤(祐)委員 私は言いたいのは、ともかくそういう異常な事態、そして実際に深刻な故障になつたわけですね。そういう可能性のあることだと思ふのです。ですから、十分検討してというの、どうも私は言い逃れにしか聞こえないのです。やはりそういう重大な放送衛星の段階で、重大なそういうトラブルが起きたという場合には、即刻監督官庁にも報告するし、必要な委員会にも連絡を願うとかいふことが必要だろつと思ふ。そうしなければ、例えばこの同じ論法でいいますと、今は食ではありませぬけれども、きよう実際に異常が起きておつても、事業団の方で何らかの確認をするまでは、ここにも報告されないということになるわけですね、論理的には。そういうことであつては本当に責任ある審議もできないと思ひますので、今後の問題として、ぜひそういう場合にははしかるべき報告をするということをお約束を願ひたいと思つたわけですが、いかがでしょう。

○大澤参考人 私どももいたしましては、皆様の関心の高いこととございまして、間違ひのないという確信を持ちましたら、できるだけ早くお知らせをするようにいたしたいと存じております。

○佐藤(祐)委員 それから、もう一点は、先ほどのNHK側の答弁で引き渡しに關連してですが、A系統がうまくいってないということですが、A

系統については、責任を持つて事業団の方で措置をとるからということをお言われたので引き取つたという御説明でした。この責任を持つて措置をとるという中身はどういうことでしょうか。

○大澤参考人 私どもA系統の原因究明、その対策に關しましては、開発上の責任がございまして、これを全力を尽くしてやるということを申し上げたわけでございます。

○佐藤(祐)委員 その全力を尽くしてやるの中身です。

○大澤参考人 原因究明につきましては、現在事業団の中に対策の委員会もつくりまして、メーカーに対しまして強く指示をいたしまして、B S 2 bの打ち上げ予定というようにもともとあるものでございまして、できるだけ早い時期に原因を追及しなければならぬということもありまして、督促をいたし、先ほど来申し上げたこととございまして、先ほど東京にフランスと米國と両方の技術者が参りまして、鋭意追及の努力を現在いたしておるということとございまして、対策につきましては、この原因が絞られましたならば、それに対応した対策を施していくという内容でございます。

○佐藤(祐)委員 原因究明は非常に大事なことではあります。これは原因究明がされて、今、飛んでいるAについて機能回復といひますか、その可能性はあるのでしょうか。秋の食の段階で何かやるんだというようなこともちらつとお聞きしたりしてあります。

○大澤参考人 現在原因の絞り込みを進めておりますが、その原因の幾つかにつきましては回復の可能性のある原因というふうなものも見当たっておりまして、一部回復の可能性はあると私どもも期待をいたしております。

○佐藤(祐)委員 次の問題は、損害賠償の問題なんです。国民感情といひますか、受信者の気持ちとして、莫大な受信料などを投入して何百億という

多額な出費でつくられたものが不良品だった、次々に故障したということですね。これは例えば三チャンネルあるテレビを買ひまして、そのうちの二チャンネルは役に立たないというふうなことにでもなるかと思ふのですが、当然、そういうこととすると、普通の感覚では金を返してもらいたいということになるわけですね。どうして損害賠償の請求ができないのか、これは国民にはわからないと思ふのですが、その点、まず損害賠償の責任というのとは私には何らかやるべきだと思ふに思ふのですが、そのあたりについてお聞きをしたいと思ひます。

○川原参考人 この放送衛星二号を打ち上げ、実用に供するに当たりまして、私どもは衛星機構と、また衛星機構は開発事業団と協定を結んでおりますけれども、先ほど来御質問がありましたように、このような打ち上げの停止するまでであるいは完全に開発事業団が実験中であれば、いろいろな処理対策はあつたのでございまして、いろいろな機構に引き渡され、私どもが引き受ける段階において引き受けましたときに、その後起こりました故障に対しましては、少なくとも現在自動的には、正直言つてございませぬ。協定とか契約の中ではそれはございませぬ。

結局、私どもがこれを引き取りました段階におきましては、確かに一チャンネル、三つの中継器を搭載したうちの二つは故障を生じておりました。ただ、もともと一つは予備としておりました。二チャンネルの放送を可能ように要求しておりますので、四月二十一日の段階では、少なくとも二チャンネルは十分に使用に耐えるという話もございまして、私どもの責任においてもそう判断いたしました。これは私、責任逃れいたしません。私どももそう判断してそれは引き取つたわけでございます。

ただ、あの段階において、よもやその二週間後に引き続きまた故障が発生するということは、

それまでのいろいろな開発の経緯なり現在の技術水準から考えまして、そのようなことになるとは思いませんでした。かつまた、そういう場合の協定、損害賠償については、正直言って先ほどお話しもありましたように、故意というようなことがあればまた別でございすけれども、そういうことはございせん。

ただ、今、原因を究明中でございますので、原因がはっきりしまして、その原因の事情によりましては、仮に協定の文案に必ずしもそのようなことがなくても、これはやはりこのような開発を一緒に共同で開発してきた信義等の面からいいますと、私どもとしてはその原因によりましては、また関係の方面に必要なお願いはしなければならぬ、かように考えております。

いずれにしても、このような事態を招いたことにつきましては、今後の2bというの、もともととより二号の中のいわばa b一体となつてのこれは衛星でございすので、そのbの方の打ち上げには、十分にこの経験はむだにしないように反映させていきたいし、その過程におきまして、私どももお受償者の立場といいますが、NHKの立場といいますが、受信料を使って実用衛星を、今、実は開始しようとして実用にならなかつたわけですから、そういう立場におきましては、私どもの希望というものは、率直に関係の方面にお願いをしたいというふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 今、原因究明の結果によつては、協定に文案がなくともそういう問題を提起していくということをおっしゃつたわけですね。私はぜひそういうふうに進めていただきたいと思ひます。

それと、たしか契約では故意または重大な過失という文言だつたと思ひますが、重大な過失というのはどういう場合を指しておるのか、事業団の方にお聞きしたい。

○宮原参考人 メーカーとの間に契約を結びまして、そこに瑕疵担保責任事項がございまして、打ち上げまでは無過失責任でございすけれども、

その後につきましては、その瑕疵の発生について故意または重大な過失があつた場合には損害賠償を請求するという規定になつておりまして、重大な過失、通常の過失の対比での観念でございす。通常の善良な管理者の注意でもつてすれば十分に問題を起さないという場合が通常の過失かと思ひますが、それが、当然なすべき注意を著しく欠いたというような、甚だ抽象的な答えで申しわけございせんけれども、そういうことでの重大な過失、これは具体的にどういふ場合かということとはちょっと私、今、即答いたしかねますけれども、著しく注意を欠いた、そういうことで御勘弁をお願いしたいと思います。

○佐藤(祐)委員 今お聞きしてしましても、内容について恐らく余り詰めておられない。慣例に従つたといひますか、その点もちょっと安易じゃないかという感じが私いたしますが、一般の感情からいいますと、これだけ大きな事故ですから、これ自体が重大な過失と言つていいと思ひます。そのあたりは条文にとらわれるのでなしに、やはり本当に国民の貴重なお金をむだにしていくということに痛みを持つて当たらなければならない。問題を考えるといふことを私はぜひ強く要望したい。答弁のつじつまが合つていればいいという話はないと思ひます。何百億というお金が、貴重なそういうものがむだになつて、しかも値上げというやうな問題があるわけですから、何かどうも聞いていますと答弁のつじつま合わせが、さう言つては失礼なんです、何となくさういふ感じもするのです。やはり痛みを持つて事に当たつていただくといいふに強くその点再度お願いをしたいと思ひます。

それから、会長さんからbの話も出ました。それで、aのこの貴重な痛みをむだにしないといふことは再三きょうも答弁されております。今、焦点になつておりますのは中継器ですね。これはとにかく故障が発生したわけですから何らかの改修が必要であるといふことは自明のことだろうと思ひます。そうしますと、具体的な問題になりますけれども、今bはどういう状態になつてい

けれども、今bはどういう状態になつてい

○船川参考人 今BS2bはGEの本社におきまして組み立て中ではございしましたが、現在こういうふぐあいが起りましたので作業をストップさせておる状態でございます。

○佐藤(祐)委員 bはaと部品などはそっくり同じものです。そうしますと、中継器あるいはその他もまた新たに出てくるかも知れませんが、ともかく中継器に關してはかえなければならぬといふことに恐らくなるだろうと思はれるわけですね。そういう場合に、その費用の分担はど

○大澤参考人 今の中継器の故障でございす。原因究明の結果によりましてどういふ改修をするかといふことは相当いろいろと違ふわけでございますので、どのぐらいの費用がかかるかといふやうなことにつきましては、原因究明が明らかになつたところで判断をいたすものと思つております。

○佐藤(祐)委員 お聞きしましたのはどのぐらいの費用がかかるかではないのです。改修されなければならぬ部分があることは歴然としてい

○宮原参考人 私どもといたしましては、これは当然その製作を担当したメーカーに負担していただくといふふうに考えております。

○佐藤(祐)委員 当然さうであると思ひまして、しかし念を押してこの場で確認をしたかつたわけですね。

最後といひますか、全体の流れでまだ非常に心配が残つてい

間に起きた。それも三つとも中継器の故障でした。今度はずすかの間に二つといふことであるわけですね。そうしますと、今回の原因の究明は当然やっておられるわけですね、やるのは当然なわけですが、それがはつきりしまして、その点の対策がとられただけでは不十分ではないかといふことを私はこの前も申し上げたのです。つまり継ぎはぎで手当てをしていきましても、また次の2bでは別のトラブルが発生するといふことでは繰り返されるわけですね。先日、大臣はその点について私の質問に対して同じ趣を絶対繰り返してはならない、結局は国民の負担にこれがね返るのだから繰り返してはならないといふことをおっしゃつていました。全くそのとおりだと思ひます。そういう観点に立つて考えた場合に、この計画の見直しといひますか再検討といひますか、私はさういふことが当然必要ではないかといふふうに考へるのですが、そのあたりはどのように検討されておられるのかといふ点をお聞きしたいと思ひます。

○郵政参考人 先ほど来関係者からお答えを申し上げておりますように、当面の最大の課題は、現在起つております原因の究明といふことでございます。当然その究明されました際には、それに対応いたしました措置をBS2bあるいはさらに将来のBS3に反映すべきものと考えておりますけれども、BS2bにつきましては来年度の夏、それからBS3につきましては五年後といふことで予定をいたしておりますけれども、現状におきましては、ともかくもその原因究明といふ点に最大限の努力を関係者総力を挙げて取り組むべきものといふことで対応しているところでござい

○佐藤(祐)委員 ちょっと違ふのですけれども、今の原因究明は究明で進める。これにも私は問題点があると思つておりますが、その原因究明が行われれば次は大丈夫と言つていいのかどうかといふ問題なんです。つまり、ただ対症療法的にやっていくので次が果たして信頼できるのかといふ問

えないんじゃないかと思うのです。国のプロジェ

また故障しましたの方が大問題です。本当に

「異議なし」と呼ぶ者あり」

たいと思います。

○小山政府委員 現行の電気通信法の体系と申しますと、これは電電公社と公衆電気通信法というものを軸にして法体系が組まれているわけでございます。この法体系の建前になっておりますのは、国内電気通信は電電公社、国際電気通信は国際電電公社によって公衆電気通信業務を一元的に運営する、すなわち独占を確保するということを基本的な政策としてとらえてすべての法律体系がつくられているわけでございます。この法律体系によりまして電電公社による一元的運営体制を施行してまいりました結果、非常に効率が上がりまして、五十三年の三月には加入電話の積滞の解消とか、また昭和五十四年三月には電話の全国自動ダイヤル化という非常に立派な業績を上げまして、これは単に業績を上げたという公社側としての功績のみならず、国民生活にとって非常に貢献をしたということとは疑いのないところではないかと思っております。

ただ、しかしながら我が国の電気通信分野におきましては、近年技術革新によりまして非常に高度化、多様化したさまざまなニーズ、ニューメディアの出現等がありまして、このような状況に際しまして、多様なサービスの提供を単一の事業体で行うことよりも複数の事業体で行うことの方が利用者のためになるかと判断されるような状況が出てきたわけでございます。また、民間の技術力や資金力の向上と相まって従来電気通信事業の一元化の運営の根拠とされてきた特質にも変化が生じてまいりました。いわゆる自然独占制の希薄化とか、インターネット技術の進歩等でございます。このような状況に的確に対応して電気通信が国民利用者の期待にこたえ、来るべき高度情報社会への先導的役割を果たしていくためには、従来の電電公社の一元的運営体制に対して複数の事業体による競争体制の導入、こういった政策転換を図るとともに、複数の事業体の導入から必然的に電電公社は複数の事業体の一つとなるため、民営化して電気通信事業の一層の効率化、活性化を図るという認識に立ったものでございます。

具体的には、独占を前提とする現行の電気通信体制を改革いたしまして、事業の公共性に留意しつつ競争原理の導入、電電公社の民営化による民間活力の積極的導入、このことによりまして電気通信事業全体の効率化、活性化を図りまして、電気通信分野における技術革新及び我が国の経済社会の発展に対処すべく今回電電公社等の改革を行うおとすものでございます。

この中で、電電公社につきましては長い間の歴史の実績と今後の電気通信事業の実情というものを推しはかりまして、新電電公社に、電話の役務の日本全国における安定的な供給の確保、電気通信に関する実用化研究及び基礎的研究の推進並びにその成果の普及等、こういった国家公共的役割を達成させることが過去の経緯、電気通信の特性から見て適正な位置づけと考えまして、新電電公社を特別な任務を有する特殊会社として設立することとした次第でございます。

○左藤委員 今回の電電の改革で今お話しのような新しい時代に適合していくというようなことですが、電電事業そのものについての合理化というものはどういう形で促進されるかと考えておられますか。郵政省にお伺いします。

○小山政府委員 今回の改革のやはり一番の目玉と申しますか、ねらいというのは、新電電公社がまず経営の自主性を確立することだろうと思っております。その自主性を確立することによりまして、創意工夫というものが自然に経営の自主性というものから出てくると思うのでございます。したがってそういった点から弾力的かつ効率的な経営を可能にするということがまずあります。

それと同時に、複数の事業者という体制でございますので、新規参入の事業者等との間の有効な競争というものは当然意識するわけでございまして、そういった点からも事業の効率的な経営に対する強いインセンティブが働くのではないかと考えております。このような枠組みの中では当然新会社が自主性に基づく企業性を発揮して、合理化、効率化に積極的に取り組んでいくのではな

らうかと期待しているところでございます。

○左藤委員 そうした合理化の推進の一つの形としてデータ通信サービスのことなんです、これは従来から電電公社がやっておられて、一つのパイオニア的な役割だと思いますが、そういうものは評価されていると思います、今日いろいろそれと同じような形のものが随分競争として出てきておるといふようなことから考えまして、この新電電公社においてこういったデータ通信設備というものは、やはり電電公社というようなものが新会社になつた場合にも、大きな資本とか大きな形の中でこういうものを進めていったときに、公正な競争というものができるのかどうか、そういうことでそういうデータ通信設備サービスの事業の分離というものを早急にやるべきじゃないかと考えますが、これに対しての御意見がありましたら伺いたい。

○小山政府委員 電電公社のデータ通信設備サービス事業のあり方、これにつきましては、臨調答申の中におきましても規模の適正化を図るという観点とともに、類似の民間のデータ通信事業者もある中で、公正な競争条件の整備を要請するというようなことが出ております。したがって、いまデータ通信設備サービス部門を新しい事業体から分離独立させるということは、この要請にこたえる一つの有効な方策だと思っております。

ただし、今の電電公社のデータ通信設備サービスというのは、データ通信のデータ処理の部門といわれるV.A.N.のような通信処理とが一体になっております。したがってこれをどのように分けていくかというように、これは直ちに分離というようになると非常に困難な点が出てまいります。

それからもう一つの点といたしましては、このサービスは現在利用されているわけでございまして、利用者に与える影響というのはどのように考

えるべきかということ、またこれを経営している事業体にとりまして、多くの職員がこれに従事しております。そうしますと、事業体と与える影

響ということはどうなるかということも考えなければなりませんので、分離というのは一つの有効な切り切った方法だとは思いますが、もう一つ現実的な処理をしながら考えていかなければならないのではないかと考えております。

○左藤委員 少なくとも、経理を分けるとか何とかそういったことを配慮する必要があるのではないかと考えます。

二つの法律がございまして、私はまず会社法案の方から幾つか質問をしていきたいと思

会社法の第一条の第二項ですが、会社は、国内電気通信事業を営むほか、郵政大臣の認可を受けて、これに附帯する業務その他会社の目的を達成するために必要な業務を営むことができるものとする、こういう規定があるわけですが、これは郵政大臣の認可にかけるといふ趣旨だと思います。そういうものをお伺いしたいと思

○小山政府委員 法案にありますが新会社というのは、「国内電気通信事業を経営する」という特別な目的のために特別の法律によって設立された特殊会社でございます。したがって、当然附帯事業目的達成業務というものはこれに沿わなければならないわけでございまして、この法律があつてもなくても附帯事業目的達成業務というのは本来事業遂行上目的に見て必要と認められる業務であるわけですが、その業務の範囲を会社自身の判断によって自由に解釈して拡大するということ

は、先ほども申し上げましたように、特別の目的のために特別の法律で目指す本来事業に与える影響とか他の民間の同種事業に与える影響等の問題もありませんので、特殊会社設立の趣旨にのっとりまして主務大臣の判断を介在させようとするものでございます。

なお、これにつきましては、いろいろな筋から政府の公正な判断が加えられるべきであるというように要望もなされているというのが実情でございます。

○左藤委員 それから、この新しい会社が通信の

端末機器の製造部門あるいは販売部門にどういう形で進出するかということについて、民間の業界で非常に心配をしておるという問題があるわけであり、この考え方について御意見を伺いたいと思ひます。

○小山政府委員 新会社の業務範囲と投資活動の両面に分かれると思ひます。

まず投資活動につきましては、これはまさに経営陣の自由であると同時に経営陣にまたそれなりの社会的責任を持った判断が求められるわけでございます。また、業務範囲そのものとしてどうかということになりますと、臨調としてはやはり自由な活動というところから幅広く行い得るということにしております、そのような理解をしておりますわけでございます。

ただ製造部門への進出ということになりますと、まず第一に通信機器の購入者がみずから製造部門に進出するという点について経営の効率的運営という観点から見てどうかという懸念はございます。しかし、これを投資で行うということになりますれば、投資はやはり経営者の自由裁量でございますからまさに経営者の判断によるものでございまして、あえて申し上げますと、こういった点から若干問題点がないと思ひます。また、特殊会社という設立の趣旨から見ましても、民間市場の成熟状況等から勘案した場合かなり慎重な配慮があつてしかるべきではないかと思ひます。

また、販売部門への進出問題でございますけれども、これにつきましてはいろいろな意見がありまして、公社に端末機器の売り渡し方式を導入することについては、適正な競争条件の整備を前提とするならば認めることは妥当であるという、かなり有力な意見も出ております。こういったものを一つの参考としながら、目下電電公社において売り渡し方式の実験を行っているところでございます。この前提条件は何かと申しますと、いわゆる保守責任のあり方の問題とか価格の設定方法、それからこういった業務を行った場合の収支

の明確化あるいは事業部制等の組織体制、内部相互補助というものがいいかということ、それから利用者保護のあり方といういろいろな条件でありまして、これを達成するならば適正な競争条件のもとに売り渡し方式を認めることは妥当ではないかと思ひますが、この前提条件がどのように達成されるかということだろうと思ひます。

郵政省といたしましては、電電公社において売り渡し方式の試験を行つておりますので、その結果をよく分析いたしましてユーザーとか民間市場に与える影響等を勘案して、この問題に対して適切な判断をしていきたいと思ひます。

○左藤委員 その場合に、端末機器につきまして機器の認定という問題があつたと思ひます。これはたしか電電公社が今やっておりますが、この新会社になつた場合、そうしたことを別の機関で考えるべきではないかと私は思ひますが、その辺はいかがなんでしょうか。

○小山政府委員 新会社になりました場合には当然これは新しい第三者機関、どこからも公平な立場で見る機関によつて行われるべきだろうと思ひます。

なお、これにつきましては、現在もう既に電電公社におきましてもそういった意味での競争条件の公正さを確保すべきであるというところから、そのような機関を設けることについて積極的であるというのが実情でございます。

○左藤委員 それでは次に、電電公社の現在の純資産というものが今度は当然新会社に引き継がれるわけでありまして、この純資産は現在幾らあつて、そして政府の出資額は幾らなのか、この辺について御説明をいただきたいと思ひます。

○小山政府委員 五十七年度末の純資産は約四兆六千億でございます。そのうち設備料の累積額が約二兆二千億、それから通話料収入による収支差額の累積額が約二兆二千億、大体この二つだけで四兆四千億ということでございます。なお、政府出資額は百八十八億でございます。

○左藤委員 電電公社の資産の今の九割以上が通信の利用者が長い間にわたつて出したものと私は考えるし、それから形成されているものと思ひますが、そうしたことに付いてこれから電電公社が新会社に承継された場合に、当然これは資本金が決められ、そしてそれから株式が発行されると考えますが、こうした場合、株の処分ということが予想されると思ひます。それに関連しまして郵政省と大蔵省の両方にお伺いしたいのですが、そのお金というものはどういう性格のものであるか、今、私は、通信の利用者が出されたものから成り立つておるといふのが大部分であろう、こう思うのですが、この辺についての御説明をいただきたいと思ひます。

○小山政府委員 二つの点からあるのではないかと思ひます。一つは、形式論として資産、株式をどう見るかということでございます。これは形式論として見ますと、電電公社が新会社に現物を出資しましてその見返りとして株式を電電公社が取得し、即日その日に電電公社が消滅することによりまして一つの無主物のような形でその株が国に帰属するということでございます。したがつてそういう場合におきましては、その財産は国有の普通財産として整理されるという一つの形式論があらうかと思ひます。

またもう一つの点から考えますと、これは御説のとおりその内容を見ますとまさに利用者によつてつくられた資産であるというわけでございます。したがつて、これが一般会計に形式上そのとおり、形式どおりに全部が帰属する。したがつて、それを一般会計にその結果全額を帰属させるということもどうかと思ひますけれども、しかし、それがどのようにされるべきであるかということにつきましては、まだこれにつきましては今後財政当局等とよく検討いたしませんと、この處理につきましては明確に申し上げる段階になつてないということを申し上げておきます。

○日高説明員 初めに、公社の資産がどういう過程で形成されてきたかという点についての私ども御承知のように、公社の資本金というものは現在の公社法の規定によつて国が全額出資ということにされておりますし、なおかつ、公衆電気通信法等の法律によつていわば公社の事業というものはその独占権が与えられている。そういうことから見ますと、公社というものはいわば国の分身とも言ふべき国の機関ということが言えるわけでございます。現在、公社の資産としての行為から生まれてきている。そのような考え方から現在の公社の資産を化体するということになると思ひますが、新会社の株式についても、御提案している法律ではすべて国、すなわち一般会計に帰属するという形になつていくというように私どもとしては考えております。

なお、それではその株式の売却についてどうかということでございますが、御承知のように、現在提案しております法案では予算をもつて国会の議決を経た限度数の範囲内で株式の売却を行うということになつていくわけでございますが、御提案しております法律が成立させていただきますにしまして、いざにいたしましては株式の売却というものは六十年以降の話ということでございます。から、具体的にはこれから郵政省あるいは公社の方々それぞれの方々と御相談して決めていかなければいかなぬかというふうなことを考えております。ただ、大蔵大臣もたびたび国会で答弁しておりますけれども、私も財政当局としては、この株式の売却収入につきましては一般会計に全額帰属させて、財政需要全般に充たすべきものだといふふうな考えはありますが、実情は、先ほど小山局長からお答えになりましたとおり、これからさらに詰めていかなければいかなぬ点も十分あるといふふうなことを考えております。

○左藤委員 今いろいろお話をいたしましたけれども、この資本金は皆一兆円とか言われておりまして、単純に資産との倍率で考えましてもかなり

の倍率があるわけですが、国際電報の現在の株価はたしか二万円を超えていると思います。発行のときは一株は五百円の株券だと思えます。そういうことから見まして四十倍ということになります。これはどのぐらいのプレミアムが入っているかということについては、仮に一兆円として五年間でこの株式を売却すれば、一年間に二千億円ずつ処分するということになれば相当な金額のプレミアムが入ってくる、こういう問題が考えられると思います。

今お話しのように六十年度の段階において予算で措置することであろうと思えます。すけれども、基本的には国の一般会計の赤字補てんのために今度の民営化をするんじゃないんだということだけは物の考え方として考えておいていただかなければならないんじゃないか。そして、この資産形成の経緯というものは考えた上で、ひとつ電気通信の利用者というものの立場に立った処分というか、そういう方向で検討していただきたいということを私は要望いたしておきたいと思えます。

次に、新しい電電公社に対して政府が関与する基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思えます。

○小山政府委員 今回の電電公社の改革に当たりましては、新会社が経営の自主性を確立して、みずからの力ですべての経営を行っていくということとを基本に置くべきだと思えます。それによりましてみずから創意工夫を発揮して、弾力的かつ効率的な事業運営を図ることだろうと思えます。したがって、政府の関与というのはそういう点からはなるべく必要最小限にとどめるべきであるというのを基本に考えております。ただし、特別な使命を持って、特別の法律をもってつくられる会社でございますので、やはり特殊会社という点から来るものの関係をも考慮しなければならぬんじゃないかと思えます。

具体的にどうということをおし上げ

ますと、現行の公社制度では、予算は国会の議決、給与は国会の予算統制による給与総額制というものがあつたわけでございますけれども、この法律が国会で成立していただきますならば、新会社にはこういう制度は廃止されるわけでございます。

また投資につきましても、現在は投資範囲が法定されるということでございますけれども、これも外れるということになります。

また事業計画について申し上げますれば、現在我が国には七つの特殊会社がございますけれども、いずれも法律で事業計画を主務大臣の認可事項とすることを明定しております。中には事業計画に加えて資金計画とか収支予算についても認可事項とすることを法定しているものもありますが、新会社につきましては事業計画の認可のみを法定することとしております。

また役員任免につきましても、具体的な名前を挙げますと、日本航空のように取締役及び監査役の任免に加えまして、さらに代表取締役の任免につきましても認可事項として二重のチェックをしているところもあつたと思いますが、このような二重チェックは行わないということになつております。いわば新会社につきましてもその資産の規模とか三十二万人の従業員がいるということ等を考えますと、他の特殊会社と比べていた違いの規模を持つております。また仕事の内容につきましても、その公共性は相当高いと見るべきでございます。その点からいいますと政府の関与は比較的に少ない方ではないか。その中におきまして経営の自主性を保持して御活躍いただけるのではないかと、こう思っております。

○左藤委員 新電電公社になりましたとしても公共性といふものは、そういう国民に對します責任といふものは小さくなるものではない、そういう立場から見まして、今、必要最小限のそういう関与といふものをしておるという御答弁であつたわけでありまして、私はそういう意味におきまして、政府もそういう関与することにつきましては責任

といふものを十分認識して、これからの新電電公社に對して対処していただかなければならないんじゃないか、このように考えます。

そこで附則の二条に、五年以内にこの会社法を見直すという規定がありますが、これを設けた意味と申しますか、そしてどういふ情勢といふものを五年後に予想して、どういふ点が見直されるかと予想しておられるか、これについて伺いたいと思ひます。

○小山政府委員 当然電電新会社は、先ほども申し上げましたように、一つの目的を持って国によつて与えられた一つの特殊会社になるわけでございますが、ただ問題は、この法律の施行後、特に電気通信の場合には発展が著しいということから、いろいろな環境の変化が出てくるのではないかと。そういったものと、当初予定していた目的を達成するためには現在の法律の枠組みでいいかどうかということが、必ずしも現時点において絶対的ではないか。電氣通信を取り巻く環境から言えるのではないかと。それらの点から経営形態の問題も含めまして、経営のあり方全般または一部について見直しが生ずることはあり得るというふうにご定したわけでございます。

政府としては、第一に技術革新等の環境の変化、第二に競争導入に伴います市場構造の変化、第三に会社を取り巻く社会環境の変化、第四に会社のあり方に対する一般世論の動向というようなことを考えまして、さらにそれに加ふるに新会社の経営執行の状況とか、会社法における政府の関与のあり方、その他会社の効率的経営のあり方等について総合的な検討を加えて、所要の措置を講ずべきであらう、こう考えて五年という期日を設けたわけでございます。

○左藤委員 それでは次に、事業法の方につきまして若干の質問を申し上げたいと思ひますが、電氣通信事業法は一つの許可認可の規定があるわけでありまして、一種、二種の區別、いろいろの問題があるわけでありまして、これは規制強化だ

といふ意見と規制が緩過ぎるという意見といふろ巷間流れておると思ひます。今度自由化していく段階において、一挙に自由化するという自由化の仕方の問題につきましても問題があると思ひますが、郵政省としてはこの法案をお出しになったときの状況として、電氣通信事業の規制のあり方についてどういふふうにお考えになつてゐるのか。

○小山政府委員 先生既に御指摘になられたわけでございますけれども、まず最初に御理解いただきたいと思ひますのは、今までの法体系の中では、公衆電氣通信事業といふものは電電公社と国際電電以外は一切認められていなかった。したがつて、許可認可といふことをそういう点から考えますと、無数といふことが、要するに数では考えられない、質的な形で全部禁止していただくわけでございます。したがつて、今回の法案によつて新たな許可認可といふものを導入するものではないに、いわゆるこれだけの許可認可の中で自由になつたといふふうな御理解いただきたいと思ひます。要するに、今までは一切できなかったものが、これだけの許可認可事項によつて開放されるところに営業ができる、そういう形になる、この過程における許可認可である、こういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

また事業法案では、事業者が自主的な経営方針に基づいて自由な事業展開を行つていくことを基本とするものでございまして、どうしても、どうしても電氣通信事業には、通信という特性に基づきます公共性といふのがありまして、この公共性をいかに守つていくか、また最終利用者、ユーザーの利益保護といふものはどうやって維持されるかといふ、公共性からいいますところの、どうしてもしなればならない許可認可事項といふものはあるわけでございます。例えば通信の秘密とか、安全性、信頼性の確保、それから利用者の利益を保護するための諸事項といふものはどうしても残るわけでございます。こういふ意味での規制といふのはやむを得ない最小範囲にすべきであらうといふのが基本的な考え方でございます。

○左藤委員 今お話しの中の通信の秘密というのは、これは自由で民主的な社会を形成する基本をなすものであるという点で非常に重要な問題だと私は思います。そういう点がこの公共性の確保という言葉の中の一番中心にまず考えていただかなければならない問題じゃないか、このように思いますけれども、そうしたことについてはこの事業法案で一応措置されていると考えますけれども、今後ともなお一層検討をしておいていただきたいと思います。

そこで、今度の関係で新規参入という問題が一番大きな問題ではなからうか、こう考えます。新しい電信電話会社は電電公社のそのまゝのものを移行するわけでありまして、資金力とかあるいはその他規模におきまして、それから技術の内容におきまして、非常に世界最高のものを持つておられると思います。そうすると、新規参入する場合、この新規電と競争するということは非常に難しい、こういうふうにも一面で考えられるのではないかと思います。新規電会社と新規参入者の競争が有効かつ公正に行われるためにこの法案として講じておる措置はどうかということが一点。

逆に、今度は公社の方にお伺いしたいのですが、すけれども、電電公社としてはそうした新規参入によってどういふ影響があるというふうにお考えなのか、これは総裁にお伺いしたいと思えます。

○真藤説明員 私どもは、今度の新しい法案の御趣旨が御趣旨でございますので、新規参入が健全な姿で、しかも強力な技術力、営業力を持って参入してくるよう政府で御指導いただくことをお願いしたいと思っております。公正な競争によって電気通信事業の発展あるいはその社会的な利用価値というものを上げようというのが御趣旨でございますので、やはり本気になってまじめに対応しなくちゃならないような新規参入が入ってくるというふうな御指導いただくことを、切にお願いしておる次第でございます。

○左藤委員 今のことについて郵政省、意見ありますか。

○小山政府委員 法的な枠組みをいたしましたしては、私ども、新規参入者というものが出来る、それと同時に、新規電との間に公正な競争の条件と環境をつくるという、そういったたてまえですべての法律の枠組みはつくってございます。

じゃ、実態的にどうかということだろうと思います。これにつきまして、なかなか一つの枠組みの中の対応策として直ちに、例えばこの法律が施行されると同時にそういった事業体が出来るかどうかということについては、やはりこういった電気通信事業はかなりの多額の資金と非常に多くの優秀な技術力というものを要請されますので、直ちにそういった競争会社が出て市場価格が形成されるというふうにはならないと思えますけれども、この枠組みをつくることによってその出現は当然期待できると私も見て、このような枠組みの法律をつくったわけでございます。

○左藤委員 そうしますと、その新規参入者は恐らく、例えば東京・大阪間の利益が上がる地域に集中するということが予想されるわけでありまして、全国サービスを受けて持つ新規電会社は、そういう意味で言いますと全国的なサービスの提供とか、そういう不採算地域へのサービスをやらなければならぬ、それから料金水準を維持しなければならぬという点について、そうした面で心配が出てくるわけでありまして、アメリカでも競争導入をしたときに、その結果、市内料金を値上げせざるを得なかったというような事例もあるわけでありまして、そうした点について今回の新規参入というものが行われた場合に、いわゆるクリムスキミングというふうなことで、電電公社は国民生活に不可欠な電話サービスを十分今までどおり提供しているかどうか、こういうことについて現公社としてはどういふふうにお考えになつておるか、総裁にお伺いしたいと思います。

○真藤説明員 新しい法体系で、私どもが特定な条件以外のことについて自主的に責任のある経営体制をとれということになつておりますし、また競争会社と同じ条件で動けるという条件もございまして、競争相手は本当の力が出るまでにかかりの時間がかかると思ひますし、その間に今までのような経営活動ができるというポイントを利用いたしまして、現在よりもさらに健全な姿に、さらにコストが下がり、さらに能率のいい経営ができるように全力投球して新規参入と健全な競争を始めるということに持っていくのが私どもの当面の仕事だということに考えておりますが、何さま新規参入の会社は、一番能率的で最新の性能を備えた設備でくるだろうと思ひます。また経営、運営に必要な最小限度の人員で出てくるというふうにも考えられますので、その辺はどちらか考えておりません、かえって長い時間経過した組織であるという欠点があるから出てこないように、これから姿を変えていくということが一番大事なことで思つております。

そういうことで、まず具体的に新規参入が出てくる姿、計画というものを見ながら、私どもも新しい法体系で許される限りの組織変えなりあるいは新規事業への進出なりということに全力投球するということ、競争の實力を高めていくということをやらねばならぬというふうな考えております。

○左藤委員 そういう御答弁であればなお、例えば現在の市外料金の倍率といふことは、そういうものも高過ぎるのではないかと、そういったいろいろな批判があるのではないかと私は思ひます。そういうことで新しい会社に移行し、さらにまた新規参入のものと競争するまでの段階においてそういった問題について努力をし、検討していただきたい、こういうふうに思ひます。

それから、第二種電気通信事業というのがあるわけですが、第一種については外資の制限は三〇%ですが、あるわけでありまして、第二種の電気通信事業については外資制限を課さないということにいたしております。これは、自由化の関係というふうなことでいろいろな外交的

な問題も配慮されたこともあると思ひますが、そういうことで我が国の通信市場が外国企業に席巻される心配はないのか、そういうことをお伺いしたいのですが、AT&TとかIBMというようなアメリカの有力企業が、最近私の聞いておるところによれば、IBMはIN、それからAT&TはAIS・NET・OOOというふうな人手も技術の面でも非常にすぐれたシステムというものを既に実用化しておるというようなことであります。が、そうしたものが参入してきた場合に、新しい電電を含めまして我が国の企業がこれに対抗していけるかどうかということも含めて、こうした外資の問題についての御意見、特に外資をフリーにした二種については制限を課さなくてやっていく、こういうふうな法案の内容であるわけでありまして、けれども、これについての見直し、そういうものを郵政省と公社と両方にお伺いしたいと思ひます。

○小山政府委員 御指摘のとおりたまた第二種でございましょうと、電気通信事業というのは社会的経済的に重要な機能を担う事業でありますので、その事業が外国の支配下になるということには確かに非常に問題のあるところか、これは非常に注意しなければならぬ、こう思うわけでございます。また、そういうことがあるのではないかと、この懸念も当然私どもしたわけでございます。しかしながら、電気通信分野における我が国の有する技術開発力は十分国際競争力に耐え得るものであること、また第二種電気通信事業というものの中身を考えますと、外国のハードでそのような形のものができたとしても、我が国の企業取引の実態や商慣習というものをよく理解いたしませんと、なかなかこの第二種の事業には入り切れないというふうな社会的な一つの背景もございまして、

そのような利用者のニーズにきめ細かく対応する分野だということから見ますと、外資の参入を認めたといふことから見ますと、やはり我が国のそういった商慣習とか企業取引の実態というものをよく

知っている国内事業者というものの有利性は残ると思うわけでございます。そうしました場合には、外国企業と競争することの方が我が国の第二種電気通信事業の健全な発達、こういったものを見た場合においては競争場裏にさらして激烈な競争原理の導入による利用者へのサービス競争ということを行った方が、むしろ最終ユーザーにとって有利ではないかと判断したわけでございます。

なお、当然郵政省といたしましても、高度情報社会に向けてこの分野が今後ますます重要性を増すものと見込まれるものでございますので、我が国の企業による第二種電気通信事業の健全な発展に向けていろいろな施策を講じていくという、こういった行政機能をフルに発揮すべきであらうとも思っております。

○真藤説明員 私ども現在、データ事業本部という組織の中で、さつき局長からお話がありましたように、いわゆる情報交換のコンピュータ事業、純粋なコンピュータの間の情報交換と、今から新しく規制される第二種電気通信事業者のやるような仕事と、現在もう既に両方やっておるわけでございます。この二つの事業が最近急速に伸び始めておりますが、アメリカのいろいろな状況なり私どもの技術力、営業力というものをさらに強化するという意味も加えまして、実は先般来企業通信システム事業本部というふうなものをつくりまして、こういう第二種に相当する可能性のあるような、将来可能性のあるような大口ユーザーのいろいろな電気通信の将来に向かつての利用計画ということに技術的なコンサルティングをやりながら、だんだん具体化していった、それを私どものお客につくり上げていくことを、地方及び中央で本格的に始めておりますが、その状況の中から、私、じつと見ておりますが、例えば今のIBMなりATTが、新しい向こうでのソフトを持って入ってきたとしても、そういう連中に負ける、席巻されるというふうなことは、決して簡単にはできないだろうというふうな自信をだんだん持ってきておる状態でございます。この法案が明

らかに国会で成立させていただきますと、さらに大がかりに、積極的に、大つばらにそういうふうなことをやることのできるようになりますので、その点、今、準備仕事を始めておるということでございます。

そういうことで、じつと成り行きを見ておりますが、最近、この法案が国会に出たということから、世の中のVANなんというものの対する事業者としての、殊にLANの方の研究、勉強というものに非常な急速な発展をしておる形跡が明らかに出てまいりましたので、そういうのを先もって私どもが、今までの信用をもとにして進んでいけば、向こうが入ってくる前に、今持っております地方にプラスして、かなりの地方を握っております、対抗できるというふうな方向へ持っていくと考えておりますが、その可能性は十分あるように私は今見ております。

○左藤委員 VANの問題については、世の中、マスコミ、いろいろ騒がせた問題であります。この法案のできます段階におきましていろいろ議論があったわけでありすけれども、このVANが電気通信事業であるということは、提案された法案では明確になったのじゃないかと私は思います。今後、郵政省が責任を持って取り組んでいく必要があると思っておりますが、今後のVAN行政をどういうふうに進めたいかという点について、御指摘のように、VANは電気通信事業であるということが明確にされたわけでございまして、そうなりますればなりますほど、通信主管庁であります郵政省の責任というものは重くなるものと理解している次第でございます。

また、VANそのものも、何といたしまして、第一種電気通信事業、インフラストラクチャーを構築する電気通信ネットワークが高度に構築されていることが前提でございますけれども、これを利用してVANというものは、今後の社会経済活動の効率化というものに大きな影響を与えるものだと思っております。

○小山政府委員 御指摘のように、VANは電気通信事業であるということが明確にされたわけでございまして、そうなりますればなりますほど、通信主管庁であります郵政省の責任というものは重くなるものと理解している次第でございます。

また、VANそのものも、何といたしまして、第一種電気通信事業、インフラストラクチャーを構築する電気通信ネットワークが高度に構築されていることが前提でございますけれども、これを利用してVANというものは、今後の社会経済活動の効率化というものに大きな影響を与えるものだと思っております。

それで、郵政省としては、それでは具体的にどうするかということでございますが、今後VANというものがどのように発展を遂げていくかという点ですが、まず一つとしては、発注とか受注、そういったものが、個別の業務通信ニーズ、こういったものを中心にいたしまして、それぞれ特性のあるVANというものが多数出てくるのではないかと考えております。そうしますと、VANが多数でございまして、今度はVANとVANとの間の相互接続ということが問題になってくる。したがって、もしこれがうまくまいりませんと、利用者は多数のVANに加入しなければならぬということ、かえってむだな投資を余儀なくされるというふうなことが起こるということになりますと、この現象はやはり好ましい現象ではないと思っております。そこで、やはり省といたしましては、VAN同士がつながるとか相互に円滑な通信が行われるように、通信手段の標準化とか技術基準の開発というものを進めなければならぬと思っております。これが一つでございます。

それからもう一つ大事なことは、ユーザーがこのVANを発展する、VAN、VANといいますが、安心して使えなければ何にもならないわけでございます。そういう意味で、ネットワークが災害等に対する耐久力があるとか、あるいは災害を受けた場合のバックアップ施設というものがすぐれるようにするというようなことを援助していく。そのためには、VAN全体に対してガイドラインというものを設けて、これを強制的な意味ではないのでございまして、これを強制的な意味ではないのでございまして、政策誘導していくことが必要じゃないかと思っております。

また、そのほかVANサービスを展開するに当たっては、やはり相当な設備投資も要りますので、金融とか税制面からの援助をどうすべきかということも当然考えるべきであらう、こう考えております。

○左藤委員 まだ幾つかお伺いしたいのですけれども、一つは電電公社が現在、三鷹で行っております

れまですいわゆるモデルシステムというもののについて、俗にINS計画と言っておられますが、この計画はこの新会社においても引き続いて進められていくのじゃないかと思っておりますけれども、このことについてのお考え、それから電報なんです、これは新会社に移した場合は、電報事業は新会社が提供義務を負うのであらうと思っておりますが、その提供義務がもしないとなれば、廃止しなければならぬわけなんです、この廃止するということについては、いろいろ問題があるのじゃないかと私は思います。要員の問題とかいろいろなこともあります。それと同時に、またそうした世の中

の状況から見ても、電報というのは廃止すべきかどうかという論議も、まず前提にしなければならぬのじゃないかと思っております。そして、現在、電子郵便というのを郵政の方でおやりになっておられる、これとの関係とかあるいはまた、キャブテンズのいろいろなものが進んでおりますが、こういったものを何か活用してやることもできるのかどうか。ただ、電報そのものは現在、非常な、御承知のような大きな赤字を抱えておるわけでありまして、新会社におきましての経営をいろいろ圧迫する問題もありますので、この電報に対する考え方、どういうようにするかということ、この二点について、これは公社の方からお伺いしたいと思っております。

○真藤説明員 まず、モデルの実験でございますが、これは私どもの技術的な要員の訓練の場というものはもちろんでございますが、本質的には、私どもがこれからお客を上げていくための一つの投資的なものでございまして、VANの、あるいはLANの、あるいは新しい通信設備の性能を、事業目的なり個人目的のためにフルにどうやったらうまく使い方ができるかという使い方の勉強を、実物にさわりながらやっていただくという一つのお客開拓のためのショーケースというふうな私どもは考えまして、これは私どもは経営形態が変わりまして、当分の間続けてまいりますつもりでございます。これによって新しい使い方というものが、い

れまですいわゆるモデルシステムというもののについて、俗にINS計画と言っておられますが、この計画はこの新会社においても引き続いて進められていくのじゃないかと思っておりますけれども、このことについてのお考え、それから電報なんです、これは新会社に移した場合は、電報事業は新会社が提供義務を負うのであらうと思っておりますが、その提供義務がもしないとなれば、廃止しなければならぬわけなんです、この廃止するということについては、いろいろ問題があるのじゃないかと私は思います。要員の問題とかいろいろなこともあります。それと同時に、またそうした世の中

の状況から見ても、電報というのは廃止すべきかどうかという論議も、まず前提にしなければならぬのじゃないかと思っております。そして、現在、電子郵便というのを郵政の方でおやりになっておられる、これとの関係とかあるいはまた、キャブテンズのいろいろなものが進んでおりますが、こういったものを何か活用してやることもできるのかどうか。ただ、電報そのものは現在、非常な、御承知のような大きな赤字を抱えておるわけでありまして、新会社におきましての経営をいろいろ圧迫する問題もありますので、この電報に対する考え方、どういうようにするかということ、この二点について、これは公社の方からお伺いしたいと思っております。

○真藤説明員 まず、モデルの実験でございますが、これは私どもの技術的な要員の訓練の場というものはもちろんでございますが、本質的には、私どもがこれからお客を上げていくための一つの投資的なものでございまして、VANの、あるいはLANの、あるいは新しい通信設備の性能を、事業目的なり個人目的のためにフルにどうやったらうまく使い方ができるかという使い方の勉強を、実物にさわりながらやっていただくという一つのお客開拓のためのショーケースというふうな私どもは考えまして、これは私どもは経営形態が変わりまして、当分の間続けてまいりますつもりでございます。これによって新しい使い方というものが、い

れまですいわゆるモデルシステムというもののについて、俗にINS計画と言っておられますが、この計画はこの新会社においても引き続いて進められていくのじゃないかと思っておりますけれども、このことについてのお考え、それから電報なんです、これは新会社に移した場合は、電報事業は新会社が提供義務を負うのであらうと思っておりますが、その提供義務がもしないとなれば、廃止しなければならぬわけなんです、この廃止するということについては、いろいろ問題があるのじゃないかと私は思います。要員の問題とかいろいろなこともあります。それと同時に、またそうした世の中

の状況から見ても、電報というのは廃止すべきかどうかという論議も、まず前提にしなければならぬのじゃないかと思っております。そして、現在、電子郵便というのを郵政の方でおやりになっておられる、これとの関係とかあるいはまた、キャブテンズのいろいろなものが進んでおりますが、こういったものを何か活用してやることもできるのかどうか。ただ、電報そのものは現在、非常な、御承知のような大きな赤字を抱えておるわけでありまして、新会社におきましての経営をいろいろ圧迫する問題もありますので、この電報に対する考え方、どういうようにするかということ、この二点について、これは公社の方からお伺いしたいと思っております。

ろいろお使いになる方々の知恵で開発されていくという開発の場を提供するというふうな考えで、おる次第でございます。

それから、今の電報の問題でございますが、今、赤字だからといって、これをすぐどうのこうのというふうなことを言うべき立場に、私も立っておらぬわけでございまして、これはやはり続けていかざるを得ない。しかしながら、このままでは、今、御指摘がございましたように、大きな赤字を抱えておりますので、まず電報のやりとりをする機械的な設備というものを新しく入れかえると同時に、その電報のハンドリングのソフト、いわゆる手順なり方法というものを根本的に見直して、現在よりもずっと少ないコストで電報の御要求に応じ得るような形に変換しつつござい

ます。それとデジタル化が進むに従いまして、今までの片仮名電報よりもっといい記録通信というものが十分考えられますので、そういうものも総合いたしまして、この電報というものの御要求が世の中にある限り持つていくというふうな考えでおるわけでございます。今、具体的にいろいろ問題になっておりますのは、電報の配達率あり方、郵政委託のあり方というものがいろいろ国会でも問題が出ておりますが、この面につきましては、今、郵政の御当局といろいろこの合理化について打ち合わせをしていただいて、大体合理的なところに合理的な形におさまりがつきそうな形になってまいりましたので、そういうこともやりながらできるだけ早くこれを、事業をふやすということとコストを下げるということで、できるだけ早くこの赤字を解消していくというふうなしようとして今、努力している次第でございます。

○左藤委員 もう時間が参りましたので、最後に大臣に一言だけ伺いしておきたいと思っております。

御承知のように、今ニューメディアの出現というところでいろいろ世の中が騒がれております。INSの先ほどのお話、それからキャブテンズ、双

方向のテレビ、CATVあるいは衛星通信とか光ファイバー、新しいメディアが次々と出てまいっております。そして国民もそうした問題について乗りおくれまいとするのでしょいか、いろんな多様なニーズというものがそこに生まれてくるだろうと思ひます。ただ、そのとき大切なことは、そうしたサービスというものが安定して続けられていくということがなかったならば、国民はそうしたものを、せっかく飛びついてきまして、利用ができなかったりいろいろなことで中途半端な形になってしまふということについては非常に心配を持つのは当然ではございまして、またさらに二重投資になるとかいうふうなことになつても困るわけでありまして。

そういう意味で、単にいろんな宣伝に迷わされたり何かする、判断をすることにつきましても、私は非常に困惑しておるような問題もたくさんあるろうと思ひます。こういった問題を含めまして、郵政省としても今後の一つの方向というふうなもの、を国民に対して親切な説明をしていく必要があるのではないかと。この電電改革三法案も今後の高度情報社会の形成に向けて一つの画期的な意義を持つ法案であると考えますけれども、現実にはそういった制度を運営するのは行政であるわけでありまして、通信行政の所管大臣としてどういったお考えで今後国民のための行政というものを運営をしていったらいいかということについて御見解を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○奥田国務大臣 御指摘のとおり電電改革三法案は、ある人の言葉をかりれば百年に一度あるかないかというような大変な大法案でございます。我が国の国内だけではなくて世界も注目しておるという改革法案でございます。それだけ先導的な高度情報社会構築のための一つの入口にも来ておるわけでございまして、最近の論議あるいははしゃぎ方を見ておると、多様なニューメディアによって国民の生活があらしたにもばつと花が開いて豊かになっていくような錯覚も持つておることも事実でございます。

確かに私たちは今日の通信技術の、まさに日進月歩というような技術革新によってあらゆる可能性が出てまいつたことは事実でございます。そして今度の改革三法案によってそういった競争原理の導入、民間開放、いろいろな形のメディアが私たちの生活に影響してまいらると思ひます。しかしここで忘れてならないことは、それらのニューメディアが究極的には国民の生活を豊かにすると同時に、人間性を喪失しないように、人間性が尊重される社会が私たちの政策目標でもあるということでございます。ですから新会社設立によって競争原理が働いて、そのことによって国民により安い料金体制、そしてより質の高いメディアのサービスが還元されてこなければ今日の三改革法案の意義はないと思つております。

私は、率直に言わしていただくならば、今まで高速交通体系、道路によって我が国の動脈の体制は整いつつあります。しかし今度の通信改革は、まさに国の神経系統に当たるこの通信改革によって、もっと極端に言えば高度な電気通信網を構築する、つまりデジタルサービスのネットをつくり上げることに伴つて日本の列島改造を試みようとする壮大な一つの法案の理想目標でもあらうかと

と思ひます。つまり情報格差のない、文化格差のない日本をつくり上げる。しかもそれを高度の通信ネットワークによって形成するというところであります。

しかし基本は、目指すポリシーと申しますか、私たちがこの政策を実現していく究極の目標は、人間性が尊重される豊かな社会でなければならぬということであらうかと思ひます。今後こういった面での三法案改革に伴つての御審議を願つて、法案審議の成果を待つてこの政策が実現されることになりますれば、このような行政理念のもとにあくまでも公正な競争によって国民にサービス還元して、国民が豊かな形でそれを享受できるような方向に持つていくことに全力を挙げてまい

るつもりでございます。

○左藤委員 終わります。

○志賀委員長 これにて左藤君の質問は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

日本放送協会昭和55年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

56 換 第395号

昭和56年12月8日

内閣総理大臣 鈴木 善幸 殿

会計検査院長 大村 善雄 閣下

日本放送協会昭和55年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和55年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

昭和55年度財産目録

財産目録

昭和56年3月31日現在

科 目	内 容		取 引		合 計
	摘 要	金 額	金 額	金 額	
(資産の部) 流動資産 現金預金	現金預金	52,488,678 12,681,806,167	56,698,301,642 12,734,294,845	円	
受信料未収金	受信料未収金 未収受信料欠損引当金	10,046,447,599 △ 8,311,000,000	1,735,447,599		
有価証券 貯蔵証券 前払費用 その他の流動資産	受信料未収金の 収納不能見込額 金融債ほか フイールド、放送 記念品 長期借入金利息 ほか 有価証券利息ほか 建物賃借保証金 ほか 諸立替払金	2,149,532,653 897,002,556 125,914,208	35,565,324,896 146,177,898 3,344,606,987 3,172,449,417		
固定資産 有形固定資産 建物	建物 減価償却引当金	81,548,127,781 △ 27,944,071,014	150,208,016,212 148,832,232,921 53,604,056,767		
構築物	構築物 減価償却引当金	61,159,668,755 △ 29,989,908,416	31,169,760,339		
機械	機械 減価償却引当金	167,093,480,165 △ 127,190,452,083	39,903,028,082		

土地 建設仮勘定 無形固定資産 無形固定資産	土地 建設仮勘定 無形固定資産 無形固定資産	19,822,966,853 3,968,437,315 1,075,783,291 1,075,783,291	37,151,452,802 4,935,780,178 31,360,977,866 854,694,758
特出 定資産 放送債券償還積 立資産 繰延勘定 長期前払費用 放送債券発行差 金	特出 定資産 放送債券償還積 立資産 繰延勘定 長期前払費用 放送債券発行差 金	5,239,000,000 5,239,000,000 275,130,857 37,011,152 238,119,705 212,420,448,71	49,993,000,000 26,530,000,000 11,613,000,000 11,850,000,000 87,144,452,802
資産合計 (負債の部) 流動負債 未払金 受信料前受金 その他の流動負債	資産合計 (負債の部) 流動負債 未払金 受信料前受金 その他の流動負債	33,623,135 56,068,000 765,008,623	37,151,452,802 4,935,780,178 31,360,977,866 854,694,758
固定負債 放送債券 長期借入金 退職手当引当金 負債合計	固定負債 放送債券 長期借入金 退職手当引当金 負債合計	49,993,000,000 26,530,000,000 11,613,000,000 11,850,000,000 87,144,452,802	49,993,000,000 26,530,000,000 11,613,000,000 11,850,000,000 87,144,452,802

2 昭和55年度貸借対照表

貸借対照表
昭和56年3月31日現在

(科目)	資産の部	(金額)	負債の部
流動資産	現金	12,734,294,845	流動負債
現金	預り金	10,046,447,599	未受の流動負債
受取金	未収金	8,311,000,000	その他の流動負債
未収金	未収金		固定負債
有価証券	債券	1,735,447,599	固定負債
貯蓄	債券	35,565,324,896	固定負債
前払費用	債券	146,177,898	固定負債
その他の流動資産	債券	8,344,606,987	固定負債
流動資産合計		3,172,449,417	固定負債
固定資産		56,698,301,642	固定負債
有形固定資産			固定負債
建物		81,548,127,781	固定負債
建物	減価償却引当金	27,944,071,014	固定負債
構築物		61,159,668,755	固定負債
構築物	減価償却引当金	29,989,908,416	固定負債
機械		167,083,480,165	固定負債
機械	減価償却引当金	127,190,452,083	固定負債
器具什器		1,066,425,450	固定負債
器具什器	減価償却引当金	702,441,885	固定負債
土地		363,983,565	固定負債
建設仮勘定		19,822,966,853	固定負債
無形固定資産		3,968,437,315	固定負債
無形固定資産		1,075,783,291	固定負債
出資		300,000,000	固定負債
固定資産合計		150,208,016,212	固定負債
特種資産		5,239,000,000	固定負債
放送債券償還積立資産		5,239,000,000	固定負債
繰延勘定			固定負債
長期前払費用		37,011,152	固定負債
放送債券発行差金		238,119,705	固定負債
繰延勘定		275,130,857	固定負債

(科目)	資産の部	負債の部
流動資産	現金	流動負債
現金	預り金	未受の流動負債
受取金	未収金	その他の流動負債
未収金	未収金	固定負債
有価証券	債券	固定負債
貯蓄	債券	固定負債
前払費用	債券	固定負債
その他の流動資産	債券	固定負債
流動資産合計		固定負債
固定資産		固定負債
有形固定資産		固定負債
建物		固定負債
建物	減価償却引当金	固定負債
構築物		固定負債
構築物	減価償却引当金	固定負債
機械		固定負債
機械	減価償却引当金	固定負債
器具什器		固定負債
器具什器	減価償却引当金	固定負債
土地		固定負債
建設仮勘定		固定負債
無形固定資産		固定負債
無形固定資産		固定負債
出資		固定負債
固定資産合計		固定負債
特種資産		固定負債
放送債券償還積立資産		固定負債
繰延勘定		固定負債
長期前払費用		固定負債
放送債券発行差金		固定負債
繰延勘定		固定負債

3 昭和55年度損益計算書

損益計算書
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで

科目	目	金額
経常経費	経常経費	271,431,531,553
経常経費	経常経費	263,839,132,368
経常経費	経常経費	1,191,510,000
経常経費	経常経費	6,400,889,185
経常経費	経常経費	86,576,404,437
経常経費	経常経費	66,759,881,676
経常経費	経常経費	1,658,234,388
経常経費	経常経費	37,098,428,703
経常経費	経常経費	3,114,538,349
経常経費	経常経費	34,810,526,414
経常経費	経常経費	17,170,383,872
経常経費	経常経費	3,713,217,424

資 産	負 債 合 計	(44.5)		(41.0)		増 減
		83,813,993		87,144,453		
資 産 立 本	資 産 立 本	75,000,000		75,000,000		0
当 期 事 業 収 支 差 金	当 期 事 業 収 支 差 金	40,880,612		29,576,634		11,303,978
資 本 合 計	資 本 合 計	11,303,978		20,699,362		32,003,340
負 債 資 本 合 計	負 債 資 本 合 計	(55.5)		(59.0)		20,699,362
		104,576,634		125,273,996		
		(100.0)		(100.0)		
		188,390,627		212,420,449		24,029,822

(注) ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資 産 の 部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,883億9,062万7千円に比べ240億2,982万2千円増加し、2,124億2,044万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率(%)	金 額	構成比率(%)	
流 動 資 産	40,879,339	21.7	56,698,302	26.7	15,818,963
固 定 資 産	143,964,862	76.4	150,208,016	70.7	6,243,154
特 定 延 勘 定 資 産	3,356,000	1.8	5,239,000	2.5	1,883,000
合 計	188,390,627	100.0	212,420,449	100.0	24,029,822

イ 流 動 資 産

当年度末の流動資産は、前年度末の408億7,983万9千円に比べ158億1,896万3千円増加し、566億9,830万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末	昭和55年度末	増 減
現 金	9,798,812	12,734,295	2,935,483
預 金	1,633,905	1,735,448	101,543
有 価 証 券	23,177,452	35,565,325	12,387,873
貯 蓄 金	231,123	146,178	84,945
前 払 費 用	3,397,909	3,344,607	53,302
その他の流動資産	2,640,138	3,172,449	532,311
合 計	40,879,339	56,698,302	15,818,963

注1 現 金 預 金 (単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
現 金	52,489	
預 金	12,681,806	銀行預金、郵便振替ほか
合 計	12,734,295	

注2 受 信 料 未 収 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 未 収 金	10,046,448	当年度末の受信料未収額
未 収 受 信 料 欠 損 引 当 金	8,311,000	翌年度における収納不能見越額
合 計	1,735,448	

注3 有 価 証 券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
金 融 債 券	23,792,000	23,389,531	23,389,531	興業債券ほか
政 府 保 証 債 券	170,000	168,510	168,510	鉄道債券ほか
電 信 電 話 債 券	640,950	639,664	639,664	
国 有 債 券	10,133,000	9,824,495	9,824,495	
事 業 債 券	550,000	543,125	543,125	電力債券
貸 付 信 託	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
合 計	36,285,950	35,565,325	35,565,325	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯 蔵 品

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
フ イ ル	117,443	ニース・番組制作用16ミリフィルム
放 送 記 念 品	28,735	放送出演記念用タオルほか
合 計	146,178	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5. 前払費用

区 分		金 額	摘 要
長期借入金	利息	128,856	長期借入金の翌年度分利息
翌年度番組制作費		1,801,860	テレビ番組「おんな太閤記」ほか翌年度放送番組制作経費
翌年度受信料収納経費		1,013,600	受信料前受金に対応する収納事務費
その他の前払費用		400,291	営業所等賃借料ほか
合 計		3,344,607	

注6 その他の流動資産

区 分		金 額	摘 要
未収入保証金		2,149,533	有価証券利息ほか
差入保証金		897,002	建物賃借保証金ほか
返 金		125,914	諸立替払金
合 計		3,172,449	

(イ) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末高	繰越前年度末高	繰越前年度末高	当年度末高
有形固定資産	316,399,783	24,031,524	5,772,201	334,659,106	185,826,873	148,832,233	334,659,106
建物	80,071,836	1,866,032	389,740	81,548,128	27,944,071	53,604,057	81,548,128
構築物	57,566,111	4,270,052	676,495	61,159,668	29,989,908	31,169,760	61,159,668
機械	158,572,058	12,760,942	4,239,520	167,093,480	127,190,452	39,903,028	167,093,480
器具什器	1,055,261	74,595	63,430	1,066,426	702,442	363,984	1,066,426
土地	18,584,376	1,270,262	31,671	19,822,967	—	19,822,967	19,822,967
建設仮勘定	550,141	3,789,641	371,345	3,968,437	—	3,968,437	3,968,437
無形固定資産	1,896,261	131,764	16,203	2,011,822	936,039	1,075,783	2,011,822
(有形・無形) (固定資産計)	318,296,044	24,163,288	5,788,404	336,670,928	186,762,912	149,908,016	336,670,928
出 資	140,000	160,000	0	300,000	—	300,000	300,000
合 計	318,436,044	24,323,288	5,788,404	336,970,928	186,762,912	150,208,016	336,970,928

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、23,740,266千円であり、その内容は次のとおりである。

放送網の建設

テレビジョン(総合放送150局、教育放送145局の開設、共同受信施設50施設の開設、放送衛星設備の整備等)
7,987,947千円

ラジオ(中波放送所4局の増力整備、中波第1放送1局、FM放送5局の開設等)
3,472,349千円

放送会館の整備(青森放送会館の移転整備等)
971,657千円

放送設備の整備(ローカル放送用機器の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等)
8,965,373千円

研究設備等の整備(研究開発設備の整備、事務機器の整備等)
2,342,940千円

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事、放送衛星設備の整備等未完成のものである。
注3 当年度末の無形固定資産残高1,075,783千円の内容は、受信設備利用権等施設利用権1,045,664千円、地上権30,119千円である。
注4 出資は、通信・放送衛星機構に対するものである。

区 分	昭和54年度末	昭和55年度	
		増	減
放送債券償還還立資産	3,356,000	2,653,000	770,000
放 送 債 券 償 還 還 立 資 産			5,239,000

(ロ) 繰延勘定
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億9,042万6千円に比べ8,470万5千円増加し、2億7,513万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末	昭和55年度末	増 減
長期前払費用	34,359	37,011	2,652
放送債券発行差金	166,067	238,120	82,053
合 計	190,426	275,131	84,705

イ 負債の部
当年度末の負債総額は、前年度末の838億1,399万3千円に比べ33億3,046万円増加し、871億4,445万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
流 動 負 債	29,522,993	35.2	37,151,453	42.6	7,628,460
固 定 負 債	54,291,000	64.8	49,983,000	57.4	△ 4,298,000
合 計	83,813,993	100.0	87,144,453	100.0	3,330,460

の 流 動 負 債

当年度末の流動負債は、前年度末の295億2,299万3千円に比べ76億2,846万円増加し、371億5,145万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
未 払 金	4,063,414		4,935,780		882,366
受 信 料 前 受 金	24,683,154		31,360,978		6,667,824
その他の流動負債	776,425		854,695		78,270
合 計	29,522,993		37,151,453		7,628,460

注1 未 払 金

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
放 送 債 券 利 息	410,075		放送債券の当年度分利息		
回線専用料ほか諸経費	3,673,331		3月分回線専用料、電力料ほか		
その他	852,374		大道具製作代金ほか		
合 計	4,935,780				

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
受 信 料 前 受 金	31,360,978		翌年度分受信料の収納額		

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
前 受 収 益	33,623		技術協力料		

預 り 金	56,063	集金委託保証金ほか
受 金	765,009	源泉徴収所得税ほか
合 計	854,695	

(4) 固 定 負 債

当年度末の固定負債は、前年度末の542億9,100万円に比べ42億9,800万円減少し、499億9,300万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
放 送 債 券	21,300,000		26,530,000		5,230,000
長期借入金	22,591,000		11,613,000		△ 10,978,000
退職手当引当金	10,400,000		11,850,000		1,450,000
合 計	54,291,000		49,983,000		△ 4,298,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区 分	昭和54年度末		昭和55年度末		増 減
	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	
放 送 債 券	21,300,000		6,000,000		△ 15,300,000
長期借入金	22,591,000		370,000		△ 22,221,000
合 計	43,891,000		6,370,000		△ 37,521,000

上記長期借入金の昭和55年度末残高11,613,000千円の借入先別金額は、第一勧業銀行6,736,000千円、富士銀行1,278,000千円、住友銀行1,278,000千円、三菱銀行813,000千円、三井銀行813,000千円、三和銀行464,000千円、日本長期信用銀行231,000千円である。

ウ 資 本 の 部

当年度末の資本の総額は、前年度末の1,045億7,663万4千円に比べ206億9,936万2千円増加し、1,252億7,599万6千円となり、その内容は次のとおりである。

資 本	750億円
旧社団法人日本放送協会から承継した純資産	1億6,337万5千円
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額	30億8,857万7千円
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額	717億4,804万8千円
(4) 積立金	295億7,663万4千円
過年度の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の295億7,663万4千円は、前年度末の408億8,061万2千円から前年度の当期事業収支差金△113億397万8千円を差し引いた結果である。	

(2) 当期事業収支差金
(比較損益計算書)
206億9,966万2千円

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
経常事業収支	経常事業収入	(100,0) 219,107,136	(100,0) 271,431,531	52,324,395
	受入金収入	213,405,054 1,033,513	263,839,132 1,191,510	50,434,078 157,997
	雑収入	4,668,569	6,400,889	1,732,320
	経常事業支出	(104,8) 229,664,459	(92,4) 250,901,615	21,237,156
事業収支	給内放送与	81,041,139 61,067,488	86,576,405 66,759,882	5,535,266 5,692,394
	国際放送費	1,535,324 32,190,662	1,658,234 37,098,429	122,910 4,907,867
	調査研究費	2,923,602 31,691,571	3,114,538 34,810,526	190,936 3,118,955
	管調管理費	16,566,415 2,648,358	17,170,384 3,713,217	603,969 1,064,859
事業収支	経常事業収支差金	(4,8) 10,557,323	(7,6) 20,529,916	31,087,239
	資本支出余金	0 10,557,323	13,201,000 7,328,916	13,201,000 17,886,239
	特別収入	(0,2) 439,074	(0,2) 613,806	174,732
	特別支出	(0,6) 1,185,729	(0,2) 444,360	741,369
特別収支	固定資産売却益	395,283	566,560	171,277
	固定資産受贈益	27,182	35,171	7,989
	過年度損益修正益	16,609	12,075	4,534
	特別収支	(0,6) 1,185,729	(0,2) 444,360	741,369
当期事業収支差金	固定資産売却損	345,358	256,628	88,730
	固定資産除却損	151,615	137,571	14,044
	過年度損益修正損	688,756	50,161	638,595
	当期事業収支差金	(4,5,2) 11,303,978	(7,6) 20,699,362	32,003,340

資本支出充当	0	13,201,000	13,201,000
事業収支余金	11,303,978	7,498,362	18,802,340

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

経常事業収支
経常事業収入2,714億3,183万1千円に対し、経常事業支出は2,509億161万5千円であり、差し引き経常事業収支差金は205億2,991万6千円である。

なお、前年度決算額の経常事業収入2,191億713万6千円、経常事業支出2,296億6,445万9千円に比較すれば、経常事業収入は523億2,439万5千円、経常事業支出は212億3,715万6千円の増加である。

経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信料月額改定及びカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
受信料収入	信収入	213,405,054	263,839,132	50,434,078
	雑収入	1,033,513	1,191,510	157,997
	雑収入	4,668,569	6,400,889	1,732,320
	合計	219,107,136	271,431,531	52,324,395

注1 受信料

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
普通受信料	普通受信料	11,865,639	13,462,560	1,596,921
	カラ受信料	201,539,415	250,376,572	48,837,157
	カラ受信料	213,405,054	263,839,132	50,434,078
	合計	213,405,054	263,839,132	50,434,078

なお、有料受信契約者数の増減状況は、次表のとおりである。

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
普通受信料	年増	2,676	2,508	168
	年初	169	133	36
	年末	2,507	2,375	132
	合計	2,676	2,508	168
カラ受信料	年増	25,040	25,736	694
	年初	694	442	252
	年末	25,734	26,178	444
	合計	25,734	26,178	444

契約総数	年度	初頭	増加	末	27,716 525	28,244 309
年増	年度				28,241	28,553

(注) 受信料免除措置の一部廃止による増 普通契約1千件、カラー契約2千件は、昭和55年度初頭数に含め表示した。

注2 交付金収入

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
国際放送関係交付金		833,594	943,478	109,884
選挙放送関係交付金		199,919	248,032	48,113
合 計		1,033,513	1,191,510	157,997

注3 雑収入

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
受 入 利 息		2,245,986	3,215,763	969,827
雑 入		2,422,633	3,185,126	762,493
合 計		4,668,569	6,400,889	1,732,320

上記雑収入の昭和55年度3,185,126千円の内訳は、基地周辺受信障害対策金の受入れ1,261,684千円、番組提供料収入・技術協力収入等副次的収入1,483,766千円、その他の雑入金439,676千円である。

(イ) 経常事業支出

昭和55年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
給 内 放 送	与 費	81,041,139	86,576,405	5,535,266
国 際 放 送	費	61,067,488	66,759,882	5,692,394
国 営 放 送	費	1,535,324	1,658,234	122,910
調 査 研 究	費	32,190,562	37,098,429	4,907,867
管 理 費	費	2,923,602	3,114,538	190,936
管 理 費	費	31,691,571	34,810,526	3,118,955
減 価 償 却	費	16,566,415	17,170,384	603,969
財 産 費	費	2,648,388	3,713,217	1,064,859
合 計		229,664,459	250,901,615	21,237,156

注1 給 与

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
給 料 手 当	費	80,483,740	86,079,285	5,595,545
労 務 費	費	557,399	497,120	60,279
合 計		81,041,139	86,576,405	5,535,266

注2 国内放送費

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
番組組運用施設費	費	40,804,766	44,227,967	3,423,191
技術通信施設費	費	13,866,356	15,930,650	2,064,294
合 計		61,067,488	66,759,882	5,692,394

注3 国際放送費

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
番組組運用施設費	費	780,787	860,561	79,774
技術通信施設費	費	9,928	10,463	535
合 計		744,509	787,210	42,601
合 計		1,535,324	1,658,234	122,910

注4 営業費

(単位 千円)

区	分	昭和54年度	昭和55年度	増減
広報・受信改善費	費	2,111,500	1,899,790	211,710
契約収入納税費	費	23,357,062	26,887,639	3,530,577
未収受信料欠損償却費	費	6,722,000	8,311,000	1,589,000
合 計		32,190,562	37,098,429	4,907,867

注5 調査研究費

(単位 千円)

区 分	昭和54年度	昭和55年度	増 減
番組調査研究費	714,419	831,353	116,934
技術研究費	2,209,183	2,283,185	74,002
合 計	2,923,602	3,114,538	190,936

注6 管理費

(単位 千円)

区 分	昭和54年度	昭和55年度	増 減
一般管理費	2,072,380	2,232,596	160,266
施設管理費	3,102,286	3,346,092	243,806
厚生保険費	13,616,004	15,005,938	1,389,934
退職手当その他	12,900,961	14,225,900	1,324,949
合 計	31,691,571	34,810,526	3,118,955

注7 減価償却費

(単位 千円)

区 分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産	334,659,106	17,056,418	185,826,873	148,832,233
建物	81,548,128	1,531,328	27,944,071	53,604,057
構築物	61,159,668	3,801,979	29,989,908	31,169,760
機械	167,083,480	11,676,908	127,190,452	39,903,028
器具什	1,066,426	45,203	702,442	363,984
土	19,822,967	—	—	19,822,967
建物敷	3,968,437	—	—	3,968,437
形固定資産	2,011,822	114,966	936,039	1,075,783
合 計	336,670,928	17,170,384	186,762,912	149,908,016

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物、構築物は定額法、機械、器具什器は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

注8 財務費

(単位 千円)

区 分	昭和54年度	昭和55年度	増 減
支払利息	2,528,780	3,567,334	1,038,554
放送債券発行差金償却等	119,578	145,883	26,305
合 計	2,648,368	3,713,217	1,064,859

イ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は6億1,380万6千円であり、固定資産売却損等の特別支出は4億4,436万円であり、その内容は次表のとおりである。

ロ 特別収入

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却益	566,560	
固定資産受贈益	35,171	
固定資産損益修正益	12,075	固定資産の造成による評価益
合 計	613,806	

ハ 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
固定資産売却損	256,628	
固定資産除却損	137,571	
固定資産損益修正損	50,161	昭和54年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損
合 計	444,360	

ウ 当期事業収支差金経常事業収支差金205億2,991万6千円に特別収入6億1,380万6千円を加え、特別支出4億4,436万円を差し引いた当期事業収支差金は206億9,936万2千円であり、これは資本支出充当132億100万円及び事業収支剰余金74億9,836万2千円である。

3 収入支出の決算の状況

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

別表
(事業収支)
収入支出決算表
昭和55年度

款	項	算 額					決 算 額 (4)	予 算 残 額 (3)-(4)
		当 初 額 (1)	予 算 総 則 に 基 づ く 増 減 額 (2)			合 計 (1)+(2) (3)		
			第6条予備費	第11条交付金	増 減 額 計			
事業収入	受取金収入	278,917,267,000 円	0	179,384,000 円	179,384,000 円	279,096,651,000 円	272,045,337,383 円	7,051,313,617 円
	交付金収入	273,167,460,000	0	0	0	273,167,460,000	263,839,132,368	9,328,327,632
	雑収入	1,020,968,000	0	179,384,000	179,384,000	1,200,352,000	1,191,510,000	8,842,000
	特別収入	4,454,963,000	0	0	0	4,454,963,000	6,400,889,185	1,945,926,185
	特別収入	273,876,000	0	0	0	273,876,000	613,805,830	339,929,830
	特別収入	254,259,537,000	0	179,384,000	179,384,000	254,438,921,000	251,345,975,569	3,092,945,431
	特別収入	86,553,777,000	0	68,449,000	68,449,000	86,622,226,000	86,576,404,437	45,821,563
	特別収入	66,676,892,000	0	90,070,000	190,070,000	66,866,962,000	66,759,881,676	107,080,324
	特別収入	1,678,668,000	0	0	0	1,678,668,000	1,658,234,388	20,433,612
	特別収入	37,166,602,000	0	0	0	37,166,602,000	37,098,428,703	68,173,297
事業支出	送金収入	3,160,461,000	0	0	0	3,160,461,000	3,114,538,349	45,922,651
	送金収入	34,940,462,000	0	20,865,000	20,865,000	34,961,327,000	34,810,526,414	150,800,586
	送金収入	17,300,000,000	0	0	0	17,300,000,000	17,170,383,872	129,616,128
	送金収入	3,719,325,000	0	0	0	3,719,325,000	3,713,217,424	6,107,576
	送金収入	563,350,000	0	0	0	563,350,000	444,360,306	118,989,694
	送金収入	2,500,000,000	0	0	0	2,400,000,000	0	2,400,000,000
	送金収入	24,657,730,000	100,000,000 △	0	100,000,000 △	24,657,730,000	20,699,361,814	3,958,368,186
	送金収入	0	0	0	0	0	0	0
	送金収入	0	0	0	0	0	0	0
	送金収入	0	0	0	0	0	0	0

(資本収支)

款	項	算 額			決 算 額 (4)	繰 越 額 (5)	予 算 残 額 (3)-(4)-(5)
		予		合 計 (1)+(2) (3)			
		当 初 額 (1)	予算繰則に基づく 増 減 額 (2) 第8条前期繰越金				
資 本 収 入	事業収入	41,997,000,000	800,000,000	42,797,000,000	38,707,786,354	0	4,089,213,646
	事業収入	17,067,000,000	0	17,067,000,000	13,201,000,000	0	3,866,000,000
	事業収入	17,300,000,000	0	17,300,000,000	17,170,383,872	0	129,616,128
	事業収入	0	800,000,000	800,000,000	800,000,000	0	0
	事業収入	490,000,000	0	490,000,000	396,402,482	0	93,597,518
	事業収入	770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0
	事業収入	6,000,000,000	0	6,000,000,000	6,000,000,000	0	0

資本支出	長期借入金	短期借入金	長期貸入金	短期貸入金	長期貸出金	短期貸出金	長期貸入金	短期貸入金	長期貸出金	短期貸出金
370,000,000	0	370,000,000	370,000,000	0	370,000,000	0	370,000,000	0	370,000,000	0
41,997,000,000	800,000,000	42,797,000,000	38,671,265,789	0	4,125,734,211	0	4,125,734,211	0	4,125,734,211	0
24,000,000,000	0	24,000,000,000	23,740,265,789	0	259,734,211	0	259,734,211	0	259,734,211	0
160,000,000	0	160,000,000	160,000,000	0	0	0	160,000,000	0	160,000,000	0
2,653,000,000	0	2,653,000,000	2,653,000,000	0	0	0	2,653,000,000	0	2,653,000,000	0
770,000,000	0	770,000,000	770,000,000	0	0	0	770,000,000	0	770,000,000	0
14,414,000,000	800,000,000	15,214,000,000	11,348,000,000	0	3,866,000,000	0	3,866,000,000	0	3,866,000,000	0

前 期 繰 越 金 809,494,876円
 前 期 繰 越 金 800,000,000円 (長期借入金の返還に充当)
 当 年 度 繰 越 金 7,534,882,379円 (事業収支差金20,699,361,814円から事業収支差金受入れ13,201,000,000円を差し引いた額と資本収支の差額86,520,565円との合計額)
 後 期 繰 越 金 7,544,377,265円 (このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金7,498,361,814円)

逓信委員会議録第八号中正誤

一 段 行 誤 正
 一 三 ことにならぬ
 二 三 主官庁間
 一 末 原因追求
 二 原因追及

昭和五十九年六月二十九日印刷

昭和五十九年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D